

独立行政法人 国際交流基金
令和 3 年度業務実績評価

令和 4 年 8 月
外務省

目 次

I. 評価の概要 及び 総合評定	1
II. 項目別評価	
No. 1 文化芸術交流事業の推進及び支援	9
No. 2 海外における日本語教育・学習基盤の整備	35
No. 3 海外日本研究・知的交流の推進及び支援	70
No. 4 「アジア文化交流強化事業」の実施	92
No. 5 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	98
No. 6 海外事務所等の運営	107
No. 7 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	115
No. 8 組織マネジメントの強化	119
No. 9 業務運営の効率化、適正化	126
No. 10 財務内容の改善	138
No. 11 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	144
No. 12 内部統制の充実・強化	155
No. 13 事業関係者の安全確保	160
No. 14 情報セキュリティ対策	164

I . 評価の概要 及び 総合評価

独立行政法人国際交流基金 令和3年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際交流基金	
評価対象	年度評価	令和3（2021）年度（第4期中期目標期間）
事業年度	中期目標期間	平成29（2017）年度～令和3（2021）年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	大臣官房（外務報道官・広報文化組織）	担当課、責任者	広報文化外交戦略課長 小野 健 文化交流・海外広報課長 津田 陽子
評価点検部局	大臣官房（考査・政策評価官室）	担当課、責任者	考査・政策評価室長 川口 伊靖

3. 評価の実施に関する事項
1. 監事からの意見聴取（令和4年6月23日）
2. 理事長による業務実績説明（外務省及び外部有識者（外務省独立行政法人評価アドバイザー）出席）（令和4年7月13日）
3. 外部有識者からの意見聴取（上記2. を踏まえたコメントシートの提出）

4. その他評価に関する重要事項
項目別自己評価書記載事項の扱いを以下のとおりとする。 （1）「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」 ア. 定量的指標及び関連指標の計画値、実績値、達成度を記載。 （2）「2. 主要な経年データ」の「②主要なインプット情報」 ア. 人件費については、「予算額」「決算額」には含まず、「経常費用」には含む。 イ. 海外事務所における事業費・従事人員数は含まない。

1. 全体の評価				
評価	A			
(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価状況				
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
B	A	A	A	A
評価に至った理由				
以下を踏まえ、「A」評価とした。 ・「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」のうち評価を付する 6 項目に関し、「S」評価 1 項目、「A」評価 2 項目、「B」評価 3 項目となり、コロナ禍の影響により国際間の人的往来や集客を伴う事業が著しく制限された中において、半数の 3 項目で所期の目標を上回る成果をあげたことに加え、「業務運営の効率化に関する事項」「財務内容の改善に関する事項」「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目のうち、No. 8「組織マネジメントの強化」、No. 11「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」、No. 14「情報セキュリティ対策」が所期の目標を上回る成果をあげたほか、残りの項目についてすべて所期の目標を達成したと認められたため。 ・法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等、全体評価に影響を与える事象はなかった。				

2. 法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
国際交流基金は独立行政法人国際交流基金法に基づき、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の対外関係の維持発展に寄与することを目的とし、各種の国際文化交流事業を実施している。 第4期中期目標期間の最終年度となる令和3年度は、2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受け、各国で厳しい防疫措置がとられる中、1年のうちの多くの期間において、国境を越えた人的移動を伴う事業、実会場に多くの来場者を集める事業の実施に制約が課された。その結果、やむを得ず中止・延期した事業があった一方、年度開始以前から当面コロナ禍の影響が続くことを想定し、前年度の事業成果等を踏まえ、IT技術の活用等の様々な工夫を凝らしながらオンラインを活用した事業への取組を強化するとともに、外務省・在外公館との緊密な連携により、各国・地域ごとの感染状況等をきめ細かく把握した上で、対面での事業機会確保にも最大限努め、国際文化交流事業を着実に進めた。 主要な事業実績は以下のとおり。 ア. 「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic) 「外国人材向け日本語事業」の一環として2019年4月に開始したJFT-Basicは、主として就労のために来日する外国人が遭遇する生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測るための、CBT(Computer Based Testing)方式による日本語試験であるが、令和3年度はモンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ネパールのほか、新たにインド、スリランカ、ウズベキスタンを加えた海外9か国及び日本国内において、各国の人材受け入れニーズ等に則した規模で安定的に実施し、海外及び日本国内の受験者数は年間30,596人(令和2年度実績:17,582人)となった。特に、インド、スリランカ、ウズベキスタンについては、令和3

年度当初は未計画であったものの、同年度中の実施開始とする日本政府の方針に沿って、特定技能の各技能試験と同時期の実施開始を実現した。新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の国・都市においてやむを得ず中止とした日程もあるが、各国政府及び自治体の感染症拡大防止に係る措置や方針を踏まえて試験会場における感染症防止対策を徹底した上で、可能な限り試験を継続実施し、同時に受験の利便性向上とテストの普及・知名度向上にも引き続き取り組んだ。

イ. 文化芸術交流事業

文化芸術交流事業では、多数の事業に中止や延期、規模縮小が求められた一方、感染症対策を講じつつ、ドイツやポーランドでの日本美術展やヴェネツィア・ビエンナーレ建築展（イタリア）への出展、巡回展セットを活用した実会場での展覧会開催（32 개국・地域 56 都市）、日本映画上映会主催事業（47 개국・地域）等、可能な限りリアルな事業を追求し、令和 2 年度に比べてより多くの事業を実施することに成功した。

併せて令和 3 年度は、2 年度に立ち上げたオンラインによる新規事業について、各分野で更なる推進と拡充を進め、リアルな文化事業が及びにくい地域や従来なかなか鑑賞機会を得られなかった方々まで、リーチの範囲を広げて作品を届けることに成功した。現代演劇からダンス・パフォーマンス、伝統芸能まで 80 作品以上に多言語字幕を付けてオンライン配信する「STAGE BEYOND BORDERS」では 111 개국・地域から 950 万件超の視聴アクセスを得たほか、世界 25 개국対象の「オンライン日本映画祭 2022」では計 20 作品を配信し、約 32 万人が視聴した。さらに、コロナ収束後の本格的な事業再開に備え、事業コンテンツの新規制作による拡充、文化芸術交流事業推進に必要なデータや情報の整備、オンラインを活用したハイブリッド事業の試み、対話事業の継続的实施にも注力した。

また「放送コンテンツ等海外展開支援事業」を通じて海外のテレビ局に無償提供された日本のテレビ番組は、第 4 期中期目標期間中 123 개국・地域の広域において、のべ 3,043 番組（令和 3 年度：76 개국・地域、のべ 489 番組）放送される等、コロナ禍の中にあって、海外における対日関心の維持・喚起と日本理解の促進に貢献した。

ウ. 日本語教育事業【重要度：高】

日本語教育事業では、海外において質が高く安定した日本語教育が広く行われるよう、日本語専門家派遣（42 개국 126 ポスト、但しコロナ禍により避難一時帰国や赴任遅延が発生した一部では日本国内からのオンラインでの活動継続）、各国地域の教師に対する研修事業（オンラインも活用し 1.3 万人超が参加）、各日本語教育機関の活動に対する助成事業（95 개국・地域 652 件）等、各国・地域の状況、とりわけ新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン教育対応への需要等を踏まえつつ、学習基盤整備事業を中心に事業を実施した。さらに、EPA に基づく我が国への看護師・介護福祉士受入れ促進のための訪日前日本語研修（オンライン実施）や e ラーニング教材の開発及び活用促進に努めるとともに、多彩なオンラインコースを提供する「JF にほんご e ラーニングみなと」の利用登録者は世界 199 개국・地域、29 万人余にのぼる等、コロナ禍における在宅学習等の需要に幅広く応えた。学習者の能力を総合的に測る試験として広く国内外で活用される日本語能力試験は年 2 回（第 1 回試験 7 月、第 2 回試験 12 月）、引き続きコロナ禍の影響で中止した例がありつつも、通年で 73 개국・地域、204 都市で実施し、受験者数は通年で 315,654 人であった。また上記ア. のとおり「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」を着実に実施した。

エ. 日本研究・知的交流事業

日本研究・知的交流事業では、日本研究基盤整備（12 개국・地域 27 機関）、日本研究プロジェクト支援（16 개국・18 件）を通じて各国の日本研究基盤整備に努めたほか、日本研究フェロシップ

では 43 か国・地域 122 名の研究者に対し新たに訪日研究の機会を与えるべく採用した。コロナ禍の影響が続く中、年度内の来日を断念した者や延期せざるを得なかった者もいた一方、令和 3 年度の夏頃から関係省庁と協議を行い、令和 2 年度及び 3 年度の採用フェローの約 6 割に相当する 150 名以上に対して特例的に日本での研究機会を提供することができたほか、フェローシップの受給から数年内の学位やポストの獲得、成果発表も多数確認された。

知的対話・共同事業においても国際間の人的往来が困難な中、オンラインを活用したフォローアップの取組や国際会議、日本国内の大学との連携事業を展開した。日米交流事業においては新たな事業方針の策定と、その広報やパイロット・プロジェクト、助成プログラムの更新等の取組を進めつつ、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業、コロナ禍を踏まえた日米交流基盤維持のための支援をオンラインも活用して展開した。特に日米草の根交流コーディネーター派遣 (JOI) プログラムでは、前年度来延期となっていたコーディネーターの渡米を実現し、今後に向けて同プログラム 20 周年を記念した広報・フォローアップの取組に注力した。

オ. その他

その他、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項では No. 5 「国際文化交流への理解及び参画の促進と支援」が、また業務運営の効率化、財務内容の改善及び業務運営に関する重要事項では No. 8 「組織マネジメントの強化」、No. 11 「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」、No. 14 「情報セキュリティ対策」(うち No. 11 は【重要度：高】【難易度：高】) が所期の目標を上回る成果をあげたほか、残りの項目において年度計画における目標を着実に実行し、安定的かつ効率的に組織運営を行った。

なお、令和 4 年度に入り、コロナ禍に関する状況改善の兆しが見え始めている国・地域も出てきているものの、引き続き状況を注視しながら安全確保に万全を期すとともに、リアルな事業の再開と、デジタル事業への取組強化のバランスを図りながら対応していく必要がある。

(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

なし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項

監事等からの意見	1 基金の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は妥当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。 4 会計監査人 P w C あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は妥当であると認める。 5 事業報告書は、法令等に従い、基金の状況を正しく示しているものと認め
----------	---

	る。 6 給与水準の状況については、勤務地域及び専門性を考慮して妥当と認める。 7 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、調達等合理化計画や契約監視委員会の審議等を踏まえて継続的な改善の取組がなされていると認める。 8 理事長の報酬水準については、事業内容の特性及び他法人の参考事例等を踏まえて、妥当と認める。 9 保有資産の見直しについては、適切に行われていると認める。
その他特記事項	有識者からの主な意見の概要は以下のとおり。 (No. 1) 新型コロナの制約の中、リアルとオンラインを組み合わせながら文化芸術交流事業を継続的に展開した意義は大きい。外交上重要とされた大型事業のポーランドやドイツで行われた展覧会、ヴェネチア・ビエンナーレなどリアルな事業の実施を実現するには、新型コロナの感染予防などの現場での各種対策に加え、リアルで実施すべきという基金及び受け入れ先の強い意志があつてのことではないかと推察される。 (No. 2) 専門家の派遣も多く実現できた。オンラインを用いた教育環境を整備できたことは今後の日本語関連事業の可能性を広げる上でも有意義。重要案件でもあることから「S」評価に値すると思われる。 日本語教材等に関するウェブサイトアクセス数が目標値の176%に達したこと、JFT-Basic では実施可能国が2019年度の6ヶ国から9ヶ国に拡大し、受験者数が3.8倍になったことは、海外における基金の日本語教育が着実に浸透していることを裏付けている。 (No. 5) 各種サイトへのアクセス数も、コンテンツも充実してきている。顕彰事業も注目度が高い。「A」評価に値すると思われる。 SNS利用者数、ウェブアクセス数とも目標値を上回った点は、着実な取り組みの成果だと考えられる。 (No. 8) オンラインの特性を生かしたポストコロナ時代の新しい国際交流に向けたITリテラシー向上研修など、多くの研修を実施し、対目標値222%を示す1,136名の研修参加者を得た。この実績の背景には、入国制限を受けた研修生に対するオンラインによるライブ授業やオンライン研修用に作成したオンデマンド教材を使用して、訪日研修のプログラムの一部を実施するなどの最大限の工夫を行った。また、東京オリンピックの開催された年でもあり、政府のオールジャパン施策へも積極的に取り組んでいる。これらのことから、自己評価書の「A」の評価は妥当であると考えられる。 (No. 11) 個別の地域、個別の案件に関して当初の目標以上の実績がみられる。「A」評価に値すると思われる。 (No. 14) ICT技術が向上することに伴って情報セキュリティの危険性も高まり、その対策も重要度が増す。情報セキュリティの強化を行い、積極的な対策を講じたことから外部監査から最高点の評価を受けたこと、リモートワーク環境の整備・改善に努めたこと、「ゼロ・トラスト・アーキテクチャー」の理論を背景とした次世代IT環境の構築に努力していることなどから、自己評価書の「A」の評価は妥当であると判断する。

独立行政法人国際交流基金 令和3年度評価 項目別評価総括表

中期目標	年度評価					項目別 評価調 査 No.	備考
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
文化芸術交流事業の推進 及び支援	A	<u>S</u> ○	A	A	A	No. 1	
海外における日本語教育・ 学習基盤の整備	A○	A○	S○	S○	S○	No. 2	
海外日本研究・知的交流の 推進及び支援	B	B	B	B	B	No. 3	
「アジア文化交流強化事 業」の実施	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	- (※)	No. 4	
国際文化交流への理解及 び参画の促進と支援	A	A	A	A	A	No. 5	
海外事務所等の運営	B	B	B	B	B	No. 6	
特定寄附金の受入による 国際文化交流活動（施設の 整備を含む）の推進	B	B	A	B	B	No. 7	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
組織マネジメントの強化	B	B	B	A	A	No. 8	
業務運営の効率化、適正化	B	B	B	B	B	No. 9	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	C	B	B	B	B	No. 10	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
外交上の重要地域・国を踏 まえた機動的、戦略的な事 業実施	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	No. 11	
内部統制の充実・強化	C	B	B	B	B	No. 12	
事業関係者の安全確保	B	B	B	B	B	No. 13	
情報セキュリティ対策	B	C	B	B	A	No. 14	

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く

※新型コロナウイルス感染症の影響により実施実績なし

Ⅱ．項目別評価

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 1	文化芸術交流事業の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和４年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 1－2】 公演来場者数	計画値	1 公演あたり平均 500 人以上	平成 27 年度の実績平均値 1 公演あたり 453 人	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人
	実績値			603 人	956 人	731 人	- ※	3,157 人
	達成度			121%	191%	146%	- ※	631%
【指標 1－3】 映画上映会来場者数	計画値	1 プロジェクトあたり平均 1,600 人以上	平成 24 年～27 年度の実績平均値 1 公演あたり 1,591 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人
	実績値			1,864 人	2,390 人	2,547 人	1,989 人	1,977 人
	達成度			117%	149%	159%	124%	124%
【指標 1－4】 放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を達成する。	計画値	54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を達成する。	平成 29 年 1 月末実績 51 か国／のべ 200 番組	54 か国以上、のべ 500 番組以上	54 か国以上、のべ 400 (累計 900) 番組以上	54 か国以上、のべ 400 (累計 1,300) 番組以上	54 か国以上、のべ 400 (累計 1,700) 番組以上	54 か国以上、のべ 400 (累計 2,100) 番組以上
	実績値			101 か国・地	53 か国・地	84 か国・地	83 か国・地	76 か国・地

				域、のべ 908 番組	域、のべ 341 番組(累計 112 か 国・地域の べ 1,249 番組)	域、のべ 722 番組(累計 116 か 国・地域の べ 1,971 番組)	域、のべ 583 番組(累計 121 か 国・地域の べ 2,554 番組)	域、のべ 489 番組(累計 123 か 国・地域の べ 3,043 番組)
	達成度			182%	139%	152%	150%	145%
主催文化芸術 交流事業にお ける報道件数	実績値			3,835 件	12,069 件	2,552 件	1,717 件	15,600 件
来場者・参加者 アンケートに おいて対日関 心喚起、日本理 解促進を測る 項目の5段階 評価で上位2 つの評価を得 る割合	実績値			88%	86%	87%	87%	88%
主催事業実施 件数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 336 件	1,144 件	639 件	927 件	693 件	740 件
助成事業実施 件数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 266 件	193 件	176 件	168 件	55 件	118 件
日中交流セン ター事業の派 遣・招へい人数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 160 人	119 人	123 人	105 人	26 人 【参考】 オンラ イン交 流参加 人数 1,663 人	0 人 【参考】 オンラ イン交 流参加 人数 2,427 人

中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの5段階評価で上位2つの評価を得る割合	実績値			96%	92%	92%	90%	- 【参考】 99% (オンライン交流参加高校生及び受入校)
<目標水準の考え方> ○公演への来場者目標数について、前期中期目標期間中の最大実績値である平成27年度の水準以上を目指すとの考えから、平成27年度実績平均値以上を目標とした。 ○映画上映会への来場者目標数について、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成24～27年度平均値以上を目標とした。 ○放送コンテンツ等海外展開支援事業は、提供国数及びのべ番組数の最新の実績値である平成29年1月末時点の実績を上回ることを目標とする。 <想定される外部要因> ○二国間関係の悪化やテロ等治安状況の悪化が事業実施の阻害要因となったり、アンケート等の結果に影響を与えたりする可能性がある。								

※新型コロナウイルス感染症の影響により実施実績なし

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	3, 536, 628	6, 744, 286	3, 369, 291	1, 965, 074	2, 703, 678
決算額（千円）	3, 165, 715	5, 346, 084	2, 949, 227	2, 288, 477	5, 288, 080
経常費用（千円）	3, 474, 778	5, 353, 529	2, 989, 779	2, 282, 800	5, 259, 733
経常利益（千円）	▲ 1, 308, 045	▲2, 531, 450	▲459, 401	▲259, 284	298, 676
行政コスト（千円）※	3, 288, 063	5, 177, 751	2, 990, 767	2, 282, 800	5, 269, 621
従事人員数	49	47	36	36	47

※平成29年度と平成30年度は行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、また双方向型の事業を実施することにより、文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することが必要である。そのため、我が国の舞台芸術、美術、映画等を海外に紹介する事業、国際共同制作や人物交流等を含む双方向型及び共同作業型の事業、文化遺産の保護等の国際貢献事業を実施（主催事業）又は支援（助成事業）する。また、青少年を中心とする日中両国民相互間の信頼構築のために、高校生の交流事業等により日中間相互交流の促進を行う。

これらの実施に際しては、外交政策上の必要性及び相手国との交流状況や、各国における日本文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性及び今後の動向を的確に把握するとともに、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。また、日本国内外において、情報の収集やネットワーク形成を行い、効果的な事業の実施につなげる。

更に、平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【中期計画】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する。また、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業を積み重ねることで文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築する。事業の実施に当たっては、外務本省や在外公館と連携して、外交との連動を十分に意識した事業展開を行うとともに、他の政府機関との役割分担に配慮しつつ、効果的かつ効率的に対日理解・関心を増進させることを目指す。

なお、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業に活用する。

・公演等の実施又は支援

海外における対日関心の喚起と日本理解の促進を図るため、日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・展覧会の実施又は支援

海外において効果的・効率的に日本理解の促進を図るため、日本国内外の美術館・博物館等との共催による日本美術・文化に関する展覧会の実施、基金が制作した巡回展セットの諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加や、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館への支援を実施する。

・海外日本映画上映会の実施及び支援

日本映画の紹介による日本理解促進のため、海外において映画フィルム及び DVD・ブルーレイ等のデジタル上映素材を用いて、日本映画上映会を実施する。また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースでは我が国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域における我が国のテレビ番組の放送を促進する。なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日

TPP 等総合対策本部決定)の一環として措置されたことを踏まえ、本事業のために活用する。さらに、平成 30 年度補正予算(第 2 号)及び「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年 12 月 5 日閣議決定)の一環として、令和元年度補正予算(第 1 号)により追加的に措置された運営費交付金の一部については、これまでに獲得した放送枠を継続し、新たに生じた需要へ対応するために活用する。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の高校生を約 1 年間招へいする中国高校生長期招へい事業、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の大学生が共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流等を実施する。中国高校生長期招へい事業においては参加者の相互理解の促進を目指す。

・「ジャポニスム 2018」の実施

平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 外交上の重要性に基づき、実施地、対象層及び実施手段を的確に選択の上、事業の集中的な実施を検討する。
- b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ(対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向等)や、文化交流基盤(劇場、美術館等文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの)を的確に把握し、地域・国別事業方針に基づく事業を効果的に実施する。また、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。
- c. 文化芸術交流事業の様々な手法を組み合わせた複合的・総合的な事業実施や、専門家同士の交流、共同制作、共同作業の実施により、より深い日本理解につなげる。
- d. 共催・助成・協力等多様な形態で他機関との連携を図ることにより、外部リソースを活用し、事業実施経費を効率化するとともに、文化交流を活性化する。
- e. 日本国内外において、文化芸術交流に関する情報を収集し、文化芸術交流の成果等に関する情報発信を的確に行う。専門家間の相互交流やネットワーク構築・国際的対話を促進することにより、基金事業も含め、国際文化交流を促進する。
- f. 日中交流センターの運営に当たっては、自己収入財源(政府出資金等の運用益収入等)により、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする事業の継続的かつ安定的な事業実施を図る。
- g. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5 段階評価で中央値を除外した上位 2 つの評価を得た割合を評価対象とする。
- h. 文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成 18 年法律第 97 号)の着実な施行に配慮する。
- i. 「文化の WA(和・環・輪)プロジェクト〜知り合うアジア〜」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する事業、また、文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築するための、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業型事業を、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下のように実施する。事業実施に当たっては、特に対日関心層の拡大に留意し、文化・芸術の各分野の事業を通じて海外における効果的かつ効率的な対日関心の喚起、対日理解の促進を図る。

なお、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年 12 月 5 日閣議決定）」の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業に活用する。

・公演等の実施又は支援

日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。『日本祭り』開催」支援事業では、海外における日本祭り等の日本関連イベントにおいてハイライトとなり得る日本文化紹介事業を実施する。「主催公演」事業では、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、両事業において 1 公演あたりの平均来場者数 500 人を達成することを目標とする。コロナ禍の状況等に応じ、オンラインを活用した日本の舞台芸術の紹介や舞台公演国際共同制作事業を推進する。また、海外において公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等の文化芸術事業を実施する目的で渡航する芸術家や日本文化諸分野の専門家等に対する支援を行う。

・展覧会の実施又は支援

日本文化諸分野の専門家や芸術家による展覧会を実施又は支援する。海外における日本美術・文化に関する展覧会、展覧会セットの制作及びその諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加等の諸事業を実施する。コロナ禍の状況等に応じ、オンラインを活用した日本の美術等の紹介を推進する。また、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館や、日本美術コレクションを有し、その有効活用のための基盤整備を必要とする欧米の美術館・博物館に対する支援を実施する。

・日本関連図書の海外紹介の実施又は支援

日本文学をはじめとする日本の図書の海外への紹介を推進する。日本語図書の外国語翻訳・出版を行う海外の出版社に対する支援を実施する。

・人物交流、情報発信等の実施又は支援

日本と海外の芸術家、学芸員等の専門家の交流、及び日本の文化芸術に関する情報の世界に向けた発信をコロナ禍の状況等に応じ、オンラインも活用して実施し、公演、展示、出版等の事業企画につなげる。また、相手国の文化振興や文化交流の基盤整備等に資する国際貢献事業を実施又は支援する。

・海外日本映画上映会の実施及び支援

海外において映画フィルム及びDVD・ブルーレイ等のデジタル素材を用いて、日本映画上映会を実施する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、主催事業については、1 プロジェクトあたりの平均来場者数 1,600 人の達成を目標とする。コロナ禍の状況等に応じ、オンラインを活用した日本映画の紹介を推進する。

また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースでは我が国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域において我が国のテレビ番組を放送し、対日理解、日本理解の増進を図る。計 54 か国以上、のべ 400 番組以上の放送達成を目標とする。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の高校生が共通課題等で対話する対話・協働事業、両国の大学生が共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流事業等を実施する。「ふれあいの場」事業をはじめとした上記事業の実施を通じ、日中両国からの参加者の相互理解の促進を目指す。

【主な評価指標】

【指標 1－1】 来場者・参加者の対日関心喚起、日本理解促進
(関連指標)

- ・主催文化芸術交流事業における報道件数
- ・来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

【指標 1－2】 公演来場者数 1 公演あたり平均 500 人以上 (平成 27 年度の実績平均値 1 公演あたり 453 人)

【指標 1－3】 映画上映会来場者数 1 プロジェクトあたり平均 1,600 人以上 (平成 24 年～27 年度の実績平均値 1 公演あたり 1,591 人)

(関連指標)

- ・主催事業実施件数 (年度) (平成 24～27 年度の実績平均値 336 件)
- ・助成事業実施件数 (年度) (平成 24～27 年度の実績平均値 266 件)

【指標 1－4】 放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を達成する。(平成 29 年 1 月末実績 51 か国／のべ 200 番組)

【指標 1－5】 中国高校生長期招へい事業による参加者の相互理解の促進

(関連指標)

- ・日中交流センター事業の派遣・招へい人数 (年度) (平成 24～27 年度の実績平均値 160 人)
- ・中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

3－2. 業務実績

新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生に起因する人の移動や社会的活動に対する制限は世界中で続き、令和 3 年度も多数の企画について中止や延期、規模縮小を余儀なくされた。そうした状況の中、様々な制約を乗り越える方策を工夫し、感染状況の波をにらみ、事業実施地の事情を踏まえつつ、また、感染拡大防止に最大限の注意を払いながら、可能な限りの事業実施を追求し、前年度より多くの「リアル」な事業を実現した。

併せて令和 3 年度は、前年度に立ち上げたオンラインによる新規事業について、各分野で更なる推進と拡充に積極的に努めた。人の往来や集客が難しいコロナ禍にあっても、海外への日本の文化芸術紹介を継続し、相互交流の場を絶やすことのないよう取り組み始めたオンライン事業であるが、リアルな文化事業が及びにくい地域や層にも広くリーチしやすい特長を活かすことにより、従来事業が多くなかった地域や国でも顕著なアクセス数を得る等、大きな裨益効果を生んだ。

同時に、コロナ収束後の本格的な事業再開に備え、事業コンテンツの新規制作による拡充、文化芸術交流事業推進に必要なデータや情報の整備、オンラインを活用したハイブリッド事業の試み、対話事業の継続的实施にも注力した。

(1) 公演等の実施又は支援

世界中で海外渡航や観客を入れた催し開催が制限される状況が続き、令和 3 年度に予定していた公演企画については、主催公演 (全 6 件) 及び海外派遣助成 (第 1 回公募採用全 35 件。第 2 回公募は中止) は全件やむなく実施が見送られ、日本の優れた舞台芸術を紹介する事業「パフォーミング・アーツ・ジャパン」で採用した全 25 件中 22 件も取りやめとなった。

一方、日本祭り開催支援では、感染状況が下火になったタイミングを選んで、公演団派遣を 1 件実施した (ほか 3 件は、テレビ放送やオンラインを活用して実施)。また、令和 2 年度に立ち上げた舞台芸術国際共同制作プログラムでは、海外の関係者の招へいを個別の事情に応じて特段の事情が認められる (以下、「特段の事情」) 案件として実現させ、日本国内での成果公演につなげ、さらに令和 4 年度に向けて海外での公演主催も準備した。

加えて、同じく2年度に開始した舞台芸術動画配信事業は、内容の拡充と効果的な広報が奏功し、顕著なアクセス数の伸びを記録し、好評を得た。

ア. 公演の実施

(ア) 全米桜祭りオープニング公演（日本祭り開催支援）

2022年3月、米国ワシントンD.C.で開催された全米桜祭りに、民謡クルセイダーズ、大野敬正&夕田敏博（津軽三味線・和太鼓）、剣伎衆かむろの3グループを派遣し、同祭り開会式におけるコンサートに加え、学校、商業施設、バスケットボール・アリーナでも公演やワークショップを行った。現地のコロナ感染状況が下火になった機を捉え、久々の日本からの公演団の海外派遣を実現させた結果、総計約1.3万人の来場者から喝采を浴びた。実演後はアーカイブ動画配信も行い、6,500回を超える再生回数を得た。

(イ) 舞台芸術国際共同制作

コロナ禍の影響で直接顔を合わせての国際的なコラボレーションの機会が失われている中、令和2年度に開始した舞台芸術国際共同制作事業では、日本と7か国のアーティストらの参加を得て、8件の共同制作を実現した。オンラインでの稽古や打ち合わせを重ね、また、一部は特段の事情による入国制度を利用して海外からアーティストやスタッフを日本に招へいし、共同で作品制作に当たり、演劇、音楽劇、オンライン劇、ダンス等、多様な舞台芸術作品を完成させ、それぞれ日本国内での発表につなげた。文化芸術の催しが軒並み中止になる状況下での国際共同制作の試みは注目を集め、50件の報道があった。今後、オンラインでの動画配信や海外公演により、完成作品の海外での発表を予定している。

本プログラムにおいては、共同制作のプロセス自体が国際文化芸術交流であるとの考えから、専門家が制作過程を記録する「プロセス・オブザーブ」制度を新規に導入し報告書を作成、共同制作の過程を広く共有すべく、オブザーバーを務めた8名の専門家によるオンライン座談会も2回実施した。オブザーバーからは、オンライン等の新たな手段を用いて発展性のある表現を生み出したことが高く評価された。また、様々なバックグラウンドを持つアーティストやスタッフが平等な立場で集まり、制作現場に価値観の多様性が生まれたことにも大きな意義があり、パンデミックを契機に世界中で劇場と観客の関わり方が変容している中で、基金が、各国の劇場やアーティストと意見を交わしながら、新しい「発信」や「交流」の仕方を率先して模索することはきわめて重要であり継続的に事業実施すべきとの期待が寄せられた。

イ. オンラインを活用した事業推進と情報発信

(ア) 舞台芸術作品動画配信シリーズ「STAGE BEYOND BORDERS」

コロナ禍における試みとして前年度末から配信を開始した、日本の舞台芸術作品動画シリーズ「STAGE BEYOND BORDERS」は令和3年度、本格的な内容拡充を行った。舞台公演の中止や延期が相次ぎ、日本からの公演団を海外派遣できない状況が続く中、舞台芸術に関心を有する全世界の人々に日本の作品を紹介するとともに、将来的な海外公演の布石とすることを目的として、現代演劇、ダンス・パフォーマンス、伝統芸能の分野から、新作を含めた多彩なジャンルの優れた作品を厳選し、3年度中に83作品を制作（前年度制作分は9作品）、台詞のある公演については最大11言語の字幕を付けて配信した。

日本の幅広いジャンルの舞台芸術を総合的に紹介し、多言語で無料配信するプラットフォームは他に類を見ないものであり、アフリカ、南アジア等、従来公演団派遣が容易でなかった地域も含め、111か国・地域で再生回数累計950万回超を記録する等、顕著な成果をあげた。視聴者からは「アクセスしやすく、教育的な形式で外国人に（日本の伝統芸能を）届けてくれることに感謝」「コロナ

禍で日本に行くことができないため、このシリーズは非常に重要」「オンライン字幕のおかげで古風な台詞や歌詞も理解することができた」といった声が寄せられたほか、演劇研究者からも「各劇場やカンパニーの固定客を超えて、様々な人に舞台映像を届けるための波及力をもっている。(中略)アーカイブとして世界各地からアクセス可能な状況は非常に公共性が高い」と高く評価された。

(イ) PANJ と現代日本演劇戯曲翻訳出版

日本の舞台芸術に係る情報を海外に発信し、舞台芸術分野の国際交流を促進することを目的として、ウェブサイト「パフォーミング・アーツ・ネットワーク・ジャパン (PANJ)」の運営を、令和3年度も着実に継続した。アーティスト・インタビュー等で構成される新規記事を6件発行し、82万件超のアクセスを得た。

また、日本の現代演劇を海外に紹介するための新たな情報発信の試みとして、今後活躍が期待される日本の劇作家による戯曲5作品を5言語に翻訳し、5か国にて出版した。スペインで出版された『バッコス信女ホルスタイの雌』(作:市原佐都子、翻訳:マルタ E. ガジェゴ)が、スペイン演出家協会が毎年最も優れた戯曲翻訳作品に贈るマリア・マルティネス・シエラ戯曲翻訳賞ファイナリストに選出され、特に注目を集めた。

(2) 展覧会の実施又は支援

展覧会開催にもコロナの影響による制約が課される状況が続く中、感染拡大が一時的に下火となる様相を見せた時期を捉えて、欧州において2件の大型日本美術展を開催するとともに、1件の国際展に参加し、さらには世界56都市で基金巡回展を実施した。できる限りの感染拡大防止策を講じながら、オンラインを最大限活用し、可能なときには本邦から専門家を派遣し、開催地の状況と規則に沿ってようやく実現させた大型展覧会は、現地から熱い歓迎を受けた。

同時に、コロナ禍においてオンラインで日本の美術を世界に伝える動画配信シリーズとして、令和2年度に好評を博した巡回展をテーマとした動画シリーズを拡充したほか、2本の新規シリーズ動画を制作した。併せて、これまでの国際交流基金の美術分野での実績を振り返り、総括し、国内外の人々に還元するとともに、将来の事業促進につなげることを目的として、基金が過去に手掛けた展覧会の記録集や、ヴェネチア・ビエンナーレ日本館展示70年の歩みを紹介するウェブサイトと記録集の新規制作に取り組んだ。

ア. 展覧会の実施

(ア) ポーランド及びドイツにおける大型美術展(企画展)

2021年11月、ポーランド・ワルシャワにて、ザヘンタ国立美術館との共催で「集団と個の狭間で—1950年代から60年代の日本前衛美術」展を、ドイツ・ミュンヘンにて、五大陸博物館との共催で「Rimpa feat. Manga」展をそれぞれ開催した。いずれも国際的な活動を展開している現地美術館との共催により、コロナ禍前から長い期間をかけて企画・制作してきた大型日本美術展であり、コロナの状況をにらみつつ、実現の時機を待って開催を実現させた事業である。

前者は、令和元年度「石橋財団・国際交流基金日本美術リサーチ・フェローシップ」により招へいたポーランド人のキュレーターによる、日本での調査研究の成果が展覧会として実を結んだもの。新型コロナウイルス感染症の影響による2度の延期を経て、日本側企画委員の現地渡航は叶わないまま、オンラインで協議と交渉を重ね、開催に至った。欧州でこれほど大規模な形で日本の戦後前衛美術が紹介されたのは1986年のパリ・ポンピドゥーセンター以来となり、歴史的な展覧会として大きな注目を集め、ポーランド文化大臣を始めとする約4万人が来場する等して、15件の報道がなされた。来場者からは、「資料なども多く見ることができ、とても充実した展覧会であった」との声や、「(戦後前衛美術というジャンルに焦点を当てられていたことで)これまでの日本のイメージとは大きく異なり、日本という国への印象が変わった」等の感想が寄せられた。

後者は、琳派・若冲の作品と、鉄腕アトムや初音ミク等の人気キャラクターが琳派や若冲の名画の中に登場したりモチーフの一部と入れ替わったりしている現代作品とを一緒に紹介する、ユニークな展覧会で、日独交流 160 周年記念事業として企画された。会期は6週間半と短く設定され、現地の新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、来場者にワクチン接種証明と陰性証明の提示を課すことが必須となる影響を受けたが、このような状況下でも、鑑賞者からの評価は高く、98%以上が展覧会の内容を肯定的に評価した上、現地報道は 27 件に上った。本展では、来場者数や観客アンケートだけでは測り切れない文化事業成果を評価する方法を探るため、西ドイツ放送局で文化担当を務めるバルバラ・ゲシュヴィンデ氏に、事業の定性的な総合評価を試行的に依頼した結果、「伝統的な芸術作品と現代のマンガを対比して見せるという試みは新しく、ドイツではこうした形ではこれまで見られなかった」「伝統と新しいアートとの間にあるコントラストが、お互いの価値を高めている。また多様な来館者グループの関心を引いている」「多くの来館者から、より規模の大きい総合的な展覧会への希望が出たことは、(中略)日本の芸術・文化にもっと本格的に集中的に取り組みたいという思いがあることが、はっきりと感じられる」等の評価を得た。

(イ) ヴェネチア・ビエンナーレ第 17 回国際建築展日本館展示 (国際展)

コロナ禍の影響により 1 年延期されて令和 3 年度に開催されたヴェネチア・ビエンナーレ第 17 回国際建築展では、「ふるまいの連鎖：エレメントの軌跡」をテーマに日本館展示を主催した。コロナ禍発生後初めて開催されたヴェネチア・ビエンナーレには、開催を待ち望んでいた人が数多く来場し、日本館入場者数は 17 万人超、報道件数は 115 件にのぼり、国内・海外主要メディアからも、「建築の本質を問い直したともいえる日本館」(朝日新聞)、「日本が最も美しい貢献」(仏、ル・モンド紙)等、高く評価された。

また、同 3 年度には、ヴェネチア・ビエンナーレ美術展・建築展における日本館展示の実績と歴史をわかりやすく、見やすくまとめたウェブサイトの日英のバイリンガルにより制作・公開し、併せて記録集の刊行に向けて準備を進めた。70 年に亘り日本の現代美術や建築の最新動向を世界に向けて発信してきた、他に類のない貴重な日本館展示の歩みを総括するもので、ウェブサイトは 1.1 万件のアクセスを得た。

(ウ) 基金巡回展

令和 3 年度も、基金巡回展を世界各地で実施した。新型コロナウイルス感染症に伴う制約等が残る中でも、世界各地から寄せられた強い要望に応えるべく、開催国の政府等が定める感染予防策を遵守しながら可能な限り巡回実現に努めた。会期や規模を調整しつつ開催可能な時期と場所を選び、陶芸・工芸・日本人形から現代美術・写真・建築・デザインまで、幅広い内容の 16 の巡回展を、前年度の約 2 倍にあたる 32 か国・地域 56 都市で開催し、総計 9 万人近くの来場者を得た。各会場では、「漫画が好きだが、起源や歴史についての知識はなかったので、この展覧会に参加できて本当に良かった」(「マンガ・北斎・漫画」展)、「日本にこのような作品があるとは知らなかった。素晴らしい版画作品の数々なので、もっと多くの人に知らせてほしい」(「映像と物質—1930 年代の版画：日本」展)、「訪日したことはあるが、東北地方には行ったことがないので、近い将来訪れたい」(「美しい東北の手仕事」展)といった声が寄せられた。

また、コロナ収束後の更なる積極的な展開を目指し、新たな巡回展 2 展の制作を行った。特に、ユネスコ無形文化遺産に登録された和食の中でも、その代表格と目される「寿司」をテーマとした「すしを愛でる」展は、浮世絵や映像、魚のフィギュア、回転寿司のミニチュア等での江戸から今日までの寿司文化の表現に加え、大型モニター 2 台をつなげて同期させ、観客が日本の寿司店を疑似体験できるコーナーを設ける等の工夫を施した。本展示は令和 4 年度のドイツとトルクメニスタンを皮切りに、今後世界各国への巡回を予定している。

さらに、令和2年度に6か国語の字幕を付けて配信を開始し好評を得た、巡回展のテーマに沿った短編ビデオ・シリーズ2本（「超絶技巧の日本」展、「妖怪大行進」展）は、令和3年度もアクセス数を伸ばし、総視聴回数は22万回を超えた。YouTubeでの配信は、巡回展の広報に資するのみならず、日本文化紹介のための動画作品として楽しんでもらうとともに、各巡回展会場でも上映することにより来場者の展覧会理解を深める一助となることも期待できる。令和3年度には、上記2本に加えて「日本人形」「構築環境」「現代・木彫・根付」及び「焼締」の4展についても、同様の短編動画シリーズを制作し、今後の事業展開のためのコンテンツの拡充を行い、令和4年度以降順次公開を行うべく準備を行った。

（エ）海外展助成と美術館基盤整備支援

日本の美術・文化をテーマとした展覧会を開催する海外の美術館等を支援する海外展助成においても、多くの案件がやむなく中止ないし延期されたものの、令和3年度は、当初採用した38件のうち25件（16か国）が、感染拡大予防措置を講じつつ、一部規模縮小等の措置を講じながら実施され、海外展助成プログラム対象展の来場者数は約110万人にのぼった。

2015年に日本美術コレクションを有する米国及び欧州の5つの美術館を対象に始まった美術館基盤整備支援プログラムは、令和3年度をもって第一期の助成期間を終えた。5館のうち4館が日本美術専門スタッフの拡充を必要としたことから、基金は5年間に上限に各館の新規専門家の給与について継続支援を行った。その結果、3つの美術館が当該専門家を正規職員に昇格させ、自らの予算で今後も雇用を継続していくことが決定。各館における日本美術コレクションの有効活用を図っていく人材が確保されたことで、本事業は当初の目的を達成したといえる。特に、北米の日本美術の展示・研究の指導的立場にあるフリーア・サックラー美術館においては、近年長きにわたって日本美術の紹介に携わってきた3人のシニア・キュレーターが相次いで退職する中で、本プログラムを通して発掘された1名のアシスタント・キュレーターが無期雇用のアソシエイト・キュレーターに昇進し、今後の学芸部門の中核を担うこととなる等、本プログラムの重要性が高評価を受けている。

イ. オンラインを活用した事業推進と情報発信

（ア）ミュージアム紹介ビデオ・シリーズと漫画文化紹介動画シリーズ

美術分野では、前述の基金巡回展をテーマとする短編動画シリーズ配信に加え、日本の文化、特に地方の魅力を発信する内容であり、かつコロナ禍収束後のインバウンド需要の創出にも寄与することを視野に入れた、令和3年度中にミュージアム紹介ビデオ・シリーズ「美術館への誘い」及び「日本のマンガ文化」のビデオ・シリーズを制作し、令和4年度の配信開始に備えた。

前者は、4つのシリーズ（「自然とともにある美術館」「建築家が自作を語る美術館」「アーティストのための美術館/アーティストによる美術館」「デザインを新しい視点から届ける美術館」）からなり、各シリーズ6館、合計24館を取り上げた。北海道から霧島まで日本各地の特色ある美術館、海外ではこれまであまり知られていない美術館を取材し、また、隈研吾氏や草間彌生氏から鈴木大拙氏、荒川修作氏のインタビュー映像等も含めて多面的に構成した。後者では、従来映像化が困難であったマンガの制作現場を紹介するビデオや、少女マンガを特集するビデオ等5本を揃えた。

（イ）展覧会記録集刊行

前述のヴェネチア・ビエンナーレ日本館展示記録（上記（2）ア.（イ）参照）に加え、事業成果を広く人々に還元するとともに、今後の事業促進につなげることを視野に、2022年の国際交流基金創設50周年における刊行を目指し、この半世紀に基金が海外で手掛けてきた数々の展覧会を振り返る記録集の制作を開始した。

（３）日本関連図書の海外紹介の実施又は支援

翻訳出版分野においては、人の移動や集客を伴わないことから比較的コロナの影響を受けにくい特徴を活かし、海外の出版社に対する助成事業を着実に継続した。加えて、令和２年度からのオンラインによる試みを継続し、インターネットを活用した日本の文学・作家の海外への紹介と文学分野での国際交流を推進した。

ア．翻訳出版助成

日本の図書を翻訳出版する海外の出版社に対する翻訳出版助成プログラムにおいては、令和３年度当初に助成を決定した 22 か国・地域、33 件のうち、コロナ禍の影響による出版時期の遅延から３件の中止があったものの、最終的に 21 か国・地域、30 件を実施、発行部数総計は 7 万部を超えた。このうち米国で翻訳出版された『帰命寺横丁の夏』英語版（米国）（著：柏葉幸子、訳：エイブリー・フィッシャー・ウダガワ）は、翻訳児童書の中で傑出した作品に贈られる全米図書館協会バチェルダール賞大賞を受賞、またノルウェーでは、『放浪記』ノルウェー語版（著：林芙美子著、訳：イカ・カミンカ）の翻訳者がノルウェー純文学翻訳大賞を受賞し、本書も広く関心呼んだ。『取り替え子』ポルトガル語版（ブラジル）（著：大江健三郎 訳：ジョゼ・ジェファーソン・テイシェイラ）は、ノーベル賞作家大江の翻訳作品としてブラジルでは 10 年ぶりの出版であり、同地でも人気の伊丹十三監督をモデルとした半自叙伝として、全国紙から若者向けカルチャー誌まで様々な媒体で取り上げられ、優れた論評が多数掲載された。さらに、2021 年 11 月にスペインで出版されて以降、24 件もの報道がなされる等、注目を集めている『聞かなかった場所』スペイン語版（著：松本清張、訳：マリーナ・ボルナス）は、平成 29 年度に国際交流基金の助成を受けて翻訳出版された『霧の旗』（著・訳：同前）が、当時全国メディアに取り上げられ、読者から大きな反響があったことをきっかけに、出版に至ったものであり、スペインでの松本清張ブームにつながっている。

また、2021 年には、令和２年度に基金が助成して翻訳出版された図書のうち、『容疑者 X の献身』フィンランド語版（著：東野圭吾、訳：ライサ・カタリナ・ポラスマ）がフィンランド推理小説協会外国サスペンス文学賞を受賞し、また『カラフル』英語版（米国）（著：森絵都、訳：ジョスリン・アレン）が、米国の翻訳家たちが運営する YA ヤングアダルト翻訳文学賞ショート・リストにノミネートされた。『カラフル』は、米国での翻訳出版を機に、その後、原著者がトロント国際作家フェスティバルに招かれたり、米国の作家とのオンライン・イベントが開催されたりする等、英語圏を中心に事業の成果に広がりを見せており、今後の更なる日本の書籍の翻訳出版につながることが期待される。

加えて、令和３年度は、本プログラムのフォローアップとして、過去５年間に助成した出版社に対し、アンケート調査及び聞き取り調査を行った。アンケートの回答を得た 58 冊の図書については、初版助成後、４割に重版（平均回数 2.8 回）、10 件の受賞・ノミネートがある等、翻訳出版の場合特に年月をかけて海外の読者に広く長く受け入れられていくケースが多くあることが窺えた。同時に、海外の出版社にとっては本助成を受けることで、財政的な支援を得られることに加え、国際交流基金助成対象図書として書店や読者から信頼を得やすくなる効用が確認できた。

イ．オンラインを活用した事業推進と情報発信

（ア）翻訳家座談会シリーズと翻訳家インタビュー動画シリーズ

令和２年度に開始した、異なる言語の複数の翻訳家らによるオンライン座談会シリーズ「More than Worth Sharing」は令和３年度、２回の座談会を実施した。本座談会シリーズは国内主要５紙で報道されたほか、SNS でも大きな反響を呼んだ。特に、『コンビニ人間』（村田沙耶香著）を翻訳した５人の翻訳家が参加した回は、「各国訳者の朗読がとても面白い。すごく音楽的」「アルメニアでは、古倉恵子（主人公）はわたしのこと、と感じる読者が多いらしく興味深かった」「日本の文化的にはよくあることも、外国ではない文化なことがあることと、（中略）各国の言葉のチョイスにと

でも苦勞されたという話も興味深すぎた」「ほんとよかった、この配信。タイムリー。過去の配信も絶対観る」といったツイートが溢れた。

また、令和3年度の新企画として、文学分野の国際交流の立役者である翻訳家の仕事に直接フォーカスする日本文学翻訳家インタビュー動画シリーズ「Translator Spotlight」の制作に着手した。世界の日本文学翻訳者6人がそれぞれに翻訳や日本文学について語る6本の動画からなるシリーズは、令和4年度に順次公開を予定している。

(イ)「会えない時代の往復書簡」シリーズ

今世界で最も注目されている日本と外国の作家同士でペアを組み、3組各3往復の「書簡」の形式をとった書き下ろしリレー・エッセイを、和英2か国語で発表する新規事業を開始した。月刊文芸誌『すばる』（集英社）との共同企画とし、和文版全編を『すばる』（5,000部発行）に掲載するとともに、和文版一部と英文版全編を国際交流基金特設サイトで公表。海外の人気作家との組み合わせにより、日本文学に馴染みのない層も含め世界の読者に向けて、活躍中の日本の現代作家を紹介することを目指すとともに、他に例が少ない文学分野での作家同士の国際交流と共同制作の場を創出した。SNS上には「めっちゃよかった！（中略）今の苦痛の先にある未来を信じたくなった」等の読者の感想があげられており、参加作家は「この手紙を大いに楽しんで書きました」「（外国の作家から）本当にお手紙をいただくとやっぱりびっくりしました。なんだか夢を見ているようです」「（いつか日本を訪れる計画が、相手からの）お手紙と同じく、大きな楽しみになっています。こういうものが見つけにくくなったご時世だからこそ、二つとも大きな贈り物に感じられます」等述べるとともに、翻訳者は「今を生きている作家のことばが生々しく、ユーモアたっぷりに聞こえてくる手紙です」と述べる等、読者、作者、翻訳者のいずれからも、コロナ禍の中での企画の意義が評価された。

(ウ) 翻訳推薦著作リスト

基金が制作した翻訳推薦著作リスト「Worth Sharing-A Selection of Japanese Books Recommended for Translation」については、従来、冊子媒体で図書の紹介を行っていたものを令和3年度にウェブサイト化した。「検索しやすくなった」「読みやすくなった」との声を得て、2021年9月の公開後、半年間で約1,500人の新規ユーザーを獲得した。

加えて、国内外出版関係者や翻訳者から寄せられる「Worth Sharing」続編刊行の要望に応えるとともに、子どもたちにどのような本が読まれているか知ってもらうことを通じて、文化や価値観、考え方を理解してもらうことにつなげようと、令和3年度中に児童書版翻訳推薦著作リスト

「Lifelong Favorites-Selections from the Bookshelves of Young Readers in Japan」を新規制作した。日本国際児童図書評議会（JBBY）との共催により、海外で読んでほしい日本の児童図書59冊を選定し、ウェブサイト及び冊子を作成、海外の出版社から「待ち望んでいた」という声が多く届いている上、収録した図書の出版元である日本の出版社からも「名作の中に入れていただけて大変光栄」「海外への夢が広がります」との声が寄せられた。令和4年度から公開・配布を始め、今後の翻訳出版事業の促進につながることが期待される。

(エ) 日本文学翻訳作品データベース

海外で翻訳された日本文学に関するデータベース「日本文学翻訳作品データベース」は、前年度のレイアウト改訂に引き続き、令和3年度は登録データ的大幅拡充を行った。従前は登録できなかった韓国語やキリル文字等の登録が可能となるよう改築を行い、これまで登録されていなかった韓国語訳作品ほか約1.2万件のデータの新規追加等を行った。年間アクセス数は、3,600件を超え、他に類似データベースがないことから国内外から照会や引用許可依頼等が多数寄せられた。

（４）海外日本映画上映会の実施及び支援

ア．日本映画上映主催事業

国際交流基金フィルムライブラリー所蔵作品等を活用した「日本映画上映主催事業」や「日本映画祭（JFF）」では、コロナ禍の影響を引き続き大きく受ける中、感染症対策の徹底により上映会を成功させてきた前年度からの経験蓄積を活かしつつ、現地政府の感染症対策ガイドラインに基づき、共催機関と協議を重ね、会場の座席数を50%以下に制限しなければならない等の制約の中、令和3年度は開催国・動員人数ともに令和2年度の約2倍となる47か国・地域の約9.3万人の観客に日本映画を届けた。現地で実施に当たった在外公館からは「コロナ禍により約1年半にわたり閉鎖されていた映画館再開後の対面式上映会として、閣僚級を含む要人の出席を得て実施。多数のメディアで取り上げられ、共催機関や来場者から感謝の言葉が寄せられた」等、久しぶりの集客事業に手応えを感じられたとの報告が寄せられた。来場者に実施したアンケートでは、回答者の93%から「有意義」以上の評価を得て、現地有力メディアを始めとした報道件数は1,293件に及んだ。

日本・シンガポール外交関係樹立55周年を迎えたシンガポールでは、前年度に続き、映画館での上映とオンライン配信とを組み合わせたハイブリッド型の「日本映画祭（JFF）」を開催した。関連イベントでも、上映終了後に、Zoomを活用し、作品関係者をスクリーンに招いてQ&Aセッションを行ったり、ウェビナー機能を活用してオンラインによるプログラマー・トークやマスタークラスを開催したりと工夫を凝らし、ニューノーマルに対応した新しい映画祭の在り様を追求した。共催機関であるシンガポール・フィルム・ソサエティからは、日本の作品関係者と観客とが直接交流できる場を様々な形で創出できたことへの手応えを感じたという報告が寄せられた。

イ．オンライン日本映画祭

令和2年度にコロナ禍を踏まえた新たな事業の試みとして開始したオンライン日本映画祭だが、前年度の集客実績等も踏まえながら国内の配給会社等と交渉し、理解・協力をとりつけることで、令和3年度は対象国を拡大して25か国・地域での開催を実現した。2022年2月に2週間にわたり、20作品の多様なラインナップを、日本映画発信ウェブサイト「JFF+」上でいつでも15か国語の字幕付きで視聴できるようにしたほか、作品紹介テキストやウェブサイト上の導線も、日本語や英語を母語としない視聴者が作品にスムーズにアクセスできるよう多言語化する等して工夫を凝らした結果、映画の視聴者数は、前年度特に好評だった5作品をアンコール配信するプレイベントとあわせて、のべ32万人と令和2年度の約1.5倍となり、再生回数は54万回、配信サイトを訪問したユニークユーザー数は52万人、ページビュー数は283万回、報道件数は1,402件に及んだ。視聴者に実施したアンケートでは96.5%が「非常に満足」ないし「満足」、99.6%が「今後もっと日本映画を観たいと思った」、98.6%が「オンライン日本映画祭を家族や友人に勧めたいと思った」、87.7%が「日本への理解が深まった」と回答する等好評を得たほか、「映画の上映スケジュールもフレキシブルで良かった」「すべてが素晴らしく映画もウェブサイトもとてもわかり易く説明されていて、簡単にアクセスできた」等、プラットフォーム上の工夫点に対しても高評価を得ることができた。また、「仕事や家事を抱えている」「障がいがある」「地方都市居住」等の事情で映画館に赴くことが困難な人たちから、オンライン開催に対する感謝の声が数多く寄せられた。

作品を手掛けた監督や出演者による「インタビュー動画」や「各国視聴者に向けたメッセージ動画」の配信、日本映画発信ウェブサイト「JFF+」上での上映作品に関連した記事掲載、各国の基金事務所や在外公館でのトークセッションや日本語学習者を対象としたクイズ、交流会等の開催を通して映画祭を盛り上げ、視聴者参加型の映画祭に仕立て上げるとともに、作品ページにコメント機能を追加したり、アンケートを実施したりと工夫した結果、アンケート回答者数は約4,500人、ラインナップ作品に寄せられたコメント数は約1,200件に及び、大きな反響があった。作品ページのコメントを閲覧した映画監督から、「作品の中で描かれているテーマを各国の方々が共通の問題としてとらえてくだ

さっていることがよくわかりましたし、感情を揺さぶられたという言葉や感謝の言葉に、作ってよかったなと励まされました。文化の違う国の人々が、こんな辺境の国の物語をオンラインで観てくださっているということ自体が驚きで、ありがたく思っています」と感謝の言葉が寄せられる等、映画関係者の国際的な往来が難しいコロナ禍においても、映画製作者に視聴者の声を直接届けることのできる機会の創出ともなった。

ウ. 日本映画発信ウェブサイト JFF+

日本映画発信ウェブサイト JFF+では、オンライン日本映画祭での映画や関連イベントの配信に加え、日本映画にかかわる特集やインタビュー記事を掲載し、様々な角度から日本映画の魅力を発信した。令和3年度にウェブサイトを訪問したユニークユーザー数は101万人を超え、ページビュー数は約297万回に及び、サイトのニュースレターの配信登録者数は約12万人にのぼった。

(5) 放送コンテンツ等海外展開支援事業

平成26年度より継続的に海外テレビ局に対し日本のテレビ番組を提供し、放送実績を拡大している本事業では、令和3年度も広範に番組提供を行った。

ア. 日本のテレビ番組の海外提供

平成26年度補正予算、平成27年度補正予算、平成29年度補正予算（第1号）、平成30年度補正予算（第2号）及び令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された「放送コンテンツ等海外展開支援事業」により、南アジア、大洋州島嶼部、中南米、東欧、中東、アフリカ等の海外テレビ局に対し日本のテレビ番組を提供。今期中期目標期間中これまでに123か国・地域において、のべ3,043番組が放送されているが、そのうち令和3年度は、76か国・地域にてのべ489番組が放送され、多種多様な番組を届けることにより、各国一般市民の対日理解の増進を図ることができた。

事業を実施した全地域の海外テレビ局に対するアンケートでは、回答テレビ局の100%から本事業について「有意義」以上の評価を得て、90%以上から「対日関心・日本理解が促進された」との評価を得た。

とりわけ日本文化にふれる機会が限定的な国・地域においては、本事業が二国間の文化交流の象徴的な役割を担うことも少なくないが、令和3年度はザンビア、ジョージア及びアゼルバイジャン等の各国にて放送素材の引渡式が実施され、現地メディアで報道された。

ザンビアにおいては、国営放送局 ZNBC にて引渡式が行われ、同国情報・メディア大臣、同次官及び ZNBC 幹部の出席の下、在ザンビア日本国大使から ZNBC に対し放送素材が供与された。同大臣からは、基金による継続的な番組提供に対して謝辞が述べられ、その式典の様子は現地のテレビや国営紙等の現地主要メディアにおいても日・ザンビアの文化交流の象徴的取組として報道された。

2022年に日・ジョージア外交関係樹立30周年を迎えたジョージアにおいても、在ジョージア日本国大使より公共テレビ第1チャンネルに対し、番組放送素材の引渡式を行い、その様子は30周年にも言及された上で、同局媒体にて報道された。

視聴者からの具体的な反響の事例としては、キューバにて高い人気を誇るドラマ「ドクター X〜外科医・大門未知子〜」の主演俳優が同番組を PR するチャンネルコールをドラマと併せて放送したところ、多数の視聴者から主演俳優宛のメッセージが届いた。

また、メキシコに提供した子ども向け番組「いないいないばあっ！」に関しては、視聴者から、「子どもたちが放送をととても楽しみにしていて、放送中もとても集中して見えています」「祖父母が孫と一緒に楽しんで見られるととても良い番組です」等の好意的なコメントが寄せられた。

さらに、日本アニメーション制作のアニメ「ちびまる子ちゃん」「ファンタジックチルドレン」及び「七つの海のティコ」の3番組について現地語のローカライズを施した上で、現地テレビ局で放送し

たところ、大変な人気を博し、放送国に所在する配信業者 2 社が配信権を購入するに至る等、海外への商業展開にも貢献した。

イ．国内コンテンツホルダーへの情報提供

日本のテレビ局等コンテンツホルダーの海外展開やコンテンツ製作時の参考となるように、①放送コンテンツ等海外展開支援事業におけるこれまでの放送実績（平成 27 年度から令和 2 年度までの放送実績一覧）、②海外テレビ局リスト（放送コンテンツ等海外展開支援事業を通じて得た海外テレビ局に関する情報）、③これまでに放送コンテンツ海外展開支援事業を通じて放送した番組の反響を日本のコンテンツホルダー 76 社に提供した。コンテンツホルダーからは「貴重な情報として、今後の役に立てたい」「これまでを改めて振り返り、本事業の実績が大きな価値を生み出していることを整理する機会になった」「今後のアニメーション製作やコンテンツビジネスの貴重な情報となる」といった、本事業がコンテンツホルダーの海外展開に当たっての後押しになっているとする感謝の声が寄せられた。

また、情報提供と併せて行ったアンケート調査では、本事業がコンテンツホルダー各社の海外展開にとって有意義だったかという質問に対して、回答のあった全社から「有意義」以上の評価を得た。有意義であった理由として、本事業で海外提供の実績を積むことにより、海外とのビジネスにおいて不可欠である海外テレビ局等からの信頼を得ることができた、あるいは、番組に対する評価が高まったとの声が寄せられた。具体的な成果として、本事業において、令和 2 年度にコロナ禍における緊急対応策で、メキシコをはじめとした中南米地域を中心に YouTube 配信を行った番組が好評を得た結果、その後、評判を聞きつけたタイの配信プラットフォームや台湾のケーブルテレビにより同番組が購入された。

（6）日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年 12 月 5 日閣議決定）」の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部について、アジア太平洋地域を中心に、ポストコロナのインバウンド再活性化に貢献することも念頭に置きつつ、日本の各地域の魅力を含めた日本文化・社会の魅力の紹介を行うことを主な目的として、事業を実施した。主たる事業は以下のとおり。

ア．三陸国際芸術祭

平成 27 年度より地方連携の促進及び災害からの復興支援の一環として継続的に関与してきた「三陸国際芸術祭」は、同地域へのインバウンド再活性化も視野に入れつつ、オンラインを活用して事業を実施した。アジアに共通する楽器である竹笛を用い、三陸地方に伝わる民話を題材にインドネシア、カンボジア、日本の伝統芸能・郷土芸能団体が協働して作品を制作、『髪長姫～アジアが紡ぐ笛ものがたり』として全世界にオンライン配信した結果、再生回数は配信後 1 か月で 5,000 回に迫った。

イ．日本の各地域とアジアを結ぶ文化事業

ポストコロナに各国で本格化するインバウンド需要獲得に向けた競争の中で、有利な環境を創出するための貢献と、日本の各地域とアジア各国・地域とのより深い相互理解に資することを目的として、それら国・地域をつなぐ交流事業を複数実施した。2022 年に本土復帰 50 年となる沖縄の各地（那覇市首里、久米島、竹富島、与那国島）とアジア（マレーシア、ベトナム、シンガポール、台湾）を結んで、観光や文化の継承等共通の課題を話し合うセミナーや交流事業を行ったほか、アジアの港町文化をテーマに宮城県気仙沼市とアジアの各都市を結び、食や環境、音楽等を通じた交流を行う事業を実施した。国立劇場おきなわとの共催によりユネスコ無形文化遺産をテーマとして実施した交流事業では、次年度以降も国立劇場主導でアジアとの交流事業が継続されることとなる等、新たな文化交流

の発現にも寄与した。

ウ. スポーツ交流事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で高まったスポーツへの関心を契機として、各国の日本に対する関心をさらに喚起すべく、これまで基金が蓄積してきたノウハウやネットワークと事業への反響に基づき、サッカー及び柔道を通じたアジアとの交流事業を実施した。日本サッカー協会（JFA）との共催で実施したサッカー交流事業では5か国に計10人の専門家を派遣、タイには3人の女性専門家を女子代表・女子U-20代表の監督やGKコーチ等として派遣した。また、講道館との共催で実施した柔道交流事業では、専門家によるオンラインでの技術セミナーを実施したほか、過去のオリンピックや世界選手権で好成績を収めた日本人指導者が自らの得意技を紹介しながら柔道文化を説明する映像教材を制作し動画サイトで公開、アジアのみならず世界各地から多数のアクセスがあった。

エ. 映画事業

（ア）東京国際映画祭

平成 26 年度より継続的に連携してきた東京国際映画祭では、コロナ禍で海外からの映画関係者の来日がきわめて限定的となる中でも、世界各国の映画関係者及び観光客が訪問する国際的な映画祭としての認知度と評価の更なる向上に向けて複数のプログラムを実施した。具体的には、アジア各国の優れた映画の上映、日本と東南アジアを中心とした映画人同士のオンライン対談「トークシリーズ@アジア交流ラウンジ」、映画プログラマー・ジャーナリストのオンライン招へい等を実施した。特に、「イザベル・ユペール×濱口竜介」「チャン・チェン×是枝裕和」「ポン・ジュノ×細田守」等、第一線で活躍し、注目を集める映画人同士の対談を実現した第2回「トークシリーズ@アジア交流ラウンジ」は、組み合わせが魅力的であり、対談内容も充実していたとして前年度以上に日本国内外から高く評価され、日本経済新聞、ヤフーニュース、Japan Times 等、多数のメディアに取り上げられた。

（イ）CROSSCUT ASIA おいしい！オンライン映画祭

東京国際映画祭の一部門として実施してきた「CROSSCUT ASIA」（平成 26 年度～令和元年度）をオンラインでの2部構成の特別編として復活させ、「CROSSCUT ASIA 特別編『おいしい』アジア映画特集」部門及び「CROSSCUT ASIA アンコール」部門として計13作品を無料配信した。また、関連企画として、タイ、シンガポール、インドネシア等各国在京大使館に食にまつわる取材を行い、動画と記事にまとめた「大使館インタビュー」や国際交流基金海外事務所ローカルスタッフによる「各国ランチレポート」等も実施した。加えて、在フィリピン日本国大使館の公邸料理人を追ったドキュメンタリー『公邸料理人の日記』を制作・上映し、日本食にまつわる魅力の発信にも努めた。

オ. オンライン交流対談「アジアセンター クロストーク」

コロナ禍で国境を越えた物理的な交流が制限される中でも、文化芸術の担い手同士の相互理解の促進、コロナ後の具体的な交流事業への発展を念頭に、パフォーマンスコンテンポラリーダンス、サステナブルデザイン、工芸、現代アート、伝統芸能、祭りとコミュニティ、オーケストラ、建築と、多岐にわたる、日本と東南アジア各国の担い手同士のオンライン対談動画（全10回）を制作した。制作に当たっては、インバウンド再活性化への貢献を意識し、副題を「ポスト・コロナに向けて旅する文化」とし、動画の視聴を通じ、日本を始めとする各国へ旅に出たくなるような内容・構成となるよう、取材VTR等も組み入れ、編集上の工夫を凝らした。

(7) 日中交流センター事業

令和3年度は、未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年・市民交流の実現を目的として、コロナ禍の状況に対応しつつ、以下の事業を実施した。

ア. 中国高校生長期招へい事業

日本語を学習している中国高校生に約11か月間、日本の高校に在籍し、日本の高校生やホストファミリー等市民と交流する機会を提供することを通じて、日本理解の増進を図ることを目的としている。令和3年度は前年度に引き続き、コロナ禍の状況を踏まえた中国政府側の要請により新規の招へい(第15期生)については断念せざるを得なかったが、本事業の重要性及び現地のニーズを踏まえつつ、次のような事業を実施した。

(ア) コロナ禍においても高校生交流を切れ目なく継続させるため、オンラインでも実施可能な「日中高校生対話・協働プログラム」を実施した。本プログラムは、相互理解の促進を主目的とするこれまでの事業の成果を踏まえつつ、協働を通じた連帯感や信頼感の醸成等を目的とするものであり、中国高校生長期招へいの日本側受入実績校及び中国側送り出し実績校を対象に限定公募を行って、実施した(14件)。「学校生活の課題」「地元の観光振興」「SDGs(持続可能な開発目標)」等、日中共通の課題等をテーマに高校生がオンライン形式で対話し、解決策等について議論を行う趣旨であるが、「地元の観光振興」では、東京学芸大学附属国際中等教育学校と月壇中学(北京市)のペアが東京都と北京市の観光促進に関しての議論を行い、また「SDGs」に関しては福岡市立福岡西陵高等学校と石家庄外国語学校(河北省)のペアが科学技術による課題解決に関する議論を行い、従来の相互理解型交流から課題解決型交流へと一歩進んだ交流が実現した。日中双方で625名の参加を得て、コロナ禍で交流が困難となる状況の中においても、貴重な交流の機会を提供し、参加生徒や学校関係者に実施したアンケートでの「有意義」以上回答は99%となった。

(イ) また、上記の対話・協働プログラムの日本側参加高校から、交流の成果を深めるため、事前研修の機会の設定につき要望があったことを踏まえて、「やさしい日本語」及び「日中異文化理解」のテーマで専門家によるオンライン日本文化セミナーも合わせ実施し(2件)、185名の参加者を得た。参加学生及び学校関係者に実施したアンケートでの「有意義」以上回答は95%となる等、「講座を通して多くの新しい知見を得ることができ、青少年交流における言語や異文化理解の重要性がよくわかった」や「普段直接接する機会がない専門家と対話形式でのやり取りができたことで、国際交流への関心がさらに大きく高まった」との好意的な感想も多く聞かれた。

さらに、コロナ禍における中国高校における対日関心の維持、向上を図るため、高校生対話・協働プログラム参加校や長期招へい生の中国側送り出し高校を対象として、着物、鯉のぼり、七夕飾り等日本文化用品の特別寄贈事業を行った。

(ウ) 本事業ではこれまでに442人のプログラム卒業生を輩出してきたが、進学・就職等のために再度来日して長期滞在する者も多く、その数は計240人(2022年4月現在)と卒業生の5割を超える。社会人となった者については、多くが日本の大手企業等(メーカー、金融、運輸、監査法人、広告等)に就職し、貴重な日本語人材として活躍しているほか、中国の政府機関(外交部、国営テレビ局、国有銀行等)や日中友好協会等の交流団体へ就職した者も含まれる等、各方面で日中関係の懸け橋として活躍中である。

イ. 中国各地に設置した「ふれあいの場」の運営

中国の地方都市において、中国の大学等機関と共同で「ふれあいの場」を設置し、日本の最新コン

テンツの閲覧・視聴を通じ、今の日本を体感できる場を提供している。中国国内での新型コロナウイルス感染状況に留意しつつ、令和3年度は活動が可能な計16か所で事業を展開した。

コロナ禍対応として実施した「オンライン日本文化セミナー」では、通訳、アニメ声優、超短編小説、邦楽（琴）、日本料理、和菓子作りをテーマに、日本の各分野の専門家がオンラインで「ふれあいの場」設置大学の学生等に対して、全6件のレクチャーやデモンストレーションを行った。日中2か国語で著名なアニメ声優を起用したオンライン日本文化セミナーでは、Twitterによる事前広報の表示回数が13万回超となる等高い関心を集め、全6件の参加者は合計1,237名に上った。参加者からは、「有意義」以上回答が98%となる等コロナ禍で日本文化と接する機会が減少する中、日本の各分野の専門家と直接対話できる貴重な機会が得られたとして好評を博した。また、図書・雑誌等コンテンツの定期送付に加え、日本文化理解の増進のため日本文化用品（着物等）の寄贈を行ったほか、年間を通じて様々な日中交流イベントを各地で開催し、日中間の若い世代の相互理解を促進した。この結果、年間のイベント来場者数は集計可能な13か所で23,499人となり、地方によっては新型コロナウイルスの影響により、活動の一時的停止を余儀なくされる等困難な状況ではあったが、オンラインの活用等事業実施上の工夫を図り、日本文化理解の促進に努めた結果、参加者に実施したアンケートでは、「有意義」以上の回答が100%にのぼった。

運営面では実務担当者を対象にした研修について、コロナ禍の影響によりオンライン形式に切り替えた上で、2021年7月及び8月に実施し、ふれあいの場間の横の連携を図った。また、ボランティアで運営に携わる学生の代表（計58名）の研修についても、同様にオンライン形式で翌年2月に実施し、参加者に実施したアンケートでは「有意義」以上の回答が99%にのぼった。「ふれあいの場」の諸活動や大学の日本語授業をサポートする人材を配置する「ふれあいパートナーズ」事業では、新規2名を延辺と長沙に派遣・配置し、受入機関での日本語講座のサポートとともに、「ふれあいの場」の運営協力に当たった。

ウ．交流ネットワークの促進

日本の大学生グループを公募で選抜し、現地大学生とともに日本文化や日本語を紹介する大学生交流事業に関しては、オンライン交流に切り替えて8件実施した。日本の地方文化の紹介・発信や、地元の観光振興策等をテーマに日中の大学生が協働で各種イベントや討論会を準備し、相互理解の増進を図った。日中双方で272人の参加を得ることができ、「日本の学生との交流を通して日本の事を知れただけでなく、自分自身の日本に対する関心がより深まった」「中国と日本の（心の）距離が近づいた。いつか必ず日本に行きたい！」等、肯定的な評価が参加者から数多く聞かれ、参加者に実施したアンケートでは「有意義」以上の回答が99%にのぼった。また、日中の大学生が企業訪問や対話を通じて相互理解を深める交流事業「リードアジア」（日中学生交流連盟との共催）についても、オンライン交流形式により2022年2月に実施し、日本の企業関係者の参加も得ながら、日中交流とグローバル人材をテーマに、日中の大学生（35名）が議論を行った結果、「日中間の考え方や意識の違いを知る良い機会となった」「日中両国の学生が一つの目標の達成のために協力する貴重な機会であった」等の反響があり、参加者に実施したアンケートでは、「有意義」以上の回答が100%にのぼった。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、公益財団法人かめのり財団との共催事業「日本高校生グループ短期訪中事業」（17名参加予定）は中止とした。

（8）在外事業

基金海外事務所が所在する各国において、外出や集客を伴う事業の実施に課される制限は依然として続く中、コロナ禍2年目となる令和3年度は、現地情勢や感染状況を適切に踏まえ、必要な対策をとりながら「リアル」な事業を追求すると同時に、オンライン事業の強みを活かした事業を企画し、継続的に事業を行った。25か所の海外事務所において、合計397件の在外事業（文化芸術交流分野）

を実施し、総計 36 万人以上の参加者を得て、報道件数は 2,400 件を超えた。

対面での「リアル」な事業については、ケルン日本文化会館が日独交流 160 周年の機会に、ベルリン国際文学祭及びハンプルク・ハーバーフロント・フェスティバルと共催し、日本から作家の村田沙耶香氏と詩人の伊藤比呂美氏を招へい、観客を入れての朗読会等を実施したほか、ロンドン日本文化センターでは、映像分野における英国の代表機関である英国映画協会（BFI）との共催で「BFI Japan 2021:100 year of Japanese Cinema」を開催（1.3 万人以上が来場）、マドリッド日本文化センターでは由緒ある王立植物園との共催による盆栽展示（7,500 人以上が来場）や、スペインで最も大きな映画祭の一つであるシッチェス映画祭にて日本映画を上映（125 件の報道、6,700 人以上が来場）等が挙げられ、いずれも現地の影響力ある機関と連携を組むことにより、大きな成果を生んだ。また、ベトナム日本文化交流センターでは、事務所で保有する日本人形のコレクションを活用し、コロナの感染状況が比較的収まった時期を見計らってベトナム中部都市フエにて展示した事業（3 週間で 6,500 人以上が来場）等が挙げられる。

オンライン事業については、オンラインで海外渡航を伴わないが故に、日本の著名なアーティストの参加を得ることが比較的容易となって実現し、好評を博した事業が多数見られた。トロント日本文化センターでは、カナダ国内の 5 つの和太鼓団体と林英哲氏&英哲風雲の会のオンラインコラボレーション動画を作成し、オンラインワークショップを実施したところ、コロナ禍で練習や発表の機会が失われていた参加団体にとって大きな励みになったという声が聞かれた。ロサンゼルス日本文化センターでは作家平野啓一郎氏とその作品の翻訳者、編集者との鼎談を、PEN America の協力を得て実現、イベントも高く評価され、同センターでは事業を通じてできた米国出版業界とのネットワークを活かし、令和 4 年度以降にも文学事業の実施を予定している。ニューヨーク日本文化センターは令和 2 年度から継続していたオンライン事業を拡充し、ポップカルチャーオンラインレクチャーシリーズを実施、毎回ライブ視聴者から多数のコメントが寄せられ、視聴者所在国は 44 か国に広がり、同センターの YouTube チャンネル登録者数やニュースレター購読者数を大幅に増やした。

オンライン事業が新たな事業へと実を結んだケースもあり、モスクワ日本文化センターでは、令和 2 年度に朗読動画「てぶくろをかいに」に基づく絵本の表紙コンクールを実施したところ大きな反響があったため、令和 3 年度には入賞作品の展示会をモスクワで実施したほか、日本でも 2022 年 2 月に開館した中野東図書館での展示会が実現した。

総じて、現地に根差した海外拠点ならではのネットワークを活かし、各国での有力機関と連携しながら、対面での事業とオンライン事業のそれぞれの利点を意識した事業を展開することができた。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

ア. 新型コロナウイルス感染症拡大により、代替措置として導入されたオンライン事業については、コロナ後を見据えて、対面の事業とオンライン事業のそれぞれの特質を見極めて選択・併用するなど、最大の効果がもたらされるよう、事業の適切なアウトカム指標と評価システムを検討していくことが期待される。特に、本来、オンラインとの親和性が高くないと思われる多人数による双方向の事業や共同事業、招聘を伴う事業については、コロナ禍で、実施上の工夫や評価の方法についても検討されることを期待。

イ. 期待された再生回数に満たないオンライン事業（特に対面の事業の代替措置として実施された事業）については、再生回数を増やす工夫が必要。内容的には良質で、対日関心喚起や日本文化理解促進に寄与するものとなっているため、事業の目的・対象を明確化した上で、編集・構成、解説、広報等の工夫によっては、更に多くの視聴が期待できるものと思われる。また、日本

文化の多様性を紹介し、オンライン動画に親しむ機会が多い若い世代に日本への関心を喚起するため、若い世代を対象とした日本への関心喚起を目的とした事業については、日本の現代ポップカルチャーをオンラインで紹介するのも一案と思われる。巷に魅力的なコンテンツがあふれ、コロナ後も様々な層の多忙な現代人を引きつける動画作りを期待。

ウ. 「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については、令和3年度で予算措置が終了することから、平成26年度以降実施された事業を総括し、今後について検討することが必要。

エ. 未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的としている「日中センター事業」については、実際の渡航が伴ってこそ最大の成果を得られる部分が多い。高校生長期招聘事業については、可能な限り速やかに招聘・訪問事業の再開ができるよう、前広な準備が必要。

<前年度評価結果反映状況>

ア. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い代替措置として導入されたオンライン事業については、諸分野において量・質ともに大幅な拡充を行い、より多くの多様な層の人々にリーチしやすい特質を活かした、コロナ禍においても可能な、かつコロナ禍だからこそ有効な事業促進を図った。同時に、多くの制約を受けつつも諸状況を見極め、前年度は一部を除いて取りやめざるを得なかった対面での公演・展覧会・映画上映事業も実現させた。

従来の定量的評価中心の事業評価に加え、それだけでは測りきれない文化芸術交流事業の成果や効果を評価できる方法を探るべく、舞台芸術共同制作プログラムや企画展プログラムにおいて、専門家によるモニタリング評価を導入した。さらには、現地状況や対象層に応じてオンライン事業とリアル事業を使い分けるとともに、併用させるコロナ禍中の「試行」経験を踏まえ、コロナ収束後までを見据えた、効果的な事業形態についての検討につなげた。

イ. オンライン事業については、質的、量的に拡充するとともに、SNS等を活用した広報にも注力した結果、日本の舞台芸術を紹介する動画シリーズ「STAGE BEYOND BORDERS」の再生回数は、リアルな公演事業での目標来場者数から試算すると、19,000公演分の回数に相当する950万回にのぼった。複数言語字幕付きの類似動画は他に例がなく、幅広い多様なコンテンツ、質の高い映像、必要に応じた解説動画追加等の工夫の効果と相まって、アフリカ、南アジア等、従来、公演団派遣が容易でなかった地域からのアクセスも数多く得て、オンライン事業ならではの成果を生んだ。また、新規制作したオンライン・コンテンツは、舞台芸術、美術、文芸と様々な分野を網羅し、漫画、2.5次元ミュージカル、人形、工芸、児童文学等、現代文化やポップカルチャーも含めより幅広く、また日本各地の多様な魅力を伝えるものも数多く企画した。さらに、外国人にも人気の寿司をテーマに最新技術を駆使して事業参加者の体験型要素を加えた巡回展も新たに制作する等、現代の観客、特に若い世代を対象として新たに制作した各種コンテンツを今後展開していく。

ウ. 放送コンテンツ等海外展開支援事業については、平成26年度の事業開始以来、令和3年度までに、76社の日本のコンテンツホルダーの協力を得て、106か国・地域の294局の海外テレビ局に日本の番組を提供し、のべ3,383番組の放送を実現。それまで日本のコンテンツへのアクセスが少なく、視聴機会が限られていた国・地域に対し、優良なコンテンツの無償提供を行うことで、日本の文化や社会の多様性・普遍的価値の共有への理解・関心を喚起し、深めることができた。また、日本のコンテンツホルダーからは、本事業がきっかけで、海外の多くのテレビ局やバイヤーとの商談が円滑に進み、成約に至ったケースもある等、海外展開に当たっての支援に対する評価が多く寄せられた。近年、放送のみならず、配信へのニーズが高まっていることから、今後は、国・地域ご

との状況にも応じて、配信の充実と従来型の番組提供を効果的に組み合わせて実施していく必要がある。

エ. 中国高校生長期招へい事業については、日中両国における新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら、令和5年度からの再開を目指して、中国政府側の意向確認等準備を行うこととしている。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 A

根拠：

【量的成果の根拠】

3つの定量指標のうち、【指標1-2】【指標1-3】【指標1-4】のいずれも目標値の120%以上を達成した（ただし、【指標1-2】については、「日本祭り開催支援」1件のみの開催で、平均値ではないことから、目標値に比べて大きく上振れしている）。

【質的成果の根拠】

定性指標（関連指標）【指標1-1】「来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合」は88%に達した。令和3年度においては、引き続きコロナ禍の影響が続くことが想定されたことから、前年度の事業成果等を踏まえ、オンラインの特性を生かした広く全世界に向けた事業展開を一層積極的に推進するとともに、コロナ禍の各種制約の中でも事業実施を粘り強く追求し、外交上重要な機会を捉え、前年度より多くの「リアル」な事業を実現させ、全体として大きな成果をあげた。

ア. 広く全世界に向けた事業展開

日本映画のオンライン配信やテレビ番組の海外展開等を通じて多数の国・地域において、日本文化に接する機会の少ない地方都市居住者に対しても、広く日本文化を届けた。例年世界各地で好評を博す巡回展も、安全・感染予防対策を徹底しながら可能な限り実現を追求し、前年度の約2倍にあたる世界32か国・地域56都市において、展示を直に鑑賞できる機会を提供した。また、前年度に開始し令和3年度に大幅拡充を行ったオンライン事業では、対面事業ではリーチしづらい地域や層からのアクセスも含め、広く全世界において画期的な再生回数を得た。

（ア）25か国対象のオンライン日本映画祭等（オンラインを活用した事業）

令和2年度にコロナ禍を踏まえた新たな事業の試みとして開始したオンライン日本映画祭では、前年度の経験を踏まえ、配信条件や配信サイトの導線にも工夫を凝らし、映画祭のフェスティバル感をオンラインでも創出すべく創意工夫した結果、令和2年度の約1.5倍の視聴者を獲得した。また、「仕事や家事を抱えている」「障がいがある」「地方都市居住」等の事情を抱えているような従来は参加することが難しかった人々の参加も得ることができ、これら参加者から感謝の声が寄せられ、社会的包摂の観点においても深化した取組とすることができた。

（イ）放送コンテンツ等海外展開支援

放送コンテンツ等海外展開支援事業においては、放送素材提供後も在外公館や国際交流基金海外事務所との間で連携を密にし、海外のテレビ局に対して放送実現を後押しすることで、76か

国・地域においてのべ 489 の多種多様な番組が放送され、各国一般市民の対日理解の増進につながった。

ザンビア、ジョージア、キューバ及びメキシコ等の例にも見られるように、本事業は各国で好意的に迎え入れられ、民間での事業化につながる事例も生まれた。また、日本のテレビ局等コンテンツホルダーの海外展開やコンテンツ製作時の参考となるように、①放送コンテンツ等海外展開支援事業におけるこれまでの放送実績、②海外テレビ局リスト、③これまでに放送コンテンツ海外展開支援事業を通じて放送した番組の反響を日本のコンテンツホルダー提供したところ、本事業がコンテンツホルダーの海外展開に当たっての後押しになっているとする感謝の声が多く寄せられたことは、本事業が日本のコンテンツホルダーの海外展開への関心喚起や、先行マーケティングの機会として機能していることの証左といえる。

(ウ) 世界 56 都市での巡回展実施

巡回展事業では、在外公館等との緊密な連携により令和 3 年度も多岐にわたる豊富な内容の 16 セットの展覧会を世界に継続的に巡回させた。前年度に引き続き現地受入美術館等が閉鎖されたケースが多かったが、会期や日程の調整をできる限り行い、実施可能な時期を逃さず開催を試み、令和 2 年度の約 2 倍にあたる 32 か国・地域 56 都市への巡回を実現させた。

(エ) 画期的な視聴者数を得たオンライン事業

累計再生回数 950 万回を記録した、日本の舞台芸術紹介動画「STAGE BEYOND BORDERS」、実際の展覧会を鑑賞できなくても動画作品としてだけでも楽しめる世界で好評を得て、総視聴回数 22 万回を超えた、基金巡回展をテーマとした動画シリーズ等、各分野で制作したオンライン・コンテンツは、従来のリアルな舞台公演や展覧会を企画しづらかった南アジアやアフリカ等も含め、広く世界で多数の裨益者を得た。特に「STAGE BEYOND BORDERS」は 111 もの国・地域で視聴されており、通常の派遣公演では考えられない広大なエリアで日本の舞台芸術鑑賞を可能とした。演劇、ダンス、音楽の舞台芸術諸ジャンルを網羅し、伝統芸能からコンテンポラリーダンスや現代演劇まで時代も超えたセレクションに、日本語を含む複数言語の字幕を選択できる仕様、海外で馴染みがない伝統芸能・民族芸能では成り立ちや鑑賞の仕方を紹介する、一部はオンライン配信用に演出・撮影を計画し映像作品としての質を高める等、内容にあわせたきめ細やかな制作を行った他に例を見ない本コンテンツは非常に多くの人に受け入れられた。

イ. 外交上重要な機会における大型事業

引き続き新型コロナウイルスの影響による制約が続く中でも、感染状況と現地事情に係る最新情報を集め、可能な時機に実施方法を工夫して、外交上重要な機会を捉えて計画していた企画を可能な限り実現させた。本報告書 No. 11 「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」でも言及するとおり、限られた機会を逃さず世界各地で大小様々な事業を実施した。文化芸術交流事業において特に重要な事業としては、日米友好親善の象徴ともいえる全米桜祭り（於：ワシントン D.C.）への公演団派遣が約 1.3 万人の来場者数と事後アーカイブ動画配信再生回数 6,500 回超を得たほか、感染再拡大に対しできる限りの対策を採って実現させた、日独交流 160 周年記念大型日本美術展「Rimpa feat. Manga」展（於：ミュンヘン）が、短い会期ながら 27 件もの報道がなされ、来場者アンケートで 98% 以上から肯定的な評価を得た上、現地専門家からも、ドイツでかつてない試みと評価される等、特に大きなインパクトを残した。

ウ. 未来志向の日中間の青少年交流・市民交流事業

定性指標（関連指標）【指標 1－5】については、中国政府側から「中国高校生長期招へい事業」

の中止要請があった等、コロナ禍において渡航を伴う交流がきわめて困難となる中で、日中の青少年交流を途絶えることなく継続させるために、両国高校生の協働による連帯意識の醸成等を目的とする「日中高校生対話・協働プログラム」を始めとする各種オンライン交流事業等を実施した結果、昨年度以上に多くの参加者（合計 2,427 人 昨年度比 46%増）を得るとともに、アンケートでの「有意義」以上回答は99%（「対話・協働プログラム」）に達し、日中双方の相互理解のさらなる進展が図られた。

以上のとおり、コロナ禍によって大きな影響・制約を受けながらも、所期の目標を大幅に上回る成果が得られたと認められることから、「A」評定と自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 A

根拠：

3つの定量指標において目標値の120%以上を達成していること、定性指標については、来場者・参加者アンケート回答者の9割近くが対日理解促進と対日関心喚起に資する事業であると評価していること、また、新型コロナウイルス感染症に関連した各種制約がある中で、放送コンテンツ等海外展開支援事業の他、広く世界で視聴されうるように多言語翻訳を付す等鋭意工夫を凝らした質の高いオンライン事業を積極的に推進しつつ、周年国等に対しては可能な限りリアルを追及し、在外公館等から入手した最新の現地の感染状況を踏まえながら現地法令に沿った防疫措置を講じる等細心の注意を払って巡回展・日本映画上映事業・大型事業等のリアルな事業を実施し、現地でリアルならではのインパクトを与えたことから、基金による自己評価のとおりに、A評価が適当。

個別の事業に対するコメントは以下のとおり。

ア 広く全世界に向けた事業展開

（ア）オンライン日本映画祭

令和2年度にコロナ禍を踏まえた新たな事業の試みとして開始したオンライン日本映画祭では、前年度の経験を踏まえ、令和3年度は対象国を拡大して25か国・地域での開催を実現し、映画の視聴者数はのべ32万人と令和2年度の約1.5倍となった。また、様々な事情で、映画館に赴くことが困難な人たちにも、オンラインで日本映画を視聴する機会を提供したことが評価に値する。

（イ）放送コンテンツ等海外展開支援

放送コンテンツ等海外展開支援事業においては、76か国・地域においてのべ489の多種多様な番組が放送され、各国一般市民の対日理解の増進に寄与したことが評価できる。

（ウ）巡回展

世界におけるコロナ感染状況が多様に変化する中、各国各地の事情に即した巡回展の開催に向けて、丁寧な事前準備や調整を重ねたことで、前年比倍増まで開催実績をまで回復させたことを高く評価する。

（エ）文化事業部オンライン事業（Stage Beyond Borders 等）

本オンライン事業がウィズコロナにおいて新たな重点活動となる中、着実に活動域を拡大し、長期化するコロナ禍においても聴衆のアクセスを増加させていることを高く評価する。

イ 外交上重要な機会における大型事業

大型事業が計画された欧米と我が国とのコロナの感染状況や感染対策が異なる中、現地情勢を把握し適時適切に判断をすることは容易ではない中で、複数の事業の実施にこぎ着け、種々の制約の中でも聴衆から高い評価を得たことを高く評価する。

ウ 未来志向の日中間の青少年交流・市民交流事業

日中交流センター事業については、コロナ禍の状況に対応して、日中の青少年・市民交流の活動を継続し、昨年度に比して対象人数を増加できたことは一定の評価に値する。

【課題と改善方策】

ア 文化事業部オンライン事業（Stage Beyond Borders 等）については、DX が推進される現下において、こうした活動の伸びしろは大きく、ポストコロナにおいても聴衆を維持・拡大できる事業として発展させることが望まれる。

イ 日中交流センター事業については、今後の日中間の人的往来の回復を見据え、対面の交流の途絶の影響が最小限になるよう、引き続き高校成長期交流事業の早期再開を目指し準備を進めるべき。往来の代替として実施してきている事業は、ふれあいの場への寄贈事業も含め、実際の往来も組み合わせた一層の効果的な事業実施とするためにフォローアップが重要。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア リアルな事業も一部再開できた。オンライン事業で新たな試みが模索されたことは今後の文化芸術事業の可能性を広げる上でも有意義。「A」評価に値すると思われる。

イ 新型コロナの制約の中、リアルとオンラインを組み合わせながら文化芸術交流事業を継続的に展開した意義は大きい。外交上重要とされた大型事業のポーランドやドイツで行われた展覧会、ヴェネチア・ビエンナーレなどリアルな事業の実施を実現するには、新型コロナの感染予防などの現場での各種対策に加え、リアルで実施すべきという基金及び受け入れ先の強い意志があつてのことではないかと推察される。

オンライン事業の STAGE BEYOND BORDERS や More than Worth Sharing などは、リアルの代替にとどまらず、オンラインならではの特性や可能性を活かした事業だと評価できる。

ウ 1人あたり行政コストが急増しており、インプットの増加に対応してアウトプット・アウトカムがどのような影響を受けたのかの分析が求められる。放送コンテンツ等海外展開支援や、全米桜祭りの来場者数、動画配信再生回数について、成果をより具体的に示してほしい。

エ 前年度の評定を踏まえ、オンラインを活用して量的にも質的にも大幅な拡充が見られ、コロナ禍の制約の中でも様々な工夫を凝らして事業を促進している点は高く評価できる。具体的には、①3つの定量的指標においていずれも目標値 120%以上を達成し、定性的指標では来場者・参加者アンケート調査で9割近くの日本理解促進や関心喚起の結果を得たこと、②オンラインによる日本映画、舞台公演、TV など効果的に活用した事業を展開したこと、③米国、ポーランド、ドイツなどでの事業展開の例に見られるように、外交上重要な機会をとらえて大型事業を企画し、実施したこと、の3点が挙げられる。自己評価書の「A」の評定は妥当。

オ 前年度と同じ自己評定「A」に異論はなく、新型コロナウイルス感染症により多くの制約が課された中で活動を継続できたことを特に評価。多くの対面事業が中心される中、公演団派遣の実現、日本の優れた舞台芸術作品を各国に字幕付きでオンライン配信する「Stage beyond Borders」

や「PANJ」の実施の他、大型美術展の実施等、多くの成果があった。さらには、多様な言語の翻訳家によるオンライン座談会シリーズ「More than Worth Sharing」、オンライン日本映画祭等、そしてYouTube 上の配信その他のオンライン事業への取組への実施など、精力的に事業を展開。日本の文化・芸術の魅力を効果的に海外に発信・紹介するというのは国際交流基金の活動の根幹を成すのはいうまでもなく、令和3年度は海外での日本に対する関心の喚起と向上、かつ対日理解の促進につながる活動が十分に行われた。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

収入予算外である、令和2年度からの繰越予算を充当した支出があったため等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 2	海外における日本語教育・学習基盤の整備
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 将来にわたり各国・地域において日本語教育が自立的・継続的に行われる基盤整備を行う事業であり、諸外国の教育省や日本語教育中核機関と連携して日本語普及を行うことができる機関は基金の他になく、かつ、その中長期的効果は大きいため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
（ア）海外の日本語教育環境の整備関連の指標								
【指標2－1】 日本語教育機関支援（助成）の実施国数	計画値	年間 81 か国以上	81 か国	81 か国	81 か国	81 か国	81 か国	81 か国
	実績値			89 か国	93 か国	82 か国	85 か国	95 か国
	達成度			110%	115%	101%	105%	117%
【指標2－2】 日本語教育機関支援（助成）の件数	計画値	年間 226 件以上	226 件	226 件	226 件	226 件	226 件	226 件
	実績値			568 件	547 件	569 件	514 件	652 件
	達成度			251%	242%	252%	227%	288%
【指標2－3】 基金海外事務所の主催／助成事業件数	計画値	年間 主催 202 件／助成 336 件以上	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件
	実績値			主催 230 件／助成 383 件	主催 230 件／助成 369 件	主催 256 件／助成 416 件	主催 260 件／助成 385 件	主催 260 件／助成 494 件

	達成度			主 催 114%／ 助 成 114%	主 催 114%／ 助 成 110%	主 催 127%／ 助 成 124%	主 催 129%／ 助 成 115%	主 催 129%／ 助 成 147%
【指標 2－4】 日本語教師研 修の参加者数	計画値	年間 11,311 人以上	11,311 人	11,311 人	11,311 人	11,311 人	11,311 人	11,311 人
	実績値			12,021 人	12,315 人	13,653 人	14,922 人	13,317 人
	達成度			106%	109%	121%	132%	118%
海外事務所主 催事業参加者 数			100,869 人	103,419 人	101,145 人	115,462 人	84,994 人	78,551 人
日本語学習者 数(海外日本語 教育機関調査)			2015 年 調 査 結 果 速 報 値 3,651,715 人	2015 年 調 査 結 果 3,655,024 人	2015 年 調 査 結 果 3,655,024 人	2018 年 調 査 結 果 3,851,774 人	2018 年 調 査 結 果 3,851,774 人	2018 年 調 査 結 果 3,851,774 人
さくらネット ワークメン バー数／国数			284 団体 ／91 か 国	288 団 体／92 か国	292 団 体／93 か国	292 団 体／93 か国	292 団 体／93 か国	357 団 体／102 か国
日本語専門家 派遣ポスト数			平成 24 ～27 年 度 の 実 績 平 均 値 143 ポ スト	140 ポスト	136 ポスト	145 ポスト	126 ポスト	126 ポスト
看護師・介護福 祉士候補者日 本語予備教育 の参加者数			平成 24 ～27 年 度 の 実 績 平 均 値 864 人	1,295 人	1,303 人	1,319 人	1,163 人	1,053 人
事業参加者・助 成対象機関・専 門家派遣先等 アンケート「有 意義度」項目の 5 段階評価で 上位 2 つの評 価を得る割合				99%	99%	100%	99%	99%
研修事業参加 者アンケート				99%	100%	100%	100%	100%

「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の５段階評価で上位２つの評価を得る割合								
(イ) 海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標								
【指標２－５】 日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数	計画値	年間 24,190,680 件以上	24,190,680 件	24,190,680 件	24,190,680 件	24,190,680 件	24,190,680 件	24,190,680 件
	実績値			29,468,235 件	31,820,651 件	39,092,372 件	42,833,622 件	42,678,021 件
	達成度			122%	132%	162%	177%	176%
【指標２－６】 日本語教材「まると」使用国／販売部数	計画値	中期目標期間 中 52 か国 ／ 200,000 部以上	49 か国 ／ 33,195 部	50,000 部	50,000 部	50,000 部	50,000 部	50,000 部
	実績値			53 か国 ／ 66,859 部	55 か国 ／ 70,963 部	56 か国 ／ 86,138 部	56 か国 ／ 64,550 部	56 か国 ／ 70,661 部
	達成度			134%	142%	172%	129%	141%
【指標２－７】 日本語能力評価のための試験実施国／都市数	計画値	年間 65 か国 211 都市以上	年間 65 か国 211 都市	82 か国 242 都市	85 か国 249 都市	86 か国 256 都市	89 か国 266 都市	65 か国 211 都市
	実績値			80 か国 239 都市	85 か国 249 都市	86 か国 260 都市	34 か国 102 都市	73 か国 204 都市
	達成度			国数 100%／ 都市数 100% ※1 (中期目標に対しては国数123%／都市数113%)	国数 100%／ 都市数 100% (中期目標に対しては国数131%／都市数118%)	国数 100%／ 都市数 102% (中期目標に対しては国数132%／都市数123%)	国数 38%／ 都市数 38% (中期目標に対しては国数52%／都市数48%)	国数 112%／ 都市数 97% (中期目標に対しては国数112%／都市数97%)
【指標２－８】 eラーニングの	計画値	中期目標期間	6,141 人 (2016	12,000 人	37,000 人	75,000 人	200,000 人	280,000 人

登録者数	実績値	中 20,000 人以上	年 12 月 末時点)	22,502 人(2018 年 3 月 末時点 の累計 登録者 数 33,031 人)	62,474 人	141,681 人	225,340 人	292,447 人
	達成度			188%	169%	189%	113%	104%
日本語能力評価のための試験収支バランス				受験料 収 入 1,032,189 千円、 支 出 807,321 千円	受験料 収 入 1,122,244 千円、 支 出 759,371 千円	受験料 収 入 1,286,284 千円、 支 出 844,600 千円 ※2	受験料 収 入 647,056 千円、 支 出 657,598 千円 ※2	受験料 収 入 676,046 千円、 支 出 824,434 千円 ※2
日本語能力評価のための試験海外受験者数			平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 452,056 人	580,704 人	644,144 人	日本語 能力試 験 729,450 人／ 国際交 流基金 日本語 基礎テ スト 7,971 人	日本語 能力試 験 181,528 人／ 国際交 流基金 日本語 基礎テ スト 15,053 人	日本語 能力試 験 315,654 人／ 国際交 流基金 日本語 基礎テ スト 22,488 人

＜目標水準の考え方＞

○以下の指標については、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。

- ・日本語教育機関支援（助成）の実施国数
- ・日本語教育機関支援（助成）の件数
- ・基金海外事務所の主催／助成事業件数
- ・日本語教師研修の参加者数
- ・日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数
- ・日本語能力評価のための試験実施国／都市数

○平成 25 年度より販売開始された日本語教材「まるごと」については、平成 25 年度～27 年度の実績平均を上回る数値目標とする。

○平成 28 年度より開始された e ラーニングについては、平成 28 年 12 月末時点の登録者数を上回る数値目標とする。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

○各国・地域の教育制度の変更などに影響を受ける可能性がある。

※1 治安情勢の悪化等、真にやむをえない事情により実施が不可能となった3都市は除外

※2 日本語能力試験の収支バランス

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	5,747,734	7,437,841	7,355,257	5,620,806	5,503,886
決算額（千円）	5,202,715	5,182,794	5,827,050	5,322,215	7,309,770
経常費用（千円）	5,270,430	5,262,243	5,918,795	5,319,478	7,090,216
経常利益（千円）	224,063	316,891	555,979	▲233,303	100,671
行政コスト（千円）※	4,196,142	4,368,698	6,064,606	5,464,968	7,231,043
従事人員数	47	50	58	58	67

※平成29年度と平成30年度は行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要である。また、日本語教育の普及は、海外において日本語能力を有する有為な人材の持続的な輩出にも資する。そのため、海外における日本語学習基盤の充実に向け、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備事業を中心に実施する。事業実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的実施に努める。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において、質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、日本語専門家を基金海外事務所や海外の日本語教育中核機関等に派遣し、各国・地域の主要な日本語教育機関に対して教育カリキュラムや教材に関する指導・助言等を行うとともに、各機関が日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連イベントの開催に必要な経費等の一部を助成する。また、海外における日本語教師の技能向上を図るため、各国・地域の教師に対する研修事業を行いつつ、教育機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有や相互協力を促す。更に、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を後押しするため、必要に応じ、在外公館と連携しつつ、学習奨励事業を活用した教育機関や行政機関等への働きかけを行う。

(イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した「JF 日本語教育スタンダード」に基づくカリキュラムや教材の利用を促し、海外における日本語教育の充実を図る。

また、日本語を母語としない学習者が、総合的な言語知識・運用能力や、生活・就労の場面におけるコミュニケーション能力など、多様な目的に応じて必要とする日本語能力を適切に測定・評価するための手段として、各国・地域で利用される日本語能力評価のための試験について、政策的要請も踏まえつつ、引き続き効果的・効率的に実施し、収支の安定と受験者数の増加を図る。

更に、各国・地域の日本語教育及び学習環境に即した事業を適切に行うため、また、日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育事情・学習調査を行い、情報を広く提供する。

【中期計画】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据える。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的な実施に努める。

なお、平成 30 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」の「4. 新たな外国人材の受入れ」（以下、「新たな外国人材の受入れ」とする）を踏まえて措置されたことを受け、出入国管理及び難民認定法（平成 30 年法律第 102 号）の定める特定技能 1 号の在留資格により受入れを行う外国人材の日本語能力を判定するためにも利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発及び実施と、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な確保のために必要な海外における日本語学習基盤の整備のために活用する。

また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業及び海外日本語教育事業に活用する。

(ア) 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。

・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我

が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

- ・EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

(イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になる。また「新たな外国人材の受入れ」における政策的要請にも応える必要がある。これらを踏まえ、主に次の事業を行う。

- ・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。

- ・日本語能力評価のための試験の実施

海外の日本語学習環境の整備のため、日本語学習者の日本語能力を総合的に測定し認定する日本語能力試験を実施する。また、「新たな外国人材の受入れ」において、来日後の生活・就労に必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測ることに利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）を開発・実施する。併せて、これらの試験内容を踏まえた学習カリキュラムの提供等を進める。

- ・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

- ・e ラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習 e ラーニングコースや教材を開発・提供する。コースの運営に当たっては、コンテンツの充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指す。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 各国・地域の状況等を反映した適切な方針により、事業の効果的・効率的実施に努め、内容や実施の規模について毎年度見直しを行う一方、教師育成や教育カリキュラム・教材作成等においては中期的な関与が必要となるため、これらの事業の安定性・継続性に配慮する。
- b. 日本語能力試験の実施に当たっては、収支を安定させるため、①受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、②現地収支剰余金の基金への還元の促進、③適切な受益者負担の観点からの現地の情勢も踏まえた適切な受験料設定を行う。また、受験者数については前年度の実績等を踏まえて毎年度目標値を設定し、広報の強化等により受験者数の増加を図る。
- c. 国際交流基金日本語基礎テストの実施に当たっては、収入の拡大を図るため、必要な範囲において受験者の増加に向けた広報の強化及び試験の普及等に取り組む。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5 段階評価で中央値を除外した上位 2 つの評価を得た割合を評価対象とする。
- e. 「文化の WA (和・環・輪) プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据える。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を作成し、事業の効果的・効率的な実施に努める。

なお、平成 30 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」の「4. 新たな外国人材の受入れ」（以下「新たな外国人材の受入れ」という。）を踏まえて措置されたことを受け、出入国管理及び難民認定法（平成 30 年法律第 102 号）の定める特定技能 1 号の在留資格により受入れを行う外国人材の日本語能力を判定するためにも利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発及び実施と、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な確保のために必要な海外における日本語学習基盤の整備のために活用する。

また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年 12 月 5 日閣議決定）」の一環として、令和元年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業及び海外日本語教育事業に活用する。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外、または必要に応じてオンラインも活用して実施する。令和 3 年度は、日本語教師研修参加者数の目標を 11,311 人以上とする。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。

・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。令和 3 年度は、日本語教育機関支援（助成）事業により、81 か国以上の国において計 226 件以上の助成を実施することを目標とする。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

・EPA に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

また、上記の事業を現地ニーズを汲み取りながら迅速かつ柔軟に展開していくために、22 か所の基金海外事務所において 202 件以上の主催事業、336 件以上の助成事業の実施を目指す。

(イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になる。また、「新たな外国人材の受入れ」における政策的要請にも応える必要がある。これらを踏まえ、主に次の事業を行う。

・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。令和 3 年度は、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトへのアクセス数の目標を 24,190,680 件以上とする。また、日本語教材「まるごと」の販売部数を 50,000 部以上とするため、広報等を実施し利用を促進する。

・日本語能力評価のための試験の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。

日本語能力試験については、新型コロナウイルス感染症の状況及び規制の状況等を踏まえ、受験者及び現地試験実施関係者に対する感染防止対策を確実に施した上で、65 か国・地域、211 都市以上で実施することを目標とする。海外受験者数の目標については、年間 360,000 人以上とする。

また、同感染症による試験中止に伴う受験料収入減、感染防止対策経費の増加等を受け、受験料設定を見直す等して、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支余剰金の基金への還元の促進に努める。

国際交流基金日本語基礎テストについては、開発・実施のほか、試験内容を踏まえた学習カリキュラムの提供等を進める。また、試験の実施に当たっては、収入の拡大を図るため、必要な範囲において受験者の増加に向けた広報の強化及び試験の普及等に取り組む。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

・e ラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習 e ラーニングコースや教材を開発・提供する。コロナ禍の状況等も踏まえ、コースの運営に当たっては、コンテンツの更なる充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指し、令和 3 年度は、e ラーニング登録者数の目標を 280,000 人とする。

【主な評価指標】

(ア) 海外の日本語教育環境の整備関連の指標

【指標 2－1】日本語教育機関支援（助成）の実施国数年間 81 か国以上（平成 24～27 年度の実績平均値 81 か国）

【指標 2－2】日本語教育機関支援（助成）の件数年間 226 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 226 件）

【指標 2－3】基金海外事務所の主催／助成事業件数年間主催 202 件／助成 336 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値主催 202 件／助成 336 件）

【指標 2－4】日本語教師研修の参加者数年間 11,311 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 11,311 人）

（関連指標）

- ・海外事務所主催事業参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 100,869 人）
- ・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）（2015 年調査結果 3,655,024 人）
- ・さくらネットワークメンバー数／国数（平成 27 年度末時点 284 団体／91 か国）
- ・日本語専門家派遣ポスト数（平成 24～27 年度の実績平均値 143 ポスト）
- ・看護師・介護福祉士候補者日本語予備教育の参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 864 人）
- ・事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート「有意義度」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・研修事業参加者アンケート「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

（イ）海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標

【指標 2－5】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数年間 24,190,680 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 24,190,680 件）

【指標 2－6】日本語教材「まるごと」使用国／販売部数中期目標期間中 52 か国・地域／200,000 部以上（使用国：平成 27 年度末時点 49 か国・地域、販売部数：平成 25～27 年度実績平均 33,195 部）

【指標 2－7】日本語能力評価のための試験実施国／都市数年間 65 か国・地域 211 都市以上（平成 24～27 年度の実績平均値年間 65 か国・地域 211 都市）

【指標 2－8】e ラーニングの登録者数中期目標期間中 20,000 人以上（平成 28 年 12 月末時点 6,141 人）

（関連指標）

- ・日本語能力評価のための試験収支バランス
- ・日本語能力評価のための試験海外受験者数（平成 24～27 年度の実績平均値 452,056 人）

3－2．業務実績

令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症の世界的流行が収束せず、人の移動を伴う派遣や招へい事業、日本語能力試験の実施等に大きな影響が生じたが、オンライン事業を積極的に展開し、日本語学習者に対してはバーチャルな日本訪問や日本文化体験の機会の提供や落語・小噺ワークショップ等、国際交流基金の文化事業のコンテンツを利用した日本語事業を展開した。日本語教師に対しては前年度のオンライン活用取組による経験を活かして、オンライン授業に活用できる動画制作ノウハウを伝えるセミナー等、これまでカバーしきれなかった分野や応用的な内容も含む質の高いオンライン事業を実施し、コロナ禍により生じた課題やニーズに対応した。また、各国・地域の行政機関や日本語教育機関と引き続き密に連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての日本語教育・学習基盤の整備を中心に、以下の事業を実施した。

なお、日本国内の人材確保が困難な一部の産業分野等における人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を新たな在留資格「特定技能」を設けて受け入れる日本政府の施策に呼応し、平成 30 年度から新たに開始した「特定技能」外国人材向け日本語事業（以下、「外国人材向け日本語事業」）について、日本での生活・就労を目指す人及びこれらの人々に対し日本語教

育を行う機関が、習得を求められている日本語能力を、来日前に効果的かつ効率的に身につけられるよう支援する取組を行った。その内容は、これまでに基金が培った知見やネットワークを活用した日本語専門家等の派遣、各国日本語教師に対する研修、日本語教育機関等が利用できる学習目標を示した「JF 生活日本語 Can-do」やそれに基づく日本語教材『いろどり 生活の日本語』の開発・普及、「特定技能1号」の資格取得に必要な日本語能力を測る「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」の開発・実施等であり、「JFT-Basic」については「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日付関係閣僚会議決定）で指定された9か国（中国、モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー及びネパール）のうち実施環境が整ったモンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ネパール及び日本国内において、令和2年度に引き続き実施したほか、インド、スリランカ及びウズベキスタンの3か国においても、令和3年度中に試験を開始するという日本政府の方針に沿って、実施を開始した。

（1）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、各国の日本語教育基盤を強化するため、主に次の事業を行った。

ア．日本語専門家等の海外派遣

令和3年度当初、各国の日本語教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成等のための日本語専門家（上級専門家／専門家／指導助手）を41か国117ポストに、また米国を対象とした若手日本語教員（J-LEAP）を8ポストに派遣することを計画していたが、コロナ禍のために、赴任が遅延した者が多数発生した。派遣先の感染状況が改善したため大半の者は赴任可能となったが、年度末まで国内で待機した者も存在した。国内での待機期間中は、オンラインにより、教師セミナーや日本語講座の実施、アドバイザー業務の遂行、教材制作等を行い、赴任予定地の日本語教育支援に努めた。

なお、在留資格「特定技能1号」による外国人材の受入れ対象国では、日本語専門家が、従来の主な支援対象である公教育機関や日本語教師会等に加えて、技能実習生の送り出し機関や職業訓練校等との関係構築や日本語教育の課題等の情報収集・相談・対応等に当たった。

イ．各国日本語教師を対象とした研修の実施

日本国内では日本語国際センター及び関西国際センターにおいて、海外では国際交流基金海外事務所及び日本人材開発センター日本語講座部門において、基金の専任講師・日本語専門家等が経験と知識を活かし、日本語教師に対する研修を実施した。

（ア）日本語国際センター、関西国際センターを通じたオンラインの活用による教師研修実施

引き続きコロナ禍の影響が続くことが想定されたことから、日本語国際センターでは、前年度に取り組んだオンライン研修成果を踏まえ、令和3年度は新規にオンライン研修（公募）を、「日本語教育と文化」「読解の教え方」「文法指導法」「JF 日本語教育スタンダード」及び「ビジネス日本語の教え方－ニーズを調べる」の5つのテーマで実施し、17か国・地域の日本語教師98名が参加した。オンライン研修参加者から得たフィードバックを受けて研修内容の改善を進めるとともに、令和4年度のオンライン研修（公募）において、日本語教師の職能開発の一環としての各種教授法テーマの補完の必要性に応えるべく、「会話」「作文」をテーマとするオンデマンド教材の作成を新たに進める等、当面続くとも考えられるウィズ・コロナ時代におけるオンライン研修の充実化を図った。

なお、令和3年度に実施を予定した海外日本語教師訪日研修については、個別の事情に応じて特段の事情が認められる案件として入国が認められた一部の研修（特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修（第3回）：参加者13名）を実施した一方で、それ以外の研修を全て中止

にせざるを得なかったことから、代替措置として、招へいを予定していた海外日本語教師のうち 37 か国・地域の 152 名の希望者を対象に、オンラインによるライブ授業や、オンライン研修用に作成したオンデマンド教材を使用して、訪日研修で予定していた研修の一部を実施し、研修機会の確保に努めた。

また、関西国際センターでは、世界中でオンライン授業が一層浸透する状況を踏まえ、2021 年 4 月、オンライン授業に活用できる動画制作ノウハウを伝えるセミナーを、動画等の制作に悩む世界各国の日本語教師を対象に実施した。基金の実践例に基づき、動画を使ってインタラクティブな授業にするためのポイントを伝える内容で、18 か国・地域より 64 名の参加を得て、各地でのオンライン授業の質の向上にも貢献した。

過去の研修参加者は、所属する教育機関での日本語指導はもとより、日本語教師会ネットワークの運営や、北京師範大学日本語教育教學研究所所長やダッカ大学現代日本語言語文化学科教授等の日本語教育の拠点となる大学の要職に就任する等、海外各国・地域の日本語教育の推進や日本語教育ネットワークの牽引役として活躍している。

(イ) 基金海外事務所を通じた現地日本語教師ニーズへのきめの細かい対応

マレーシアでは、日本語教師が日本語教授法を学べる場、日本語教師を養成する機関がほとんどないため、教授法の基礎を体系的に学びたいという教師からの要望に応え、クアラルンプール日本文化センターが、2021 年 10 月から 2022 年 1 月までの 3 か月にわたり、「コースデザイン」「教室活動」「授業設計」等計 10 回の教授法講座を開催した。同事業は、さくらネットワークの新メンバーであるマレーシア日本語教師会 (MAJLIS) と共催で実施し、同国で長く日本語教育に携わってきたマレーシア人教師と協力し、日本語教師志望者や経験の浅い日本語教師が日本語教授法を学ぶ場を作ることで、教師の質の向上に貢献することができた。受講生の満足度は 100%で、「この 10 回の講座に参加できて幅広く知識を得られたことがすごくありがたい」等の声が寄せられた。

パリ日本文化会館では、コロナ禍においてオンラインによる日本語教師サポートを継続しており、令和 3 年度は、ニーズに応えるかたちで「Zoom 活用」「IT スキルサポート」「個別サポート」「実践報告」「リソース活用」等の 13 セッションを開講し、フランスのほかドイツ、スペイン、ベルギー及びポルトガル等の近隣欧州諸国からのべ 1,031 名が参加した。これらのセッションを通して、緊急性の高いニーズに的確かつ迅速に対応するとともに、これまで研修に参加したことのない教師との交流を創出し、また情報共有の場を提供することで、教師間ネットワーク構築にも寄与した。

マドリード日本文化センターでは、「理論と実践の繋ぎ方 授業と教材の背後にあるもの」等、多くの日本語教師が関心を持つテーマによる日本語教育オンライン講演会を計 4 回実施した結果、スペイン語圏を中心に 37 か国から 378 人の参加があり、国境を越えた日本語教育関係者のネットワーク構築や日本語教授のブラッシュアップに大きく寄与した。うち 2 回の講演会については講義動画を同センター YouTube チャンネルや基金本部日本語教育オンライン事業ページに掲載し、スペインのほか、スペイン語圏の中南米諸国を始め、西欧諸国、米国、日本等世界中より多くの視聴アクセスがあった。

ウ. 日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

(ア) 助成を通じた取組

海外の日本語教育機関に対して教師給与や教材制作・購入等を支援する日本語教育機関支援（助成）事業を計 128 件実施した。

また、世界各地で日本語教育の定着と発展に寄与すると期待される大学や日本語教師会等のネットワーク整備・活用を目的として、平成 19 年度に構築を開始した「JF にほんごネットワーク（通称『さくらネットワーク』）」は、令和 3 年度に新規メンバーの追加認定を実施し、同年度末時点で

102 か国・地域の 357 機関にメンバーが拡大した。2 年度に実施した本ネットワークに関する満足度やメリット、新型コロナウイルス感染拡大による影響等の把握を目的としたアンケート結果を踏まえ、対象をメンバーに限って電子書籍の購入や情報通信技術（ICT）環境整備等も可能とする特別助成を実施し、オンラインによる日本語授業実施のための ICT 環境が未整備のメンバーの活動継続に貢献した。

日本語教育機関支援（助成）事業と同特別助成事業を合わせて、95 か国・地域に計 652 件の助成事業を実施し、目標件数である 226 件を大幅に上回った。

助成事業の事例として米国では、新規の給与助成により、新たな日本語コース開設を支援した。例えば、言語以外の科目も日本語を用いて学習する日本語イマージョンプログラムが開始されることになったカリフォルニア州の Amestoy Elementary School では、給与助成により令和 3 年度は幼稚園クラスの開講が実現し、令和 4 年度はカリキュラム開発への支援を通じてコースの体制強化につなげる予定としている。2 つの小学校が初の外国語コースとして日本語を導入する同じくカリフォルニア州の Poway Unified School District では、給与助成によりコース設置が実現して計 500 名以上の生徒が日本語を学ぶ機会を得た。今後は卒業生が継続して日本語を学べるよう同地区の中学校への支援を予定している。

また、日本語教育機関が 1 機関しか確認されていないモルドバでは、学習者が生の日本語にふれる機会は非常に限られているものの、同機関が実施する日本語弁論大会への助成により、同国の日本語学習者に対して貴重な発表の場を提供するとともに、更なる学習の動機づけを与えることができた。

（イ）ネットワーク形成支援

国際交流基金海外事務所では、現地機関との共催により広報効果を高めつつ、幅広い参加者を得ることで現地の日本語教育機関のネットワーク形成を一層図るべく貢献した。また、基金の複数の海外事務所や派遣専門家は、専門性を活かすとともに、オンラインも活用して任国内のみならず複数国・地域からの参加を集める等、国境を越えたネットワーク化の促進にも貢献した。

例えば、ベトナム日本文化交流センターは、文化、言語、教育及び学際的な分野を活動対象とするベトナムの非営利学術組織である文化言語教育学際研究所との共催により、第 1 回ベトナム初等・中等日本語教師フォーラムを実施した。同フォーラムは、初中等教育機関における日本語教育の導入・普及やカリキュラムの整備の流れを受けて、全国のベトナム人日本語教師に対する情報共有・知識強化・ネットワーキングを目的として初めて実施したもので、初中等日本語教師が 10 省・市から 67 名、その他日本語教育関係者も合わせてのべ 107 名の参加を得て、日本語教育事情やベトナムの外国語政策等の最新情報を提供した。通常の研修による教師同士の横のつながりに留まらず、本事業では外国語教育政策関係者（教育訓練省、地方の教育訓練局の幹部・職員等）、カリキュラム・教科書作成に携わる日本語専門家（大学の日本語教師等）と初中等教育機関の教師とのつながりの場も提供し、ネットワークの構築に貢献した。

ソウル日本文化センター所管の釜山日本語教育室は、現地の学校が、日本の学校との交流を目的に、相手校探しができる交流学習マッチングシステムを立ち上げ、同システムにより韓国のみならずタイ、中国、ブラジル、ベトナム等の学校を含む 11 件のマッチング成立に貢献した。

カイロ日本文化センターでは、前年度に引き続き、「中東・北アフリカ日本語教育シンポジウム JLEMENA2022」をオンラインで実施した。テーマ『「教える」から『学ぶ』へ ―自律・対話・協働―』の下、基調講演・ワークショップ、一般発表 31 件、中東・北アフリカの国別発表 10 件及び座談会等を行った。全日程で 400 名以上が登録し、中東・北アフリカ地域を中心とした日本語教育に関わる者同士の情報共有、日本のほかアジア、大洋州、米州、欧州等からの参加者への発信、教授能力の研鑽に寄与し、日本語教育・学習環境が整っていない地域の今後のネットワーク化にもつながっ

た。シンポジウムの内容のアーカイブ化や電子版の論集発行は令和4年度に予定されており、将来にわたり、中東・北アフリカ地域における日本語教育機関・関係者との連携や同地域の日本語教育に関する学術研究に活用してもらえる工夫も施した。

エ. 日本語教育・学習の奨励

(ア) 関西国際センターによるオンラインを活用した研修等の実施

関西国際センターでは、各国の外交官・公務員や、文化・学術専門家等に対する訪日研修をコロナ禍の影響により実地で行うことが叶わない中、令和2年度訪日予定だった28か国28名、及び令和3年度訪日予定だった29か国33名、また、文化・学術専門家6か国10名に、職業上必要となるコミュニケーション能力の養成に重点を置いた専門日本語研修を実施した。他にも3か国26名の日本語学習者等を対象として、オンラインでの日本語研修を行った。こうした学習者からは、訪日研修に含まれる日本文化体験機会への根強いニーズが寄せられたところ、これに応えるべく、オンラインで日本の文化や社会事情にふれることをねらいとして、和太鼓ワークショップ等のオンライン文化体験(2か国217名が参加)、京都ツアーが楽しめるバーチャル日本訪問(4か国124名が参加)や、バーチャル家庭訪問(2か国41名が参加)、関西弁講座(3か国89名が参加)を行った。

また、関西地域の自治体と連携したワークショップや研修も実施した。例えば、近年関心を集める日本語が得意でない方にもわかりやすい言葉や表現に言い換えた日本語「やさしい日本語」についての理解を深める体験ワークショップを神戸市と協力して行い、国内外から107名の参加者を得たほか、大阪府に新規に派遣されたJET参加者の希望者に対して、感染症対策にも入念な注意を払いつつ、対面での日本語研修を実施した。

上記のとおりオンライン研修の効果も確認されたところではあるが、日本社会の文化や慣習、それらに付随する日本語の繊細な表現等を、肌身をもって体験できる訪日研修へのニーズやその重要性も改めて確認されたところ、今後はオンライン活用のメリットも活かした、より効果的な訪日研修の実施を検討していく。

(イ) 基金海外事務所の協働によるオンライン取組の質の向上、日本語学習者の裾野拡大

オンラインの活用により、海外事務所間の協働が容易となり、新しい発想の事業が生まれ、特に「文化事業」や「日本研究」のコンテンツ活用が進んだことにより、オンライン事業の「質」の向上につながる取組が実施できた。

マドリッド日本文化センターでは、ローマ日本文化会館、ケルン日本文化会館及びブダペスト日本文化センターと協働して中上級学習者を対象に、日本語で日本文学作品を読み、作品に関するディスカッションを行う「オンライン読書会」を実施したほか、ローマ日本文化会館と協働して合同の「オンライン交流会」を実施し、母語が異なる学習者同士が日本語でコミュニケーションを図る機会を創出した。

ロンドン日本文化センターでは令和2年度の成果を踏まえて、7月にオンラインで第2回小唄ワークショップ及び9月にオンラインで落語・小唄イベントを実施した。日本語を勉強する学習者と教師たちが落語や小唄を通じて楽しく日本語を学ぶ・教えることへの関心は非常に高く、後者のイベントには2日間で約30か国からのべ448名が参加した。また、一連の同センターの事業に刺激を受けた他国の有志が、同種のワークショップや小唄発表会に取り組むこととなり、2021年6月に主に欧州地域からの参加を得たオンライン小唄発表会、2022年3月にスイスでワークショップ等が行われたほか、2022年4月以降もオンライン小唄発表会、スペインやマレーシアでワークショップの取組が行われる予定である。また、こうしたワークショップの効用については、2021年12月に日本語教育学会が主催するオンラインイベントで実践者が登壇者として招かれる等、関心が高まっている。

カイロ日本文化センターでは令和2年度の好反響を踏まえて3年度も、対パレスチナ日本政府代表事務所との共催事業としてパレスチナに住む日本語学習者を対象に、本冊や音声を自由にダウンロード可能でオフラインでも自習がしやすい教材『いろどり』を活用しながらオンラインで日本語授業を行う「JF×パレスチナ オンライン日本語」を実施した。これまで支援が届かなかった学習関心層に対して、オンラインの特性を活かして直接的な日本語学習支援を行うことが可能となり、現地の通信事情等、課題もある中であったが、22名がコースを修了し、今後も学習を継続する意欲を見せる等、現地で唯一の日本語教育の機会としての成果が得られた。

また同センターでは、中東・北アフリカ全域の学習者を対象に「中東・北アフリカ日本語ショートビデオコンテスト」を前年度に引き続き実施した。8か国から24チーム、47名が参加し、テーマである「私の国の便利なもの」を日本語で紹介するショートビデオを出展した。今回新設した「ポートフォリオ（ショートビデオ制作の記録・振り返り）賞」を含め入賞者には日本語学習の助けとなる賞品を授与し、中東・北アフリカ地域の日本語学習者奨励を行った。

モスクワ日本文化センターでは、モスクワを会場として実施してきたモスクワ国際学生日本語弁論大会を、2021年12月に、初めての試みとしてオンラインで実施した。大会には、10か国・17都市から18名の大学生が参加。全世界に配信することで、視聴者の範囲が広がり、優勝者を輩出したウズベキスタンのほか参加者の出身国や日本から、地理的な制約を越えてアクセスがあり、各参加者に対する称賛コメントが投稿される等、オンライン実施ならではの効果も確認された。

ベトナム日本文化交流センターでは、対面での日本語使用活動機会が極端に減ってしまったコロナ禍の中でも中・高校生がモチベーションを維持し、日本語での表現活動に挑戦することを目的に、「中学生・高校生対象日本語ビデオコンテスト」を実施したところ、11省・市から259名の応募があった。SNSを活用して広範に公募したことにより、同センターがこれまで接触する機会のなかった学校から参加者を得ることができた。加えて、表彰式をオンラインで実施し、保護者や学校関係者を始めとして一般にも視聴可能としたことで、日本語教育への関心や同センター実施事業に対する認知度を高めることにも貢献した。

オ. 経済連携協定（EPA）に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンにおいて、日本に受け入れる看護師・介護福祉士候補者を対象に、来日後の就労に必要な日本語能力習得を目的とする日本語予備教育を6か月間実施した。2021年2月及び3月に開始した前年度からの継続分の研修（2021年7月及び8月終了）では、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない状況に鑑み、対面での研修を断念し、初めてオンラインによる研修を実施し、両国合計501名（インドネシア：274名、フィリピン：227名）に対して研修の機会を提供した。オンライン化に伴い、主教材をeラーニングとの連携が可能な『まるごと 日本のことばと文化』に変更したほか、研修時間を同期学習（Zoomによるライブ授業）と非同期学習（eラーニングを活用した自習）に分けて実施し、研修参加者が日本語学習プラットフォーム「JFにほんごeラーニングみなと」で予め学習した上でライブ授業に臨む反転授業の形式を導入した。授業で教わった後で復習するという従来の学習スタイルからの転換に研修参加者のみならず講師陣も戸惑いがあり、研修参加者が非同期で自律的に学習している時間を遠隔でフォローする方法については次期研修への課題となった。また、両国ともインターネット環境に課題があり、停電が多発する等のトラブルにも見舞われた。他方、両国ともに約9割の研修参加者が「満足」と回答しており、研修で良かった点として「みなと」やオンライン学習ツールが挙げられる等、オンライン研修に一定の手応えと可能性を感じた初年度となった。

なお、2021年11月に開始した次期の研修では、引き続きオンラインにより、両国合計552名（インドネシア：302名、フィリピン：250名）に半年間の研修プロセスが進行中である。なお、国家試験の累積合格者数は、看護師ではインドネシアが206名、フィリピンが214名、介護福祉士ではインド

ネシアが 845 名、フィリピンが 651 名となっており、訪日前日本語教育はこれら 2 か国からの看護師・介護福祉士受入れ数拡大に寄与してきている。

カ. 複合的・中長期的な働きかけによる成果の発現事例

(ア) インド／ベトナム／ミャンマー

2017 年 6 月に東京で行われた日本経済新聞社主催の第 23 回国際交流会議「アジアの未来」における安倍総理大臣（当時）スピーチでの発言（「アジアの各地で 3 か所くらい拠点を選び日本語の先生を育てる場所を設ける」）のフォローアップとして、平成 30 年度よりインド、ベトナム及びミャンマーの 3 か国で「日本語教師育成特別強化事業」を継続実施中である。

令和 3 年度は、インドでは、新規教師養成研修及び現職教師向けブラッシュアップ研修を実施し、計 108 名が参加した。令和元年度より開始した日本語教師を求めている教育機関への情報提供により、デリー近郊の州立工業大学 5 校で本研修修了者が教鞭をとっており、オンラインから対面授業に切り替わった後も、4 校で日本語コースが継続運営されているほか、令和 2 年度に開始されたコルカタのベンガル商工会でもビジネス日本語コースが本研修参加者により継続実施されている。また令和 3 年度にはナガランド州の私立大学の日本語コースでも新たに本研修修了者 1 名が非常勤講師として採用される等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、本事業で育成された教師による日本語コースが安定して運営されている。

ベトナムでは、現職教師向け研修を 12 回開催し、計 422 名の参加を得た。令和 3 年度中に、これまでの新規教師研修修了者から、新たに 1 名が小学校の教師になったほか、現職教師向け研修修了者のうち、日越大学で 3 名、ハノイ大学で 1 名、グエンチャイ大学で 1 名が教鞭をとることとなった。

新型コロナウイルス感染症及びクーデターにより令和 2 年度は研修が実施できなかったミャンマーにおいても、オンラインで新規教師養成研修が再開され、31 名が参加した。

(イ) ベトナム

国際交流基金の協力の下、2003 年にベトナムの中等教育段階での日本語導入試行プロジェクトを開始して以降、同国では中等教育段階の学習者が年々増加してきている。「2018 年度海外日本語教育機関調査」では、中等教育段階での日本語学習者は 2.6 万人を超え、2021-2022 学年度において、ベトナム日本文化交流センターが把握する範囲では 63 省市のうち 10 省市において 中学校 81 校、高校 36 校で日本語教育が実施されている。

初等教育段階においても、小学 3 年生からの第一外国語としての日本語教育の試行導入が、2016 年 9 月の新学期よりハノイ市・ホーチミン市の計 5 校の小学校で開始された。基金は教科書作成や教師研修に一貫して協力してきており、こうした支援や試行段階の結果等が評価され、2019 年 8 月にベトナム教育訓練省によって、初等教育段階における第一外国語としての日本語教育が、2019 年 9 月開始の新学年度より正式に普及段階に移行され、2021-2022 学年度においてはハノイ市 2 校の小学校で新たに導入されている。さらに 2021 年 7 月、これまでの教育訓練省に対する働きかけが実を結び、第一外国語としての日本語カリキュラムが教育訓練省から発表され、2022-2023 学年度の小学校 3 年生から 10 年間継続して日本語を学習できる基盤が制度として正式に整った。

なお、ハノイ国家大学外国語大学は、ベトナム唯一の初等・中等の正規教師を養成できる日本語教師養成コースを有しているため、上記の小学校への日本語教育導入に強く関与しており、こうした取組に果たした長年の貢献が認められ、令和 3 年度に同大学を含むベトナムの主要 3 大学が国際交流基金賞を受賞した。

また、日系企業の進出が多くなっている北部のハイフォン市等では、高校での日本語導入校の増加及び課外活動等の非正規教育を含む小学校での日本語導入の検討が進められ、小学校から高校ま

での学校教育のつながりの中で、地域の日系企業との関係を意識して日本語教育を拡充する動きが出てきており、これらのニーズに対し、日本語専門家による授業見学や個別相談・情報提供のほか、教師研修を実施した。

(ウ) タイ

基金はタイにおいて中等教育機関の第二外国語教師の不足を補うため、2013年から2018年までの6年間で日本語教師200人の養成に協力するとともに、タイの教育行政官及び校長・副校長計16名を日本に招へいし、これまで基金が長年にわたって実施してきた教師研修や日本語パートナーズ事業の貢献がタイ教育省から高く評価され、2021年4月にタイ教育大臣よりタイの教育の発展に著しい貢献をした団体に与えられる賞を、バンコク日本文化センターが受賞した。これまでの基金の施策により、一時期の教師不足状況に一定の改善がみられつつあることから、今後は教師の質の向上を目指し、教育省の新方針「コンピテンシー育成教育」にも適合する新事業として、2か年計画の「リーダー教師育成事業」を2022年3月より開始した。

(エ) フィリピン

フィリピンでは、2009年度に中等教育での日本語教育が試験的に導入され、マニラ日本文化センターは、カリキュラム作成や教師育成に協力するとともに、中等教育用教材として、『enTree:Halina! Be a NIHONGOJIN!!』(以下、「en Tree」)を開発した。同教材は口頭コミュニケーション力の涵養に主眼が置かれているが、2020年にフィリピン教育省が公開した新カリキュラムが、従来に比べて思考力や言語運用能力の強化を目指していることを受け、en Treeの言語面を補強するための副教材(en Tree Synergy)の開発に着手し、2021年5月に完成、中等教育の全対象校(計56校)に導入されることとなった。

(オ) カナダ

前年度からの継続事業として、基金が開発した『まるごと』の補助教材を作成する『「まるごと」教材プロジェクト』の第2回を実施した。有志グループによりカナダの日本語教育の現場に合わせた検討が重ねられ、新型コロナウイルス感染症の影響を背景としつつ、また、もともと広大なカナダ国内に日本語教育関係者が分散して所在している状況から、遠隔地に所在する教師同士による共同作業はオンラインで行われ、『まるごと』の今後の効果的な活用が期待される事業となった。

(カ) メキシコ

令和元年度にメキシコ日本文化センターが実施した「メキシコ初等日本語教育研修」を契機として、令和2年度に日本メキシコ学院「メキシココース」の中学部・高等部の日本語新カリキュラムが完成し、これに続く取組として、令和3年度は同コースの小学部の教師用指導書の作成に着手した。同指導書は、新任教師であっても、同コース小学部が20年にわたって使用している教科書を用いて安定的に授業を実施できるようにすることを目的としたもので、2022年3月に試行版が完成。令和4年度以降、現場の実情や教師の声を反映させながら改訂を行っていく。

(キ) 中東欧地域

ブダペスト日本文化センターが2003年から実施している「中東欧日本語教育研修会」等の広域事業を通して、バルカン地域の高等教育機関や日本語教師間のネットワークが構築されてきており、令和3年度には、このネットワークが活かされた形でオンラインセミナー「西バルカン地域における日本語学習者のためのキャリアデザイン」(プーラ大学(クロアチア)、リュブリャナ大学(スロベニア)、ベオグラード大学(セルビア)及びサラエボ大学(ボスニア・ヘルツェゴビナ)の4大

学共催）が実施された。同地域において国を越えた大学間の連携が強化されるとともに、日本語を学びキャリアを築いている卒業生の協力を得て世代間の交流が生まれる新たな試みとなった。

（２）海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

日本語学習者の利便性向上につながる教育内容の国際標準化と、学習奨励に資する能力評価の充実を重視し、主に次の事業を行った。

ア．日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

コロナ禍の影響により、海外の日本語教育現場においても対面授業に替わるオンライン化の動きが広がったことから、オンラインで活用できるコンテンツへの需要に応えるため、従来から運営する各種ウェブサイトを通じて日本語学習教材や教材用素材、教授法等に関する情報等を引き続き提供したほか、後述のとおり、令和元年度末に公開した『いろどり 生活の日本語』をはじめとする各教材の更なる充実と普及に努めた。また、放送コンテンツ海外展開支援事業における番組共同制作事業として、日本語学習を通じて日本の社会文化を紹介するテレビ番組「ひきだすにほんご Activate Your Japanese!」を制作した。

（ア）『いろどり 生活の日本語』

日本での生活や仕事に必要な基礎的な日本語を学ぶためのウェブ教材『いろどり 生活の日本語』について、令和３年度は、教材としての利便性向上を目標に、更なるコンテンツの追加・充実と国内外での普及・周知に係る取組を進めた。

コンテンツについては、同教材の各コーナー別合冊版や「日本の生活 TIPS インデックス」といった既存のコンテンツをカスタマイズした資料のほか、ユーザーからの求めに応じて、レベル別「ことばリスト」や音声ファイル埋込型教材 PDF を制作・公開した。さらに、関係国での利用促進に不可欠な現地語版への翻訳は、2022 年 3 月時点で計 11 の語版（韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、モンゴル語、インドネシア語、クメール語、タイ語、フィリピン語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語）まで広げた。

普及・周知については、国内では、地方自治体や学会等からの要請に応じて研修会やセミナーに出講したほか、2021 年 9 月には、執筆講師自身が教材の使い方を解説するオンラインセミナーを 2 回に分けて開催し、国内外の日本語教師を中心に約 1,500 名の参加を得た。特に、主催セミナーについては、アンケート回答者の約 95%から「参加して良かった」と肯定的評価を得たこと、定員オーバーのため参加できなかった申込者へのフォローも兼ねて実施後に公開したセミナー録画が引き続き視聴されていることから、教育的観点からの普及に効果的な機会となったといえる。また、海外でも、特定技能資格対象国に所在する海外事務所によって、送り出し機関等での対面セミナーやオンラインウェビナー等を数多く企画・実施した。

本教材は「外国人材向け日本語事業」の一環として、すべての教材及び音声をウェブサイト上に公開し、無料でアクセス・ダウンロードできる形式としたことで、外国人材に限らず、オンライン授業等に関する継続するコロナ禍における需要に幅広く応えることができた結果、国内外から年間、アクセス数 87 万件、ページビュー数 219 万件を記録した。公開初年度のアクセス数（57 万件）を上回ったことは、本教材が着実に社会に浸透していることを数値的にも裏付けている。

また、『いろどり 生活の日本語』のシラバス・カリキュラムをベースに、日本の生活場面で必要となる日本語を、動画、豊富なイラストや音声等を使って学習することができる新日本語学習サイト「いろどり日本語オンラインコース」を開発し、「初級 1」を 2021 年 5 月に、「初級 2」を 10 月に公開するとともに、「入門」の開発に着手した。「初級 1」及び「初級 2」の公開に合わせ、同コースの概要やコンテンツを紹介し、現場での活用ヒントを提案するオンラインセミナーを、2021 年 8

月には特定技能対象国を中心とした 18 か国・地域の日本語教師を対象として、2021 年 12 月は全世界 26 か国・地域の日本語教師を対象として、計 2 回実施した。

(イ)『まるごと 日本のことばと文化』

JF 日本語教育スタンダード（以下、「JF スタンダード」）準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』については、国際交流基金海外事務所等での日本語講座で活用されるとともに、日本語専門家等を通じて広く紹介され、各地で実用性の高い教材として好評価を得た。平成 29 年度までに全巻（「入門」「初級 1」「初級 2」「初中級」「中級 1」「中級 2」）を刊行、令和 3 年度は 56 か国で 70,661 部が販売され、累計販売部数は 51 万部を上回った。また、海外での利用拡大を図るべく現地出版を継続して進め、令和 3 年度は中国「初級 1」及びベトナム「中級 2」を刊行したほか、アラビア語版「入門」の出版についてエジプトの出版社と契約を締結した。

基金海外事務所等の所在する 26 か国 28 都市において、JF スタンダード準拠の日本語モデル講座（JF 講座）を運営した。コロナ禍によりオンラインに切り替えたことで、約 1.7 万人が受講した。

(ウ) 日本語・日本の社会文化紹介番組「ひきだすにほんご Activate Your Japanese!」

株式会社 NHK エデュケーショナルと共同制作した日本語学習を通じて日本の社会文化を紹介するテレビ番組「ひきだすにほんご Activate Your Japanese!」は、日本での生活・就労を目指す外国人、日本の社会生活について学びたい日本語学習者等、主として基礎的な日本語を学んだ人がさらに自立的なコミュニケーションを目指すための後押しとなるとともに、地域や企業等で外国人を受け入れる日本側関係者が、日常のやり取りや交流において心得るべきコミュニケーションのレベル・方法を知ることができる内容ともなっている。

令和 4 年度以降、NHK ワールド JAPAN で順次放送・オンデマンド配信されるほか、放送コンテンツ海外展開支援事業を通じた海外テレビ局への番組提供、NHK が新たに立ち上げる専用ウェブサイトでの関連資料・情報の発信等、更なる普及と発展のための多方面への取組を計画している。

(エ) 基金海外事務所におけるオンラインコンテンツの制作

コロナ禍での需要の高まりを受けて、複数の基金海外事務所がオンラインコンテンツの制作に取り組んだ。

シドニー日本文化センターでは、コロナ禍にあって豪州の多くの州で学校教育がオンライン授業に切り替わったことを受け、2020 年に教材提供サイト Classroom Resources で「オンラインレッスンのためのサバイバルキット」や「ひらがな／カタカナ」ワークシート等、オンライン授業に役立つ教材を集中的に提供した。豪州のみならず他の英語圏の日本語教師のアクセスもあり、令和 3 年度は平均ユーザー数が令和元年度の約 6 倍の 6,129 人と利用者数が急増し、コロナ禍における円滑なオンライン授業への移行に大きく貢献した。

メキシコ日本文化センターでは、前年度に引き続き、オンライン日本語学習素材の有用性と完成度を競うコンテストを実施し、令和 3 年度は、参加対象者を南米スペイン語圏まで広げた結果、チリ、ペルー及びベネズエラからの 4 作品を含め、計 20 作品の応募があり、1 位から 3 位並びに審査員特別賞 2 作品が選ばれた。受賞者には、自習を主とする「JF 日本語 e ラーニング みなと」（以下「みなと」。（2）エ参照）学習者も含まれ、「みなと」学習者が完成度の高い学習素材を作成できるレベルにまで到達することが確認された。

ブダペスト日本文化センターでは、ハンガリーで出版されている日本語教科書『できる』の内容に基づいて、2021 年 5 月にハンガリー語を媒介言語とした初めての日本語入門コース「みなと『できる 1 A1』自習コース」を公開した。

なお、外国人と日本人との円滑なコミュニケーションの実現を目的とする「日本語教育の標準」の開発は、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の施策として盛り込まれ、文化審議会国語分科会の日本語教育小委員会にて令和元年度から審議された結果、2021年11月に「日本語教育の参照枠」最終報告として公開された。国際交流基金は、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）に準拠した JF スタンドアードを 2010 年に公開して以来、教材開発、教師研修、海外講座等の事業を同スタンダードに基づいて展開しているが、その知見を活かしつつ、小委員会傘下に設置された関連ワーキンググループへの参加等を通じて、開発に向けた議論に積極的に参画した。将来、日本国内の日本語教育も CEFR に準じた基準で目標設定や評価がなされるようになれば、海外と国内の日本語教育の垣根が低くなり、学習者が学習を継続する上で利便性が大きく向上することが期待される。

イ．日本語能力評価のための試験

（ア）日本語能力試験（JLPT）の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し認定するため、基金は 1984 年から日本語能力試験を毎年継続して実施し、同試験に関わる企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行っている。令和 3 年度は年 2 回（第 1 回試験 7 月、第 2 回試験 12 月）実施したが、引き続きコロナ禍の影響があったため、受験者や試験実施関係者の安全確保を最優先し、試験実施が現地の各種規制に抵触する又は必要な感染防止策をとることができない会場・都市においては実施中止としたことから、都市数では計画を下回り、通年で 73 か国・地域、204 都市での実施となった。受験者数は通年で 315,654 人であった。

年度当初は、日本語能力試験受験料収入によって実施経費を賄うことを目標としたが、コロナ禍の影響を受け、応募者数が見込を下回ったことにより受験料収入が減となった一方、感染防止対策のための諸経費が増加したことにより、収入に対して支出増となった。

（イ）JFT-Basic の開発・実施

「外国人材向け日本語事業」の一環として 2019 年 4 月に開始した JFT-Basic は、主として就労のために来日する外国人が遭遇する生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測るための、CBT（Computer Based Testing）方式による日本語試験であり、法務省『「特定技能」に係る試験の方針について』で示された、「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有すること」の水準を満たす尺度に則り、CEFR・A2 レベル相当の日本語力を持っているかを判定する試験である。

令和 3 年度は、モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ネパールのほか、新たにインド、スリランカ、ウズベキスタンを加えた海外 9 か国及び日本国内で、各国の人材受入れニーズ等に則した規模で実施し、海外及び日本国内の受験者数は年間 30,596 人となった。特に、インド、スリランカ、ウズベキスタンについては、年度当初は未計画であったが、令和 3 年度中に試験を開始するという日本政府の方針に沿って、特定技能の各技能試験と同時期の実施開始を実現した。試験実施回ごとの実施国及び受験者数は以下の表のとおり。新型コロナウイルス感染症拡大により、一部の国・都市においてやむを得ず中止とした日程もあるが、各国政府及び自治体の感染症拡大防止に係る措置や方針を踏まえて試験会場における感染症防止対策を徹底した上で、可能な限り試験を継続実施することに努めた。

表：令和 3 年度 JFT-Basic の実施（太字・下線は新規実施国）

実施年	実施回	実施国	都市数	受験者数（人）
-----	-----	-----	-----	---------

令和3 (2021) 年	5月-6月	モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、日本	海外 11 都市 国内 47 都道府県	海外 4,467 国内 2,055 合計 6,522
	7月-8月	モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ネパール、日本	海外 8 都市 国内 47 都道府県	海外 2,301 国内 1,097 合計 3,398
	9月-10月	モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ネパール、日本	海外 12 都市 国内 47 都道府県	海外 3,277 国内 1,259 合計 4,536
	11月-12月	モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ネパール、日本	海外 12 都市 国内 47 都道府県	海外 5,724 国内 1,279 合計 7,003
令和4 (2022) 年	1月-2月	モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ネパール、 <u>インド、スリランカ</u> 、日本	海外 15 都市 国内 47 都道府県	海外 3,710 国内 978 合計 4,688
	2月-3月	モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ネパール、 <u>インド、スリランカ、ウズベキスタン</u> 、日本	海外 16 都市 国内 47 都道府県	海外 3,009 国内 1,440 合計 4,449
合計		海外 9 か国、日本	海外 16 都市 国内 47 都道府県	海外 22,488 国内 8,108 合計 30,596

受験の利便性向上とテストの普及・知名度向上にも引き続き取り組んだ。試験実施月を前年度までの隔月開催から、令和3年度より4月を除く毎月開催とし、開催日程を増やしたほか、実施都市を追加（インドネシア1都市）した。また、テストの普及・知名度向上のために、オンライン説明会、現地の日本語教師向けセミナー等の開催やSNS等の積極的活用による試験情報の告知等に取り組んだほか、日本国内におけるテスト周知のためのデジタル広告配信や広報物の全国各地の関係機関向けの送付等を実施した。

また、実施した試験はすべて事前・事後の品質評価・分析を行い、その結果を外部有識者委員会に対して説明し、「本テストで設定された日本語能力水準を適切に測っている」との評価を得た。

さらに、本テストへのスピーキングテストの将来的な追加導入の可能性を探るための調査・研究として、令和2年度にタイで実施したスピーキングβ試験（第1回）も踏まえて、日本国内の学習者を対象にした同β試験（第2回）を2021年10月に実施した。コロナ禍の影響で、実施地を当初予定していた海外から国内に急遽変更したこともあり、収集できたデータ数は計64名分と限られていたものの、スピーキング能力の測定の仕方などについて、示唆に富む分析結果を得ることができた。

ウ. 海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

海外の日本語教育の現状を把握するため、国際交流基金海外事務所、在外公館、その他関連機関の協力を得て、「2021 年度海外日本語教育機関調査」を実施した（2022 年度に結果を公開予定）。各国の状況に則して、高い回収率を維持するべく①Web 調査（スマートフォンへの対応化）、②E メール調査、③FAX 調査、④郵便調査、⑤その他（電話・手渡し等）の 5 種類の調査方法を適宜組み合わせることにより、効率的に実態を反映した結果が得られた。過去の調査結果及び報告書『海外の日本語教育の現状』も、国内外の研究機関や日本語学校の関係者の研究等に役立てられている。

『国際交流基金日本語教育紀要』第 18 号を電子ジャーナルとして発行し、論文及び英文要旨を「国際交流基金リポジトリ」（論文や研究成果のデジタル資料データベース）で公開することで、基金の日本語教育研究活動・教育実践の成果を国内外に発信した。また、『日本語教育通信』では日本国内外の日本語教師向けに情報を発信し（月 1 回更新）、令和 3 年度のアクセス数は約 50 万件となった。

海外事務所においても工夫を凝らした情報発信を実施した。

ジャカルタ日本文化センターでは、「JF にほんご e ラーニング みなと」に対して、プロモーショングッズの作成や幅広い広報事業を展開した結果、インドネシア国内の登録者数が 2022 年 3 月末時点で累計 38,458 名に増加した。メキシコ日本文化センターでは、令和 2 年度に作成した告知動画を使用し、YouTube や Facebook で有料広告を打ったほか、公式 SNS での継続的な宣伝と、在メキシコ日本大使館による広報協力から、現地メディア「Milenio」、「Televisa. news」の web 記事でも「みなと」が取り上げられたこともあり、同国の「みなと」登録者数は累計 51,193 名に達した（前年度 3 月比 37.6%増、累計登録者数は 2018 年以降世界 1 位を維持）。

エ. e ラーニングの開発・運営

2016 年 7 月に一般公開した e ラーニング「JF にほんご e ラーニング みなと」は世界中の人が様々なコースを通じて日本語をオンラインで学習できる日本語学習プラットフォーム（学習管理システム）である。メインコースである「まるごと日本語オンラインコース」は習熟度に応じた複数のコースを搭載。令和 3 年度の年間開講コース数は 211 コースとなった。コンテンツの充実と改修によるユーザーの利便性向上に加え、基金海外事務所や在外公館及び外部団体等の協力を得つつ広報に努めた結果、「みなと」の累計登録者数は令和 3 年度末時点で 199 か国・地域、30 万人に迫り、対前年度比 29%増となった。加えて、「みなと」は新型コロナウイルスの感染拡大により対面授業を実施できなくなった国内外の日本語教育機関におけるオンライン授業の副教材、反転授業やブレンディッド学習等の教材としても活用された。

日本語学習者の多様なニーズに応えるため、モバイル端末用に無料で利用できる学習アプリも提供している。これまでに公開した「HIRAGANA/KATAKANA Memory Hint」（英語・インドネシア語・タイ語）及び「KANJI Memory Hint 1&2」（英語）、「KANJI Memory Hint 3」（英語）の安定稼働を保ちつつ、広報に努めた結果、計 9 点のアプリの総ダウンロード数は令和 3 年度末時点で累計 120 万件を超えた。また、主として東南アジア中等教育段階の日本語初学者への学習奨励のため平成 29 年度に開発した日本語テストアプリ（インドネシア語・英語版）は、機能拡充によるユーザビリティの向上及びアプリの活用方法の積極的な発信の結果、令和 3 年度のダウンロード数は約 1 万件、公開からの累計ダウンロード数は約 6.7 万件を数えた。

上述のほかにも基金では様々な目的に沿った日本語学習用ウェブサイトを活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により対面授業で学習する機会を失った世界中の日本語学習者を支援している。日本語学習に役立つウェブサイトやツールについての情報を提供する日本語学習ポータルサイト「NIHONGO e な」は過去 10 年以上にわたり、毎年 100 万ページビューに達している。またアニメ・マンガのキャラクターや人気のジャンルに特徴的な日本語表現がクイズやゲーム形式で楽しく学べる e ラーニングサイト「アニメ・マンガの日本語」は公開から 12 年が経過したが、令和 3 年度のアクセス数は約 116 万ビューであり、依然として高い需要に応えている。JF 日本語教育スタンダード準拠教材

『まるごと 日本のことばと文化』（（2）ア、（イ）参照）の学習サイト「まるごと+」の令和3年度のアクセス数は約984万ページビューとなり、過去最高となった。

豊富な映像とクイズやゲームで楽しく日本語の学習や日本文化を知ることができるウェブサイト「エリンが挑戦！にほんごできます。」は、Adobe社によるFlash技術サポート終了により、2020年7月末を以て終了したが、本教材は世界各地で広く親しまれていることから、主に学習者向けの自習用として提供していた旧サイトのコンテンツを、教師向け教室活動支援用に再構成し、動画及び教材を提供する「エリンが挑戦！にほんごできます。」コンテンツライブラリーとしてリニューアルし、同年8月より公開した。公開後も動画やダウンロード教材の拡充及び多言語化（9言語対応）を実施し、令和3年度のアクセス数は約199万ページビューとなった。また、本サイトの活用の幅が広がるよう、さらに2言語の追加を行うために翻訳作業等の準備を行った。

（3）政策課題への対応

ア．継承日本語教育の取組（日本／カナダ／韓国／豪州／シンガポール／ドイツ／ブラジル／メキシコ）

令和元年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」、令和2年6月に閣議決定された国際交流基金事業も含む基本方針に基づき、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育（以下、「継承日本語教育」）については、令和2年度までに主要5か国で予備調査を実施し、3年度には、日本においてバイリンガル・マルチリンガル子どもネット（BMCN）の年次大会の一部を関係団体と共催で開催した。同大会には33か国から838名の継承日本語教育関係者が集まり、活発な意見交換が行われたほか、継承日本語教育事業の課題等についてのアンケート調査を行った。同調査結果に基づき、海外の継承日本語教育団体に対して、日本の幼児番組DVDの配付や、日本の児童書の貸与を実施した。

海外においては、豪州、シンガポール及びメキシコでセミナーやシンポジウムを実施したほか、ブラジルではサンパウロ大学と共催で勉強会を開催した。韓国、豪州、カナダ及びドイツでは、オンラインを活用した情報発信やネットワークの構築に努めた。

イ．アフガニスタンからの退避者への日本語教育支援

2021年8月のアフガニスタンの政変により、在アフガニスタン日本国大使館の現地職員及び家族が日本に退避したが、日本での退避が長期化する恐れがあること等も踏まえ、外務省からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症等も考慮しつつ、2022年2月から3月にかけて、避難中の15家族55名に対して、「まるごとオンラインコース」に基づくオンライン・グループレッスンを経営日本語教育専門家等が実施し、日本語の入門レベルの学習機会を提供した。

ウ．JV-Campus（Japan Virtual Campus）事業への参画

大学の国際的な発信力強化を目的として令和3年度にスタートしたオンライン・プラットフォーム形成事業（JV-Campus事業）に参画し、「JFにほんごeラーニング みなと」による日本語学習eラーニングコンテンツを提供した。本事業は、令和3年12月8日付の末松文部科学大臣メッセージ「日本留学を心待ちにしていた留学生の皆さまへ」の中でも紹介され、コロナ禍の水際対策により来日できない留学生の学びの場としても活用されている。

（4）日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）」の一環として、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金の一部について、アジア太平洋地域を中心に、ポストコロナのインバウンド再活性化への貢献も念頭に、基礎的な日本語教育等の支援とと

もに、現地関係機関とも連携して地方の魅力を含めた日本文化・社会の魅力を紹介を行うことを目的として、7か国・地域に123名のサポーター（プログラム名称は日本語パートナーズ及びふれあいパートナーズ。以下、「パートナーズ」）を派遣した。

ア．派遣の成果

令和3年度中に派遣を行ったインドネシア、タイの2か国から帰国したパートナーズ75名の受入校に対して実施したアンケート調査では、100%がパートナーズ活動を有意義と評価したほか、生徒の日本語学習意欲向上（98%）、現地日本語教師の日本語能力向上（98%）、生徒の日本・日本文化に対する知識増加・理解深化（93%）等、総じて高い評価を得た。また、課外活動としての日本語クラブの活動活性化（61%）、大学進学における日本語学科等日本関連の学科への進学（44%）、日本語能力試験の受験者数増加（22%）等の波及的な効果もあがっており、将来日本での就職を希望する生徒が増えたとの回答もあった。

これら75名のパートナーズは、85校の教育機関において約27,000人の現地生徒の日本語教育に従事するとともに、約8,000人に対し課外活動や各種イベントで日本文化紹介を行い、その波及対象者合計数は約35,000人に上った。パートナーズの波及効果は日本語を学習する現地の生徒に留まらず、その他の生徒及び教員や地域住民にも広がっており、日本語学習者以外の幅広い層に日本文化・社会の魅力を伝えることに貢献した。特に、パートナーズによる日本文化紹介の際には、日本の代表的なスポットや伝統文化、若者文化だけでなく、パートナーズ出身地の文化や地元観光スポットを紹介することを通じ、各パートナーズだからこそ語れる日本の地方の魅力について発信することで、ポストコロナのインバウンド再活性化にも寄与した。

現地での新型コロナウイルス感染症に係る赴任地内外の移動制限や外出制限が断続的に発生した上に、派遣先校においても、日々刻々と変化する状況に応じて、対面授業だけでなく、オンライン授業や対面とオンラインを併用するハイブリッド授業が、切り替えて行われた。オンライン授業で使用するツールは学校ごとに多種多様に異なる上に、運用方法も異なる中で、対面授業期間中は現地日本語教師とのティームティーチングによる日本語指導を行う教室活動に注力すると同時に、ゲーム要素を加えたパワーポイント資料、独自のLINEスタンプ発行、派遣校のYouTubeチャンネルの活用等、オンライン授業へ対応すべく工夫がみられた。なかでも、パートナーズの工夫によって行われたオンラインでの日本の学校との交流や年賀状交換については、日本の地方紙に交流の様子が掲載され、コロナ禍で行動が制限される中、異国の若者同士が交流を深めたという趣旨の下、具体的な交流の内容やSNSを交換して継続的な交流を約束する姿が紹介された。また、タイにおいては派遣先校のみならず、治安上これまでパートナーズを派遣できていなかった同国南部地域の学校に対しても、オンラインの特性を生かし、浴衣の着付けや日本食の紹介、バーチャルな日本旅行等の日本文化紹介活動を行い、日本人と接する機会がほとんどない現地の日本語教師や学習者にとって貴重な機会を提供することができた。

イ．帰国後の活動

過去のパートナーズプログラム参加経験者約1,500名を対象としたアンケートの結果を踏まえ、2022年1月から2月に経験者計55名が「日本語教育」「日本での国際理解推進、国際理解教育」「日本在住の外国人材支援」「国際交流」「派遣先との継続的な交流や情報発信」の5つのグループに分かれて自身の経験や情報を共有する意見交換をオンラインで行った。その後、3月にパートナーズ経験者向けのオンライン発表会にて、各グループの代表者が意見交換の内容を発表するとともに、日本語教育と多元文化教育を専門とする松尾慎教授（東京女子大学）がモデレーターを務める中、パートナーズの経験の意義やその経験の活かし方について意見交換と質疑応答を行った。発表会はパートナーズ経験者等165名が視聴し、視聴者に対して実施した事後アンケートでは9割以上が「とてもよかった」

「よかった」と回答。本発表会を通じて、パートナーズ経験者同士をつなぐプラットフォームづくりや経験を活かした自発的な取組に関する提案がなされる等ネットワークの強化が図られた。また、ダイジェスト版動画として本発表会の様子を一般公開したところ、パートナーズの経験談は日本語教師志望者たちにとっても役立つ内容であるとの声が寄せられた。

3-3. 指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ ア. 「特定技能」外国人材向け日本語事業 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、外国人材の受入れ分野のニーズ等の状況や技能試験の実施状況等を踏まえて、MOC作成済みだがJFT-Basic試験未実施の国を中心に、準備が整った国での試験実施の推進及び日本語学習基盤整備等が求められる。 イ. 日本語教育推進法及び基本方針に基づく日本語事業の推進 令和元年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」、令和2年6月に閣議決定された国際交流基金事業も含む基本方針（「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」）に基づき、各施策を確実及び適切に実施することが求められる。特に、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、その実態の把握に努め、現地の日本語教育を行う機関等と連携しつつ必要な支援を実施する、とされており、実態の把握と共に必要な施策の取組が求められる。 ウ. 日本語教育の更なるオンライン、eラーニング事業の充実化及び遠隔地における日本語教育の展開等コロナ禍での日本語教育のオンライン展開は、非対面での実施が可能という観点のみならず、遠隔地への日本語教育の展開という観点からも効果的であることを立証しており、引き続き更なる充実化を期待。特に、今般の日本語教師研修のオンライン化により、業務上の都合でこれまで参加できなかった海外の日本語教師にも幅広く研修の機会が与えられたことから、引き続きこうしたオンライン研修の積極的な取組を期待したい。また、日本語学習者のボリュームゾーンであるアジア地域を中心とした積極的な日本語事業の継続実施に加え、日本語教育が空白又は極僅かとなっている国・地域（アフリカ、中東、大洋州等）における日本語教育の展開は、当該国・地域における日本語教育の裾野拡大を通じ、親日家の育成、対日理解促進の面でも効果的であることから、在外公館等とも連携しつつ、eラーニング、オンライン等を活用した日本語教育の展開、近隣の専門家、海外事務所の（遠隔）支援、グッドプラクティスの共有等につき検討願いたい。なお、日系企業の進出が多くなっている地域によっては、高校での日本語導入校の増加及び課外活動等の非正規教育を含む小学校での日本語導入の検討も進められるところもあり、地域の日系企業との関係を意識しつつ、日系企業進出等との相乗効果による日本語教育の更なる拡充を期待したい。 エ. 令和元年6月に実施された行政事業レビュー公開プロセスの指摘事項を踏まえて、引き続き事業毎の実施状況と成果の把握の強化、重点国や地域毎の成果目標の設定、日本語教育ニーズが高まっている国・地域への適切なリソース配分等に不断に取り組んでいくことが必要。 ＜前年度評価結果反映状況＞ ア. JFT-Basicについては、令和3年度当初時点でMOC署名済みでありながら試験未実施の国のうち、インド、スリランカ及びウズベキスタンの3か国について、同3年度中の試験実施開始とする日本政府の方針に沿って、着実に実施に向けた準備を進め、2022年1月よりインド、スリランカで、また、同年3月よりウズベキスタンでの試験開始を実現した。

イ. 海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育については、令和2年度までに主要5か国で予備調査を実施し、令和3年度は、日本においてバイリンガル・マルチリンガル子どもネット(BMCN)の年次大会の一部を共催で開催した。同大会には33か国から838名の継承日本語教育関係者が集まり、活発な意見交換が行われたほか、継承日本語教育事業の課題等についてアンケート調査を行った。同調査結果に基づき、海外の継承日本語教育団体に対して、日本の幼児番組DVDの配付や、日本の児童書の貸与を実施した。

また、海外でもドイツを中心として広範な情報提供を行うウェブサイト「つなぐ」の充実化の支援を行うとともに、特にヨーロッパに広く浸透している「複言語・複文化」をテーマとして、海外に移住した邦人の子孫や外国人と日本人を両親に持つ子等がどのように日本語・日本文化や日本人と関わっているかについての事例紹介・情報共有を行うオンラインフォーラムを実施したほか、韓国、シンガポール、豪州等でも関連の事業を実施した。

ウ. 令和3年度も新型コロナウイルス感染症が収束しなかったため、オンライン事業を積極的に展開し、その特性を生かした事業に取り組んだ。例えば、モスクワ日本文化センターでは日本語弁論大会を、初めてオンラインで実施したほか、関西国際センターでは中止となった訪日研修の代替として、オンラインで日本語研修を実施したことに加え、日本の文化や社会にふれる事業として、オンライン文化体験や、バーチャル日本訪問等を行った。

また、前年度からのオンライン活用経験を踏まえ、一層質の高いオンライン事業を実施した事例としては、例えば、関西国際センターでは前年度事業の応用版として、オンライン授業に活用できる動画制作ノウハウを伝えるセミナーを、動画等の制作に悩む世界各国の日本語教師を対象として実施したほか、日本語国際センターでは前年度の取組を踏まえつつ、日本語教師向けの新規公募事業として5つのテーマのオンライン研修を実施した。

加えて、基金海外事務所が設置されておらず日本語教育専門家も派遣されていない国や都市、地域でのオンライン事業の事例として、カイロ日本文化センターでは前年度の好反響を踏まえ今年度も、中東・北アフリカ全域の学習者を対象に「中東・北アフリカ日本語ショートビデオコンテスト」や、パレスチナに住む日本語学習者に『いろどり』を活用しながらオンラインで日本語授業を行う「JF×パレスチナ オンライン日本語」(対パレスチナ日本政府代表事務所との共催事業)を実施した。また、ベトナム北部のハイフォン市等では、高校での日本語導入校の増加及び課外活動等の非正規教育を含む小学校での日本語導入の検討が進められていることから、日本語専門家による授業見学や個別相談・情報提供のほか、教師研修を実施した。日系自動車関係企業の進出が進んでいるメキシコのバヒオ地域でも、成人学習者が急増している状況に対応すべく、教師研修を2回実施した。

エ. より効果的な事業を今後も展開していくため、令和2年度にさくらネットワークメンバーを対象として実施したアンケート結果に基づき、令和3年度にメンバーの追加認定を行い、3年度末時点で102か国・地域の357機関までネットワークが拡大した。また、同メンバーに対する特別助成も実施し、特にコロナ禍により必要となったICT環境の整備経費も助成対象とした。一方で、戦略的・効果的な専門家派遣の検討・検証を進め、海外に派遣している専門家ポストの中で、受入機関の自立化が進んだと考えられる4ポストへの派遣を令和3年度で終了した。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 S

根拠：

【量的成果の根拠】

【指標 2-2】、【指標 2-3】、【指標 2-5】、【指標 2-6】の4つについて目標値の120%以上を達成し、【指標 2-1】は目標値の117%を、【指標 2-4】は118%を、令和3年度計画において数値目標を大幅に上方修正した【指標 2-8】は目標値の104%をそれぞれ達成した。新型コロナウイルス感染拡大を受けて、【指標 2-7】は、試験が実施できない都市もあり目標値の97%の達成度となった（実施国数は対目標値112%）。

【質的成果の根拠】

引き続きコロナ禍の影響が続くことが想定されたことから、令和2年度の成果を踏まえ、オンライン事業を積極的に展開するとともに事業の質の向上も図り、国際間の人的移動や実会場への人の集まり等に制約が生じた中でも、海外の日本語教育機関や教育行政関係機関等との連携強化を途切れることなく進め、日本語普及の基礎となる海外の日本語教育環境の整備と日本語教授法や能力評価の充実に取り組み、以下のような質的にも顕著な成果を得た。

ア. 「新たな外国人材の受入れ」に対応する試験の拡充と受験を後押しする教育支援事業の実施

JFT-Basic については、コロナ禍の中でも感染症防止対策を徹底した上で計画どおり年6回実施し、前年度までの隔月開催から毎月開催（4月を除く）とすることで開催日程を増やしたほか、日本政府の方針に沿って、新たにインド、スリランカ及びウズベキスタンでの試験開始を実現した。コロナ禍拡大を受けた各国における規制により一部中止となった日程もあったが、年間を通じて海外9か国16都市で受験機会を提供した結果、海外9か国と国内合わせて30,596人の受験者、12,689人の基準点到達者（合格者）との結果となり（基準点到達率41.5%）、令和2年度に比べ年間受験者数は13,014人、基準点到達者数は5,014人増加した。

海外における日本語学習基盤整備事業については、ウェブ教材『いろどり 生活の日本語』のコンテンツ拡充を図り、各国語版は令和3年度末までに11言語版が揃った。また、教師向け主催セミナーや出講講義、SNS発信等を通じて、活用方法を含めて普及や周知に努めた。

各国における試験のガイダンスセミナーや『いろどり』を使った現地日本語教師研修は、コロナ禍の影響で集合実施が困難な場合はオンラインで実施し、試験・教材普及と現地担い手育成を進めることができた。さらに、日本での生活・就労を目指す外国人、日本の社会生活について学びたい日本語学習者等を対象に、日本語学習を通じて日本の社会文化を紹介するテレビ番組「ひきだすにほんご Activate Your Japanese!」を株式会社NHK エデュケーショナルと共同制作し、2022年2月から放送され、その後オンデマンドでも配信を続けている。

イ. 教師に対するオンライン研修実施とウィズ・コロナ時代における研修の充実化

令和3年度もコロナ禍の影響が続くことが想定された中、日本語国際センターでは前年度に取り組んだオンライン研修の成果を踏まえ、新たにオンライン研修（公募）を5つのテーマで実施し、17か国・地域の日本語教師98名が参加した。研修参加者から得たフィードバックを受けて研修内容の改善を進めるとともに、当面続くとも考えられるウィズ・コロナ時代におけるオンライン研修の充実化を図った。

また、関西国際センターでは、世界中でオンライン授業が一層浸透する状況を踏まえ、オンライン授業に活用できる動画制作ノウハウを伝えるセミナーを、動画等の制作に悩む世界各国の日本語教師を対象として実施した。基金の実践例に基づき、動画を使ってインタラクティブな授業にするためのポイントを伝える内容に、18か国・地域より64名が参加する等、各地でのオンライン授業の質の向上にも貢献した。

複数の基金海外事務所においても、オンライン授業への対応に不安を抱える日本語教師を対象にした研修やセミナーを精力的に実施し、コロナ禍が継続する中、日本語授業が途切れることなく実施できるよう、オンライン化対応のためのノウハウ提供を行った。

ウ. さくらネットワークの強化と助成事業の拡大

世界各地で日本語教育の定着と発展に寄与すると期待されている大学や日本語教師会等のネットワーク整備・活用を目的として構築された「さくらネットワーク」は、令和3年度に新規メンバーの追加認定を行い、前年度の93か国・地域の292機関から、102か国・地域の357機関にネットワークを拡大した。また前年度に既存メンバーを対象に実施したアンケートに基づいて実施した電子書籍の購入やICT環境整備等も可能とする特別助成等、同メンバーに対して152件の助成事業を実施した。特に、ICT環境の整備経費が助成対象となったことにより、コロナ禍において、オンラインによる日本語授業のためのICT環境が未整備なメンバーの活動継続に貢献する等、日本語教育機関に対して今期中期計画中で最大となる95か国・地域の計652件の助成事業を行った。

エ. オンライン日本語教材やウェブサイトを通じての情報発信の強化

対面授業に代わるオンライン授業が広がったことにより、オンラインで活用できるコンテンツに対するニーズの高まりを受けて、日本語学習のeラーニング・プラットフォーム「みなと」については、コースの充実化や多言語化を行うとともに、大学の国際的な発信力強化を目的として令和3年度にスタートしたオンライン・プラットフォーム形成事業（JV-Campus 事業）においても活用してもらう等、積極的な広報にも注力して累計登録者数は199か国・地域、30万人に迫り、前年度比で29%増加した。外国人材向け日本語教材『いづり 生活の日本語』のすべての教材及び音声をウェブサイト上に公開し、無料でアクセス・ダウンロードができる形式とし、令和3年度末までに11言語版を揃えることで、コロナ禍でも日本語を学びたい外国人の需要に的確に応えた。

また、世界で活躍する日本語学習者等のメッセージを紹介したウェブページ「世界の日本語学習者へのメッセージ～日本語っておもしろい!～」に、著名なアーティストやプロサッカー選手のインタビュー記事を新規に掲載し、多様な日本語学習のきっかけや学習方法、現在の日本語との関わり等を紹介し、日本語学習者に対する学習モチベーションの向上を図った。

このようなコースや多言語対応の充実化、日本語教材や日本語教育情報へのアクセシビリティ向上の努力が奏功し、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトの令和3年度のアクセス数は今期中期目標期間中で最大数を記録した。

オ. 日本語学習者に向けた新たなオンライン事業の実施とウィズ・コロナ時代における充実化

対面による実際の交流を伴う事業に対する根強いニーズやその重要性はコロナ禍でも改めて確認されたところであり、関西国際センターではオンラインで日本の文化や社会に触れる事業として、海外の日本語学習者に対して、文化体験、疑似日本訪問、疑似家庭訪問等を実施した。

また、オンラインの活用により、海外事務所間の協働が進んだことや、「文化事業」や「日本研究」のコンテンツも積極的に活用する等、オンライン事業の質の向上にも取り組んだ。例えば、マドリッド日本文化センターではローマ日本文化会館・ケルン日本文化会館及びブダペスト日本文化センターと協働して事業を実施することで、母語が異なる学習者同士が日本語でコミュニケーションを図る機会を創出したほか、カイロ日本文化センターでは前年度の好反響を踏まえて令和3年度も、パレスチナに住む日本語学習者向けにオンライン日本語授業を行うことで、これまで支援が届かなかった学習者等に対して、オンラインの特性を生かし、直接的な日本語学習支援を行うことができた。

カ. 緊急の政策課題等への対応

上記アで言及した「新たな外国人材の受入れ」に加え、「日本語教育の推進に関する法律」及び同基本方針に盛り込まれている継承日本語教育については、9月に日本においてバイリンガル・マルチリンガル子どもネット（BMCN）の年次大会の一部を民間団体と共催にて実施し、33か国から838名の参加者を得た。さらに、同事業の中で継承日本語教育関係者に対して実施したアンケート結果に基づき、海外の継承日本語教育団体に対して、日本の幼児番組DVDの配付や、日本の児童書の貸与を行った。また、アフガニスタンから日本に退避した日本大使館の現地職員や家族に対して、緊急のオンライン日本語研修を実施し、多くの退避者に対して日本語の入門レベルのレッスンを提供することにより、日本での生活支援に貢献した。

キ. 日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業

7か国・地域に123名のパートナーズを派遣し、基礎的な日本語教育等の支援を行うとともに、パートナーズによる日本文化紹介の際には、日本の代表的なスポットや伝統文化、若者文化だけでなく、パートナーズ出身地の文化や地元観光スポットを紹介することを通じ、各パートナーズだからこそ語れる地方の魅力について発信することで、ポストコロナのインバウンド再活性化にも寄与した。

以上のとおり、令和3年度においては、実会場への大人数の集まりが可能であることを前提とする指標を除いては、所期の目標を量的に上回る成果が多数得られており、かつコロナ禍の影響が続くことが想定された中、前年度に取り組んだオンライン事業の成果を踏まえ、これまでにカバーしきれなかった分野や応用的な内容も含む質の高いオンライン事業を実施したことにより、コロナ禍により生じた課題やニーズにも対応する等、質的にも顕著な成果を得られたといえる。

なお、中期目標上、本項目は【難易度：高】の設定ではないものの、特に平成30年度より新たに開始した外国人材受入れ拡大に関連する事業については、新たな在留資格制度開始までの非常に限られたスケジュールの中で新試験の開発・運用を継続して行い、また、今年度は新たにインド、スリランカ、ウズベキスタンの3か国においても運用を開始するという困難な課題を達成しており、コロナ禍の影響が継続する中でも、可能な限りの試験継続実施に努める等着実な成果を上げてきており、重要な政策的・社会的要請に応える困難度の高い事業を着実に実施したと認められる。以上から、「S」評価と自己評価する。

【課題と対応】

ア. 「特定技能」による外国人材受入れ制度が安定して運用されることに貢献し、日本社会の要請に応えるため、外国人材向け日本語事業として実施するJFT-Basic、カリキュラム・教材の開発・普及、日本語教師の育成等を引き続き着実に実施していく。

イ. 令和元年度行政事業レビュー公開プロセスにおける有識者からの指摘事項に対し、「2018年度海外日本語教育機関調査結果」等のエビデンスや、令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づく基本方針等を踏まえながら、重点国や地域ごとの成果目標の設定及び効率的・効果的な事業の実施検討に取り組む。

ウ. ウィズ・コロナ時代において定着してきているオンライン事業と、その重要性が改めて認識されている対面事業を現地の状況やニーズを十分に踏まえて実施していく。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 S

根拠：

【量的評価の根拠】

日本語教育機関支援（助成）の実施国数（95 か国）、日本語教育機関支援（助成）の件数（652 件）、基金海外事務所の主催／助成事業件数（260 件／494 件）、日本語教師研修の参加者数（13,317 人）、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数（42,678,021 件）、日本語教材「まるごと」使用国／販売部数（56 か国／70,661 部）の6つの定量指標については年度目標の概ね120%程度又はそれ以上を、また、日本語能力評定のための試験実施国・地域／都市数（73 か国・地域／204 都市）、e ラーニングの登録者数（292,447 人）の2つの定量指標については年度目標の概ね100%程度又はそれ以上を達成し、8つの定量指標全てにおいて概ね年度目標程度又はそれ以上を達成した。

なお、日本語能力評価のための試験実施国・地域／都市数については、近年、右方上がりで推移してきたが、令和2年度から引き続き、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、計画の段階で中止を判断せざるを得なかったり、受験者や試験関係者の安全確保を最優先としつつ、試験直前において中止せざるを得ない等の状況により、73 か国 204 都市に留まり、近年のピーク時の令和元年度実績（86 か国・地域／260 都市）には及ばなかったものの、自助努力のみで実施できるものではなく、外部要因により業務が実施できなかったものであり、やむを得ない事情と理解する。他方、令和2年度の実績（34 か国・地域／102 都市）から大幅な実施拡大が図られており、一部地域ではコロナ禍を受け制約がありながらも、大過なく実施できたことは評価すべきである。今後も万全な感染症対策等を実施しつつ、今後の試験再開及び更なる実施拡大に期待したい。

日本語能力評価のための試験以外で、前年度と比べた実績としても、日本語教育機関支援（助成）の実施国数（95 か国／前年度 85 か国）、日本語教育機関支援（助成）の件数（652 件／前年度 514 件）、基金海外事務所の助成事業件数（494 件／385 件）、日本語教材「まるごと」販売部数（70,661 件／前年度 64,550 部）、e ラーニングの登録者数（292,447 人／前年度 225,340 人）などは実績が大きく伸びている他、それ以外でも概ね同等程度の実績と評価できる。また、外国人材の円滑かつ適正な受入れに対応するための日本語事業として開始された、就労のため来日を希望する外国人の日本語能力を測定する試験である国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）についても、海外の受験者数（22,488 人／前年度 15,053 人）も順調に伸びてきている点も評価に値する。さらには、海外における日本語教育基盤整備事業として、ウェブ教材「いそどろ 生活の日本語」については、令和2年度までの7か国語から更に多言語化を推進し、11 か国版を無料公開する等、学習環境の整備を進めた点についても、外国人材の円滑な受入れに資する事業として評価する。

【質的成果の根拠】

令和3年度においても、令和2年度に引き続き、コロナ禍での対応に迫られたものの、オンライン事業を主軸として積極的に展開するとともに事業自体の質の向上も図り、海外の日本語教育機関や教育行政関係機関等との連携強化を図りつつ、日本語普及の基礎となる海外の日本語教育環境の整備、日本語教授法や能力評価の充実等に創意工夫をもって積極的に取り組み、以下のような質的にも顕著な成果について高く評価する。

ア．「外国人材の円滑かつ適正な受入れ」のための日本語教育支援事業の実施

JFT-Basic については、コロナ禍の中でも十分な感染症防止対策を徹底した上で、継続的に年6回、安定した実施を確保し、また、開催日程も4月を除きほぼ毎月開催とする等、受験者にも利便性が増す取組を行った。また、各国首脳等をはじめ各国政府からの強い要請を受け、当省及び関係省庁の意向を踏まえ、新たにインド、スリランカ及びウズベキスタンでの試験開始を実現したことは、単なる事業実績のみならず、外交上及び二国間の良好な関係維持に資するものとして大いに評

価すべきである。コロナ禍拡大や、ミャンマーでの現地情勢の悪化等、外的要因により試験を中止せざるを得ない状況もあった中、年間を通じて海外9か国16都市で受験機会を提供した結果、海外9か国と国内合わせて30,596人の受験者、12,689人の基準点到達者（合格者）との結果となり（基準点到達率41.5%）、令和2年度に比べ年間受験者数は13,014人、基準点到達者数は5,014人増加した。政府全体の方針である外国人材の受入れ促進・円滑化に大きく貢献してきていると評価できる。

海外における日本語学習基盤整備事業については、ウェブ教材『いろどり 生活の日本語』のコンテンツ拡充や多言語化（令和3年度末までに11言語対応済み）の上で、教師向け主催セミナーや出講講義、SNS発信等を通じて、活用方法を含めて普及や周知に努めた。各国における試験のガイダンスセミナーや『いろどり』を使った現地日本語教師研修は、コロナ禍の影響で集合実施が困難な場合はオンラインで実施し、試験・教材普及と現地担い手育成を進めた。また、日本での生活・就労を目指す外国人、日本の社会生活について学びたい日本語学習者等を対象に、日本語学習を通じて日本の社会文化を紹介するテレビ番組「ひきだすにほんご Activate Your Japanese!」を株式会社NHKエデュケーショナルと共同制作し、2022年2月から放送され、その後オンデマンドでも配信を続けている。

また、経済連携協定（EPA）に基づく訪日前日本語研修として、インドネシア及びフィリピンにおいて、日本に受入れる看護師・介護福祉士候補者を対象に、オンラインで日本語予備教育を6ヶ月間実施した。

「外国人材の円滑かつ適正な受入れ」のための日本語教育支援事業については、これまでの政府方針である「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に加え、新たに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月14日関係閣僚会議決定）も策定され、その中において、取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）のうち1番目の重点事項として、日本語教育が取り上げられており、日本語教育の重要性は益々高まっていると認識されてきている。

イ. 教師に対するオンライン研修実施と研修の充実化

令和3年度もコロナ禍の影響が続くことが想定された中、日本語国際センターでは前年度に取り組んだオンライン研修の成果を踏まえ、新たにオンライン研修（公募）を5つのテーマで実施し、17か国・地域の日本語教師98名が参加した。研修参加者から得たフィードバックを受けて研修内容の改善を進めるとともに、オンライン研修の充実化を図った。なお、特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修については、その重要性に鑑み、コロナ禍で国境を越えた移動が極めて困難な中、特段の事情が認められる案件として認められた上で、13名に対して訪日研修を実施した。オンライン、対面を組み合わせつつ、創意工夫の上効果的な研修を行ったことは評価に値する。

また、関西国際センターでは、世界中でオンライン授業が一層浸透する状況を踏まえ、オンライン授業に活用できる動画制作ノウハウを伝えるセミナーを、動画等の制作に悩む世界各国の日本語教師を対象として実施した。基金の実践例に基づき、動画を使ってインタラクティブな授業にするためのポイントを伝える内容に、18か国・地域より64名が参加する等、各地でのオンライン授業の質の向上にも貢献した。

複数の基金海外事務所においても、オンライン授業への対応に不安を抱える日本語教師を対象にした研修やセミナーを精力的に実施し、コロナ禍が継続する中、日本語授業が途切れることなく実施できるよう、オンライン化対応のためのノウハウ提供を行った。特に、パリ文化会館では、コロナ禍においてオンラインによる日本語教師サポートを行っており、フランスのみならず、ドイツ、スペイン、ベルギー及びポルトガル等の近隣欧州諸国からのべ1,031名の参加を得た。

国際交流基金の研修参加者は、日本語教師会等のネットワーク運営、日本語教育の拠点となる大

学の要職に就任する等、海外日本語教師のキャリアパス上の重要な要素として定着しており、今後もその重要な役割に鑑み、人材育成の面でもより効果的な研修の実施を期待したい。

ウ. さくらネットワークの強化と助成事業の拡大

世界各地で日本語教育の定着と発展に寄与すると期待されている大学や日本語教師会等のネットワーク整備・活用を目的として構築された「さくらネットワーク」は、令和3年度に新規メンバーの追加認定を行い、前年度の93か国・地域の292機関から、102か国・地域の357機関にネットワークを拡大した。また前年度に既存メンバーを対象に実施したアンケートに基づいて実施した電子書籍の購入やICT環境整備等も可能とする特別助成等、同メンバーに対して152件の助成事業を実施した。特に、ICT環境の整備経費が助成対象となったことにより、コロナ禍において、オンラインによる日本語授業のためのICT環境が未整備なメンバーの活動継続に貢献する等、日本語教育機関に対して今期中期計画中で最大となる95か国・地域の計652件の助成事業を行った。なお、さくらネットワーク・メンバーは、その国や地域の日本語教育を充実させる上で中核的な存在として活躍して頂くことが期待されており、その拡大したさくらネットワークを通じた日本語事業の連携強化・更なる拡大等が期待できる。なお、米国では、言語以外の科目も日本語を用いて学習する日本語イマージョンプログラムが開始されることとなったカリフォルニア州の Amestory Elementary School では給与助成により令和3年度は幼稚園クラスの開講が実現し、また、同州の Poway Unified School District では、給与助成により日本語コースが実現して計500名以上の生徒に日本語を学ぶ機会を提供する等、現地教育機関や行政機関との連携により、効果的な助成支援を行った。また、日本語教育機関が1機関しか確認されていないモルドバでは、学習者に対して貴重な発表の場を提供すると共に、更なる学習の動機付けを与えることを目的として、日本語弁論大会を助成する等、戦略的な観点から助成事業を行った。

エ. オンライン日本語教材やウェブサイトを通じての情報発信の強化

国際交流基金は、日本語学習のeラーニング・プラットフォーム「みなと」を通じて、コロナ禍以前から日本語のeラーニング事業に積極的に取り組んできたが、コロナ禍で対面授業に代わりオンライン授業が広がったことにより、オンラインで活用できるコンテンツに対するニーズの更なる高まりを受けて、コースの充実化や多言語化を行った。また、大学の国際的な発信力強化を目的として令和3年度にスタートしたオンライン・プラットフォーム形成事業（JV-Campus 事業）にも参加するなど、積極的な広報を展開した結果、累計登録者数は199か国・地域、30万人に迫り、前年度比で29%増加した。外国人材向け日本語教材『いんどろい 生活の日本語』の全ての教材及び音声をウェブサイト上に公開し、無料でアクセス・ダウンロードができる形式とし、令和3年度末までに11言語版を揃えることで、コロナ禍でも日本語を学びたい外国人の需要に的確に応えた。

また、世界で活躍する日本語学習者等のメッセージを紹介したウェブページ「世界の日本語学習者へのメッセージ～日本語っておもしろい！～」に、著名なアーティストやプロサッカー選手のインタビュー記事を新規に掲載し、多様な日本語学習のきっかけや学習方法、現在の日本語との関わり等を紹介し、日本語学習者に対する学習モチベーションの向上を図った。

このようなコースや多言語対応の充実化、日本語教材や日本語教育情報へのアクセシビリティ向上の努力により、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトの令和3年度のアクセス数は今期中期目標期間中で最大数を記録した。

オ. 日本語学習者に向けた新たなオンライン事業の実施とその充実化

対面による実際の交流を伴う事業に対する根強いニーズやその重要性はコロナ禍でも改めて確認されたところであり、関西国際センターでは、コロナ禍で訪日が困難な中、各国の外交官・公務

員、文化・学術専門家等に対するオンライン研修を行ったが、学習者からの要望に応えるべく、オンラインで日本の文化や社会に触れる事業として、海外の日本語学習者に対して、文化体験（和太鼓ワークショップ）、疑似日本訪問（バーチャル京都ツアー）、疑似家庭訪問等を実施した。

また、オンラインの活用により、海外事務所間の協働が進んだことや、「文化事業」や「日本研究」のコンテンツも積極的に活用する等、オンライン事業の質の向上にも取り組んだ。例えば、マドリード日本文化センターではローマ日本文化会館・ケルン日本文化会館及びブダペスト日本文化センターと協働して事業を実施することで、母語が異なる学習者同士が日本語でコミュニケーションを図る機会を創出した。ロンドン日本文化センターでは、日本語を学ぶ学習者と教師が落語や小噺を通じて楽しく日本語を学ぶ・教えることを学ぶための、オンラインで落語・小噺をテーマとしたワークショップ等を開催するというユニークな取組も行った。カイロ日本文化センターでは前年度の好反響を踏まえて令和3年度も、パレスチナに住む日本語学習者向けにオンライン日本語授業を行い、また、「中東・北アフリカ日本語ショートビデオコンテスト」を開催し、参加者にテーマを設定し日本語で紹介してもらい、審査及び表彰を行うことで日本語学習者の奨励を実施した。このように、これまで支援が届かなかった学習者等に対して、オンラインの特性を生かし、直接的な日本語学習支援を行うことができたことから、このような取組について歓迎したく、また、今後も日本語学習支援が必要とされる日本語空白地域等に対して、更なる展開を期待したい。

カ．緊急の政策課題等への対応

「日本語教育の推進に関する法律」及び同基本方針に盛り込まれている、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語（継承語としての日本語、いわゆる継承日本語教育）教育についての取組が求められているところ、9月に日本において、教育関係者や有志が会員となった民間団体「バイリンガル・マルチリンガル子どもネット（BMCN）」の年次大会の一部を共催にて実施し、33か国から838名の参加者を得た。さらに、同事業の中で継承日本語教育関係者に対して実施したアンケート結果に基づき、海外の継承日本語教育団体に対して、日本の幼児番組DVDの配付や、日本の児童書の貸与を行った。また、アフガニスタンから日本に退避した日本大使館の現地職員や家族に対して、緊急のオンライン日本語研修を実施し、多くの退避者に対して日本語の入門レベルのレッスンを提供することにより、日本での生活支援に貢献した。年度当初の事業計画では想定しなかった急遽発生したニーズに対して、当省側の要請にも柔軟に対応し、これまで培った日本語事業での経験を生かし、専門性の高い事業によって貢献できたことは大いに評価したい。

キ．日本語・日本文化の魅力紹介サポーター派遣事業

7か国・地域に「日本語・日本文化の魅力紹介サポーター」123名を「日本語パートナーズ」又は「ふれあいパートナーズ」として派遣し、基礎的な日本語教育等の支援を行うとともに、同パートナーズによる日本文化紹介の際には、日本の代表的なスポットや伝統文化、若者文化だけでなく、同パートナーズ出身地の文化や地元観光スポットを紹介することを通じ、各パートナーズだからこそ語れる地方の魅力について発信することで、ポストコロナのインバウンド再活性化にも寄与した。世界的なコロナ禍において、現地教育機関や政府との調整が難航し、急遽日程を変更せざるを得ない状況も頻発したものの、粘り強く交渉や調整を行いつつ、派遣が実施できたことは評価に値する。

以上のとおり、令和3年度においては、昨年度に引き続きコロナ禍の中、昨年度に取り組んだオンライン事業の成果を踏まえ、より幅広い分野への対応や、応用的な内容も含む質の高いオンライン事業を実施したことにより、コロナ禍により生じた課題やニーズにも対応する等、中期計画にお

ける所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を得られたと評価できる。

なお、中期目標上、本項目は【重要度：高】の設定であり、特に平成 30 年度より新たに開始した外国人材受入れ拡大に関連する事業については、新たな在留資格制度開始までの非常に限られたスケジュールの中で新試験の開発・運用を継続して行い、これまで安定した試験の運用を行ってきた。今年度については、当初事業計画では想定されなかったものの、外交上、政府首脳等ハイレベルからの早期実施の要請を受けた日本政府の意向に応じる形で、相手国政府との調整が難航する中、新たにインド、スリランカ、ウズベキスタンの 3 か国においても試験実施を開始するという困難な課題を達成できた。コロナ禍の影響が継続する中でも、可能な限りの試験継続実施に努める等着実な成果を上げてきており、重要な政策的・社会的要請に応える重要度の高い事業を着実に実施したと認められることから、「S」評定と評価する。

【課題と対策】

ア．「特定技能」外国人材向け日本語事業

「特定技能」による外国人材受入れ促進及び円滑化等、日本社会の要請に応えるため、外国人材向け日本語事業として実施する JFT-Basic、カリキュラム・教材の開発・普及、日本語教師の育成等を引き続き着実に実施していく。特に、JFT-Basic の実施については、引き続き安定して継続的な実施を確保すると共に、技能試験の実施状況や人材受入れニーズ等を踏まえつつ、外交的な観点も配慮しつつ、実施出来る環境が整備された国・都市での試験実施を推進する。

イ．日本語教育推進法及び基本方針に基づく日本語事業の推進

令和元年 6 月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」、令和 2 年 6 月に閣議決定された国際交流基金事業も含む基本方針（「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」）に基づき、引き続き各施策を確実及び適切に実施することが求められる。特に、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、引き続きその実態の把握及びニーズ等への対応を検討すると共に、現地日本語教育機関、日本語教師等関係者等とも連携しつつ、必要な支援を実施する。

ウ．日本語教育の更なるオンライン、e ラーニング事業の充実化及び遠隔地における日本語教育の展開等

日本語教育のオンライン展開は、非対面での実施が可能という観点のみならず、遠隔地への日本語教育の展開という観点からも効果的であることを立証しており、引き続き更なる充実化を期待。特に、今般の日本語教師研修のオンライン化により、業務上の都合でこれまで参加できなかった海外の日本語教師にも幅広く研修の機会が与えられたことから、引き続きこうしたオンライン研修の積極的な取組を期待したい。なお、日本語教育が空白又は極僅かとなっている国・地域（アフリカ、中東、大洋州等）における日本語教育の展開は、当該国・地域における日本語教育の裾野拡大を通じ、親日家の育成、対日理解促進の面でも効果的であることから、在外公館等とも連携しつつ、e ラーニング、オンライン等を活用した日本語教育の展開、近隣の専門家、海外事務所の（遠隔）支援、グッドプラクティスの共有等につき引き続き検討願いたい。

エ．国・地域毎の成果目標の設定及びそれに対応した事業実施について

令和元年度行政事業レビュー公開プロセスにおける有識者からの指摘事項を踏まえ、「2018 年度海外日本語教育機関調査結果」と今後公開される予定の 2021 年度調査結果との比較を踏まえた要因等の分析を踏まえつつ、重点国や地域ごとの成果目標の設定及び効率的・効果的な事業の実施検討に取り組む。

オ 国際情勢の急激な変動等及びそれに伴う新たな社会的ニーズに対する機動的な対応等

国際情勢の急激な変動により、新たに日本語を学ぶ必要が生じる学習者や、その学習支援が必要となった支援者等も存在することとなるが、これら新たな社会的ニーズに対し、可能な限り機動的な対応についても期待したい。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 専門家の派遣も多く実現できた。オンラインを用いた教育環境を整備できたことは今後の日本語関連事業の可能性を広げる上でも有意義。重要案件でもあることから「S」評価に値すると思われる。

イ 日本語教材等に関するウェブサイトアクセス数が目標値の 176%に達したこと、JFT-Basic では実施可能国が 2019 年度の 6 ヶ国から 9 ヶ国に拡大し、受験者数が 3.8 倍になったことは、海外における基金の日本語教育が着実に浸透していることを裏付けている。

ウ 指標 2-1、2-6 について、令和 3 年度を含め、すべての年度で大幅に上回っており、目標値の設定が不適切である。前中期目標期間の実績を上回るベースで考えるのではなく、一定の係数を想定するなど、次期中期目標期間の指標設定の際には十分な検討が必要である。【課題と対応】について、課題を認識した場合、その要因分析や着実な実施を阻害するリスクなどを明確に検討すべきではないか。また行政事業レビューの指摘に基づく成果目標の設定の際には独法評価における定量目標との整合性に注意が必要であると考ええる。

エ コロナ禍が続く状況の中で、豊かな経験と実績を地盤としてオンラインを活用した取組を行い、派遣事業でも研修事業等においても伸びが見られる。具体的には、①①外国人材受入れに対応した日本語教育事業では、日本の生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語能力を測定する試験「JFT-Basic」の受験者が 4 倍近く増加し、インドなど新たに 3 カ国での試験開始を実現、②オンラインをフルに活用した研修事業実施や日本語教育や日本語教材に関するウェブサイトの充実化、③前年度の課題であった「継承日本語教育」への取組等の政策課題へ積極的な対応、④日本語・日本文化の紹介者である日本語パートナーズの派遣等が挙げられ、いずれも期待を超える成果を見せており、自己評価書の評定「S」は妥当。ポストコロナにおいても、海外における日本語教育のオンラインを活用した ICT 教育の可能性は大きく、将来を開拓していくパイオニアとしての活躍に期待。

オ 日本語専門家派遣や各国地域の教師に対する研修事業などを柱として、海外において質が高く安定した日本語教育が幅広くかつ精力的に行われたことが自己評価「S」評定の根拠。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を勘案し、学習基盤整備事業を中心に事業が実施したのは見事。EPA に基づく看護師・介護福祉士受入れ促進のための訪日前日本語研修のオンライン実施、e ラーニング教材の開発及び活用促進、「国際交流基金日本語基礎テスト (JFT-Basic)」の開発・実施は大いに評価されるべきで、自己評価は妥当。

4. その他参考情報

<予算額と決算額の主な差異について>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	海外日本研究・知的交流の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

2. 主要な経年データ								
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成 目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 3－1】 日本研究フェ ローシップ終了 後 3 年以内の博 士論文フェロー の学位取得割合	計画値	50%以 上		50%	50%	50%	50%	50%
	実績値			52%	66%	50%	43%	60%
	達成度			104%	132%	100%	86%	120%
【指標 3－2】 日本研究フェ ローシップ終了 後 3 年以内の学 者・研究者フェ ローの成果発表 件数（メディア 発信含む）	計画値	平均 1 人 2 件以上		平均 1 人 2 件	平均 1 人 2 件	平均 1 人 2 件	平均 1 人 2 件	平均 1 人 2 件
	実績値			平均 1 人 6.61 件	平均 1 人 6.53 件	平均 1 人 4.12 件	平均 1 人 5.08 件	平均 1 人 2.89 件
	達成度			331%	327%	206%	254%	145%
【指標 3－3】 安倍フェロー シップ終了後の フェローの出版 実績	計画値	（平均 件数） 80 件 以上／ 年	平成 24 年～27 年度の 年間平 均値 79 件	80 件	80 件	80 件	80 件	80 件
	実績値			94 件	90 件	135 件	118 件	270 件
	達成度			117%	113%	169%	148%	338%
【指標 3－4】 複数年助成事業 実施後の外部評 価（事業実施を	計画値	平均 3.75 点以上		3.75	3.75	3.75	3.75	3.75

通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点）	実績値			4.32	4.25	4.44	4.42	4.29
	達成度			115%	113%	118%	118%	114%
【指標3-5】 日本研究・知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施	計画値	1か国 1件／ 年以上		3か国 3件	3か国 3件	3か国 3件	3か国 3件	3か国 3件
	実績値			3か国 10件	3か国 7件	3か国 7件	3か国 5件	3か国 5件
	達成度			333%	233%	233%	167%	167%
フェローシップ 人数／国・地域 数	実績値		平成24 ～27年 度の実 績平均 値227 人／46 か国・ 地域	143名／ 39か 国・地 域	121名／ 37か 国・地 域	156名／ 33か 国・地 域	182名／ 41か 国・地 域	156名／ 43か 国・地 域
フェローアンケート「有意義」項目※1	実績値			100%	100%	100%	97%	100%
フェローシップ 修了者が関与する 基金主催／助 成事業数	実績値			45件	46件	41件	22件	23件
安倍フェロー シップ人数	実績値		平成24 ～27年 度の実 績平均 値27人	28人	26人	27人	2人	6人
安倍フェロー シップ修了者による 成果発表件数（メディア 発信含む）	実績値			1,664 件	1,902 件	1,754 件	2,709 件	2,089 件
安倍フェロー シップのフェ ローアンケート 「有意義」項目 ※1	実績値			100%	100%	100%	- ※2	100%

安倍フェロ シップフェロ シップ修了者が 関与する基金主 催／助成事業数	実績値			30 件	19 件	11 件	10 件	5 件
助成事業実施件 数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 266 件	172 件	173 件	132 件	106 件	111 件
助成対象機関ア ンケート「有意 義」項目※ 1	実績値			100%	100%	100%	100%	100%
知的交流事業参 加者による成果 発表件数（メ ディア発信含 む）	実績値			87 件	51 件	66 件	7 件	19 件
知的交流事業参 加者アンケート において事業実 施前後の認識変 化を測る項目※ 1	実績値			100%	100%	95%	100%	100%
知的交流事業参 加経験者が関与 する基金主催／ 助成事業数	実績値			1 件	1 件	1 件	2 件	3 件

＜目標水準の考え方＞

- 我が国における人文科学・社会科学分野の博士課程在籍者の学位取得率平均値 47%（平成 27 年度学校基本調査（文部科学省）参照）を超えることを目指す。
- 安倍フェロシップ終了後のフェロの出版実績は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、平成 24～27 年度の年間平均値以上を目標とした。
- 複数年助成事業実施後の外部評価は、前中期目標期間中の事前審査の採用基準 4 点中 3 点を 5 段階に換算し設定。

＜目標達成に影響を及ぼす外部要因＞

各国における教育制度変更等の日本研究を取り巻く環境の変化が日本研究者・機関の業績に影響を与える可能性がある。

※ 1 5 段階評価のアンケートで上位 2 つの評価を得た割合

※ 2 該当する対象なし

③ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

予算額（千円）	2,452,499	1,853,519	1,791,274	1,951,999	2,238,404
決算額（千円）	1,770,403	1,734,726	1,977,650	1,221,280	1,706,912
経常費用（千円）	2,235,644	1,734,265	2,225,975	1,220,578	1,705,796
経常利益（千円）	▲ 475,518	563,319	▲291,846	497,277	1,862,622
行政コスト（千円）※	1,612,062	782,211	2,225,975	1,220,578	1,705,796
従事人員数	21	15	18	18	24

※平成 29 年度と平成 30 年度は行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援 （ア）海外の日本研究の推進及び支援 海外の日本研究は、各国・地域における対日理解の基礎となるものであり、基金は、被支援機関・研究者による発信等を通じて当該国・地域における正確な対日理解の普及及び対日関心の維持拡大に資するよう、フェローシップ、日本研究機関支援等のプログラムを戦略的に運用して支援する。支援に当たっては、外交上の必要性を踏まえつつ、在外公館とも連携し、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究の振興のためのニーズを把握する。また、日本を主たる専門とする研究者への支援に当たっては、高い発信力を有する研究者の関与、次世代の人材育成や中長期的な基盤整備を意識する。 （イ）知的交流の推進及び支援 基金の日本国内外の有識者のネットワークを活用しつつ、国際的重要課題についての対話と共同研究を推進する海外のオピニオンリーダー等の人材を育成する。また、自立的、持続的なネットワークの維持や発信力の維持・向上を図るべく、フォローアップに取り組む。 【中期計画】 ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援 各国・地域の事情や必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進する。 （ア）海外の日本研究の推進及び支援 各国・地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業を実施する。 ・研究者支援 海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）に、我が国で研究・調査等の活動

を行う機会を提供する。また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を行う。

・機関支援

各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成などの包括的な支援を実施する。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

(イ) 知的交流の推進及び支援

我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。

・知的交流事業の実施及び支援

諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業を実施及び支援する。知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立つての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。

・日米交流事業の実施及び支援

日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェローシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育成のための事業を実施及び支援する。フェローシップ供与型事業については、フェローシップ終了後のフェローの出版実績を調査するなど、受給者のフォローアップに留意する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 日本研究支援を行う際には、相手国において長期的に日本研究が発展するよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者のネットワーク拡充等の工夫をする。
- b. 日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。海外事務所においては、在外公館、日本研究機関、その他関係機関・団体と連携し、海外日本研究の支援体制の構築に努める。
- c. 海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化して事業を行う。また、支援対象とすべき機関の特定、支援の在り方の検討に供すべく、海外における日本研究者及び日本研究機関の情報の収集・調査を行う。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。
- e. 日米センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）を通じて事業を実施することにより、同センターの自律性に配慮するとともに、外部有識者の意見を踏まえて行うものとする。

- f. 日米センターは、日米文化教育交流会議（カルコン）の事務局業務を担う。
- g. 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援

各国・地域の事情や必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進する。

（ア）海外の日本研究の推進及び支援

各国・地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業を実施する。

・研究者支援

海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を提供する。日本研究フェローシップ終了後3年以内で、「学者・研究者」フェローについては成果発表件数（メディア発信含む）平均1人2件以上、「博士論文執筆者」フェローについては、学位取得割合50%以上の達成を目標とする。

また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を、米国、中国及び韓国で行うとともに、過年度に招へいたフェローに関する情報収集を強化する。

・機関支援

各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成等の支援を実施する。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上の評価を得ることを目標とする。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

（イ）知的交流の推進及び支援

我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上の評価を得ることを目標とする。

・知的交流事業の実施及び支援

諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業

を実施及び支援する。

知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立つての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。

また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。

「現代日本理解特別プログラム」により、米国・欧州・オーストラリアの主要な研究機関を支援し、特に社会科学分野における知日派人材の育成を促進する。

・日米交流事業の実施及び支援

日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。

また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェローシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育成のための事業を実施及び支援する。フェローシップ供与型事業については、フェローシップ終了後のフェローの出版実績調査等、受給者フォローアップに留意し、安倍フェローシップについて、終了後のフェローの出版実績（平均件数）80件以上／年を目標とする。

【主な評価指標】

【指標3-1】日本研究フェローシップ終了後3年以内の博士論文フェローの学位取得割合 50%以上

【指標3-2】日本研究フェローシップ終了後3年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（メディア発信含む）平均1人2件以上

（関連指標）

- ・フェローシップ人数／国・地域数（平成24～27年度の実績平均値227人／46か国）
- ・フェローアンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・フェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標3-3】安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績（平均件数） 80件以上／年（平成24年～27年度の年間平均値79件）

（関連指標）

- ・安倍フェローシップ人数（平成24～27年度の実績平均値27人）
- ・安倍フェローシップ修了者による成果発表件数（メディア発信含む）
- ・安倍フェローシップのフェローアンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・安倍フェローシップフェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標3-4】複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上

（関連指標）

- ・助成事業実施件数（平成24～27年度の実績平均値266件）
- ・助成対象機関アンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

【指標3-5】日本研究・知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施 1か国1件／年 以上

（関連指標）

- ・知的交流事業参加者による成果発表件数（メディア発信含む）
- ・知的交流事業参加者アンケートにおいて事業実施前後の認識変化を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

3-2. 業務実績

新型コロナウイルス感染症の蔓延による世界各地での都市封鎖（ロックダウン）・外出制限、及び各国による国際的な渡航制限は、令和3年度も日本研究・知的交流分野の交流事業に大きな障害をもたらした。研究の主要な舞台となる日本国内を含め、大学・研究機関への入構制限、デジタル化が未了のまま内外に散在する様々な資料所蔵先へのアクセス制限、対面調査類の制限等、研究・教育を遂行・続行する上で困難が相次ぐとともに、活動を推進・支援する基金側においても年間を通じて先行きが見通せない状態での調整継続を余儀なくされた。

なかでもフェローシップ事業については、令和2年度内に入国が叶わなかったフェローに対し、同3年度内であれば入国を可能とする特例措置を設定したものの、年度終盤に入るまで感染状況の改善は見られず、また改善の兆しが見えてからも諸外国（特に欧米諸国）に比べて日本の入国制限がなかなか緩和されなかったこともあり、多くのフェロー及びその関係者から「なぜ入国できないのか」といった批判を受けることになった。

しかし、現場では、感染状況が厳しかった夏ごろから既に、国費留学生らと並んで基金フェローも特例的に入国できるよう関係省庁と協議を開始。その甲斐あって、最終的には年度末までに令和2年度及び3年度採用フェローの約6割に相当する150名のフェローの入国を実現することができた。入国に当たっては、基金が受入機関となり、万全の感染症対策を施す義務を負ったため、個室内待機可能な隔離施設の手配を始め、公共交通機関を用いない移動手段の確保、さらには隔離施設同宿の看護師手配にいたるまで、細かな手配作業に追われたが、結果として大きな事故もなく、フェローは待機期間満了後に各研究地へと赴いた。なお、諸般の事情により年度内に来日が叶わなかったフェローに対しては、令和4年度内の来日を前提とする再申請制度を設定し、救済措置を講じた。

一方、機関やネットワーク形成への支援においては、人的移動を伴うもの（日本からの客員教員派遣や国際会議の開催等）につき、感染症対策として中止又はオンライン形式への移行が必要となった事例もあった。

このように全体として引き続きコロナ禍の影響を大きく受けつつも、フェローシップ事業を中心としたリアルでの人材育成の取組を最優先で進めた。さらには以下で述べるとおり、国内大学との連携事業や、国際交流基金50周年を記念した世界各国の日本研究者によるパネルディスカッション等、例年とは異なる新たな方向性にもチャレンジできたことは、コロナ禍による制限を機会と捉えなおしたことによるプラスの側面であると認識している。

（1）海外の日本研究の推進及び支援

対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に貢献することを目的に、各国・地域における日本研究・対日理解の中核的な研究機関の維持・発展を長期的に支える「日本研究基盤整備」、研究者個人を支援することで人材育成の観点で日本研究の振興を支える「日本研究フェローシップ」、国や地域を越えた学会等を支援し研究者のネットワーク化を図る「日本研究ネットワーク強化」を実施した。さらに、平成29（2017）年度に開始した、単発事業を単年度ベースで助成する公募プログラム「日本研究プロジェクト助成」により、各国・地域の事情に即した、より機動的かつ効果的な支援を行った。

ア. 研究者支援

令和3年度は43か国・地域の122名に対し新たに訪日研究の機会を与えるべく採用。コロナ禍の影響が続く中、年度内来日を断念した者や延期せざるを得なかった者もいたが、結果としては令和2年度から継続する6名と合わせ156名に日本での研究機会を提供することができた。来日時期の遅延

により、令和3年度中に訪日研究を終え、アンケートに回答したフェローは23名に留まるが、全員から基金の支援は有意義との回答を得た。

近年においては、日本研究フェローシップ受給ののち、研究者としての実績を重ね、日本の大学に所属した上で、海外の日本研究者と国内の研究者との交流・ネットワーク構築の核として活躍する研究者も現れている。平成14(2002)年度フェローであったキム・ジュニアン氏(韓国)は、日本のアニメ作品に描かれる機械と人間の関係性を研究テーマとし、平成26(2014)年より新潟大学にて教鞭を執り、現在は同大学経済学部学際日本学プログラム及び大学院現代社会文化研究科准教授に就任、また2020年には英国ミドルセックス大学より博士号を取得している。また平成28(2016)年度に博士論文フェローであったスポーダナ・ウィジェラトナー氏(英国、東アジア科学技術史)、マティアス・ヴァン＝オメン氏(オランダ、ビデオゲーム文化)は、フェローシップ受給後、いずれも2020年にそれぞれハーバード大学、ハワイ大学で博士号を取得したのち、ウィジェラトナー氏は東京女子大学現代教養学部准教授に、ヴァン＝オメン氏は同志社大学社会学部助教にそれぞれ就任し、教鞭を執っている。

過去のフェローシップ受給者から令和3年度中に発現した具体的な成果事例は以下(ア)及び(イ)のとおり。

(ア) イ・グン(韓国)

イ・グン(李根)氏は現在、韓国国際交流財団(Korea Foundation。以下「KF」)の第13代理事を務めている。米国ウィスコンシン大学の博士号を取得した同氏は平成19(2007)年度の日本研究フェローとして1年間日本に滞在し、政策研究大学院大学にて「ソフトパワーの理論化：日本の場合」をテーマに研究を行った。その後ソウル大学国際関係研究院教授として教鞭をとり、2019年よりKF理事長に就任。2021年はKF設立30周年に当たり、様々な事業が同氏のリーダーシップの下で実施されたが、日本との交流事業では、2021年11月にソウル大学日本研究所、早稲田大学韓国学研究所との共催にて「2021韓日市民100人未来対話」がオンライン形式で開催された。これは市民社会交流により日韓両国の望ましい未来を模索するもので、両国からNGO関係者、教師、学生、アーティスト、会社員等100人が参加し、少子高齢化や気候変動等の様々な共通課題について率直な意見が交わされ、交流が図られた。同氏はこのような日韓の市民交流・対話の場を重視し、継続的な交流事業の重要性を説いており、今後も日本と韓国をつなぐ貴重な役割を担っていくことが期待される。

(イ) ジェイコブ・コバリオ(カナダ)

カナダのカールトン大学歴史学部准教授であるジェイコブ・コバリオ氏は、日本史や日本文化の紹介等によりカナダ内外での日本に関する理解や評価の深化に重要な人物であり、平成8(1996)年度に国際交流基金フェローとして訪日研究を実施した後、書籍出版や学会等の場を通じ、その成果還元を図ってきただけでなく、教え子の中には、2020年に青山学院大学准教授となった亀井ダイチ・アンドリュース氏(平成20(2008)年度博士論文フェロー)等も含まれ、次世代研究者の育成にも貢献している。こうした日本研究の発展や日本理解の促進に関する功績が認められ、コバリオ氏は2021年春、旭日小綬章を受章した。

イ. 日本研究機関支援

各国の日本研究をリードする機関を対象とする中期的な支援「日本研究基盤整備」では、中期的な成果発現が期待できる12か国・地域の27機関に対して戦略的な支援を実施した。単年度のプロジェクトに対する「日本研究プロジェクト支援」においては16か国・18件の支援を実施した。「基盤整備」「プロジェクト支援」両プログラムを合わせ、アンケート回答のあった40件すべてにおいて、基金の

支援は有意義との回答を得た。

(ア) 北京日本学研究中心（北京外国語大学）

日中首脳合意に基づき 1980 年に設立された日本語研修センター（通称「大平学校」）を前身とする北京日本学研究中心は、中国における日本研究の拠点として 1985 年の設立当初より基金が長く運営に携わっている。例年日本からの教授派遣や学生の訪日研究を行っているが、令和 3 年度も新型コロナウイルス感染症の影響により従来の形での実施が叶わず、日本側教授 6 名によるオンライン出講及び学生 16 名のオンライン日本研究（日本の受入機関に所属しオンラインで講義や指導教授の指導を受ける）を行った。

2021 年 8 月をもって第 9 次 3 か年計画期間が終了したが、同計画合意書にもとづき①国際性と開放性の更なる向上、②日本研究者の輩出に貢献する博士課程の強化、の二点を重点方針として事業を実施してきた。2021 年 5 月には同センターの『日本学研究』が CSSCI（中国国内における重点学術誌）に認定される等、情報発信及び中国全体の日本研究の発展につながる実績をあげた。

9 月からは第 10 次 3 か年計画が始動し、先述した①②の方針は堅持しつつ、中国のみならず世界でも屈指の研究機関となることを目標に掲げた。令和 3 年 12 月には国際的に活躍する荻谷剛彦教授（オックスフォード大学）による修士課程を対象としたオンライン・ワークショップを実施した。

(イ) 北京大学現代日本研究センター

北京大学現代日本研究センター事業についても 2021 年 8 月に第 9 次 3 か年計画期間が終了し、9 月より第 10 次 3 か年計画を開始した。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、教授派遣や訪日研修といった従来の形式による事業実施は叶わなかったが、オンライン形式の日本側教授 11 名による講義及び訪日研修の代替としてのオンライン特別研修を実施した。従来の形式では実現が難しい実務家や文化人のゲストスピーカーとしての参加や、京都大学大学院生とのグループワーク／ディスカッション等、北京大学博士課程生の現代日本に関する理解を深められるよう、オンライン形式の特性やメリットを生かし、工夫して事業を実施した。

(ウ) ケース・ウェスタン・リザーブ大学（米国）

ケース・ウェスタン・リザーブ大学現代言語文学学部の日本研究プログラムは、設置される専攻 10 言語（日・中・仏・西・独・伊・葡・露・アラビア・ヘブライ）においてスペイン語に次ぐ専攻者数であるが、教員拡充が資金的に難しい状況とスタッフ退任等が重なる厳しい状況であったところ、基金の支援により 2019 年からベス・カーター准教授をテニュア・トラックで新規採用した。新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本からのゲストスピーカー招へいや日本での調査等、研究教育活動の一部とりやめ・変更を余儀なくされたものの、着任後、カーター准教授は精力的に教育活動および学術研究成果の発表、自身の研究テーマの一つである源氏物語を軸とした他大学及び研究者間の連携等を推進し、機関の存在感を高めている。また、スタッフ拡充の副次的成果として、秋学期の日本研究プログラム専攻者数が 2019 年の 194 名から 2021 年には 261 名へと 35%近く増加したことが報告されている。

ウ. 日本研究ネットワーク支援

主催事業 8 件、助成事業 21 件を実施。アンケート回答のあった助成対象機関すべてから基金の助成が有意義であったとの回答を得た。

(ア) 国際日本研究シンポジウム（基金 50 周年記念事業）

国際交流基金設立 50 周年記念事業の一環として、アジア研究協会（AAS）2022 年年次大会にて、「地域研究の人材育成へのグローバルな提案」と題した特別パネルセッションを実施した。東南アジア、米国、欧州から 6 名の日本研究者を開催地であるホノルル（米国）に招き、日本研究の発展に向けた人材育成の在り方について、教育面（日本研究に興味を持たせる授業づくり、将来を有望視される学生へのメンタリング等）及び研究面（一次資料のオンライン化による研究環境の整備、各地で孤立しがちな若手日本研究者を集めたワークショップの開催等）という二つの側面から、各登壇者が携わる先進的な事例に関する発表・議論を行った。

（イ）次世代日本研究者協働研究ワークショップ

平成 30（2018）年度にスタートした、アジア地域の主要な日本研究機関に所属する大学院生を対象に集中ワークショップを行う本事業は令和 3 年度、2021 年 12 月から翌年 2 月にかけてオンラインで第 3 回を開催し、8 か国・地域から大学院生 21 名が参加した。日本・英国・中国・タイ・韓国・インドネシア出身の講師 9 名による講義を通じて多国間の協働研究の可能性と実践のヒントを提示するとともに、グループワークにより協働研究の実践に取り組んだ。オンライン形式の制約はありながらも、多国間の協働研究実践のモチベーション向上につながり、参加者同士のネットワーク形成が促進された。今後も本事業の回を重ねることにより、期をまたいだ参加者間のネットワークの形成・拡大、所在地や分野にとらわれない多様なコラボレーションの一層の活性化、及びアジアの若手日本研究者の人材育成に寄与することが期待される。

（ウ）東アジア日本研究者協議会第 5 回国際学術大会

2016 年に発足した東アジアにおける日本研究者ネットワーク「東アジア日本研究者協議会」は、韓国、中国、日本、台湾の日本研究機関が持ちまわりで開催しており、第 1 回の仁川（韓国）、第 2 回の天津（中国）、第 3 回京都（日本）、第 4 回台北（台湾）に続き、今回の第 5 回が 2021 年 11 月に再び韓国主催でオンライン形式により開催された（主催校：高麗大学）。

初日の主催者のラウンドテーブルでは、JSA-ASEAN（東南アジア日本研究学会。以下（エ）参照）や EAJS（ヨーロッパ日本研究協会）、JSAA（オーストラリア日本研究学会）の関係者を登壇者として招き、東アジアのみならず他地域の日本研究者ネットワークの在り方や課題が共有され、地域を越えた連携の必要性が確認された。また最終日には基金企画による JF ラウンドテーブルを実施し、同協議会が発足当時から活動の重点を置いてきた「次世代の研究者育成」を主な論点として、基金の取組（主催事業「次世代日本研究者協働研究ワークショップ」（上記（イ）参照）等）にもふれながら、地域や専門分野を越えた協働の下、研究者を育てていく方法を模索した。

（エ）東南アジア日本研究学会（JSA-ASEAN）第 7 回総会

JSA-ASEAN は、2006 年に発足した東南アジアを横断する唯一の日本研究学会である。各国の主要な日本研究機関に属する代表的日本研究者により運営されており、2 年ごとに域内持ち回りで大会を開催している。令和 3 年度は 12 月に第 7 回総会をオンライン形式で開催した（主催校はフィリピンのアテネオ・デ・マニラ大学）。同総会では、東南アジアにとどまらずアジア、欧州、南北米州を含む世界各地域から集まった 145 名の研究者が、合計 32 のパネル発表を行った。JSA-ASEAN の活動により東南アジアの日本研究者と世界各地の日本研究者との協働が活発に行われており、同地域における日本研究者のネットワーク形成の上で大変重要な役割を果たしている。

エ. 在外事業

国際交流基金海外事務所 22 か所により、計 153 件の日本研究・知的交流事業が実施された。うちシドニー日本文化センターは、2022 年 3 月に豪州国際問題研究所（AIIA）との共催でウェビナー「豪州

と日本：海洋安全保障の未来」を実施した。本ウェビナーでは、オーストラリアと日本の相互協力が劇的に進展した時期に日豪双方で海洋安全保障の現場の最高責任者であった2名の登壇者が、日豪双方の努力と信頼醸成、現在の両国が直面している課題と対応、将来への期待といった様々なトピックについて報告したほか、日豪双方の専門家がコメンテーターとして参加し、議論を深めた。本ウェビナーには日豪双方で100名以上が参加し、安全保障分野に留まらず幅広い分野で今後の日豪協力を進めるに当たり有益な示唆を得られる意義ある事業となった。

（2）知的交流の推進及び支援

日本の対外発信の強化とそのための人材育成に貢献することを目的に、世界的な課題や諸外国との共通の関心事に対して日本と諸外国の知識人が対話・協働を行う国際会議等の知的交流事業、及び日本と諸外国との共同研究・知的対話を実施又は支援した。

ア．知的交流事業の実施及び支援

自国での発信力、注目度が高い識者や、日本との交流を担うことが期待される次世代人材の対日理解を深めるため、令和3年度は以下の取組を行った。

（ア）日中知的交流強化事業

本事業は、中国の言論界で強い影響力を有しながら日本との関係が希薄な知識人層をターゲットに平成20（2008）年度から実施しており、これまでに個人101名、グループ91名を招へいしている。個々の被招へい者の要望を丹念に事前聴取し、訪日中に日本の各界有識者との密度の濃い直接的な交流機会を提供することで、具体的な人間関係を通じた被招へい者本人の日本理解を助けるとともに、訪日中及び帰国後に任意の自由な発信により中国社会における対日理解を広く促進することを期している。

令和3年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響によって招へいの実施は叶わなかった一方、過年度のフォローアップ事業を実施。日本国内の知識人や実践家との連携や情報発信を企図し、過去の被招へい者1～2名及び日本側関係者1名、計2～3名によるWEB対談を実施してその様子を基金公式YouTubeで発信した。具体的には、ユニバーサルデザイン、高齢化社会、環境NPO、ジェンダーと子育て、スポーツと都市という日中両国がともに直面する社会課題をテーマとした対談を計5回実施し、公開した。

（イ）「コミュニケーションの未来」に関するパネルディスカッション

例年特定のテーマを設定し国際会議を開催しているベルリン日独センターとの共催事業として、前年度に引き続きコミュニケーションの問題を取り上げた。今回はデジタル領域でのコミュニケーションが、人と人とのネットワークの構築にどのような影響を与えているか、人間性をないがしろにしている危険性はないのか、逆に人工知能（AI）やデジタルツールにより、これまで十分に社会と関わることはできなかった人々にも参加の機会を提供できているのではないのか、といった点につき、日独の社会起業家、禅僧、AI研究者、ジャーナリスト等多様なパネリストによるディスカッションを開催した。令和2年度と同様、イベントはオンラインでの開催を余儀なくされたが、日独双方とも著名なスピーカーの参加が得られたこともあり、多数の視聴があった。

（ウ）国内大学との連携事業

コロナ禍により国境を越えた対面による交流が引き続き制限される中、異文化交流の意義を日本の若者と再確認する試みとして、日本国内の2つの大学と連携した事業を展開した。慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス（SFC）とは秋学期の渡辺靖教授の「文化政策」の授業を共同で運営し、基金職

員（日本研究・知的交流部から4名）が個々の経験に基づき「文化交流におけるジレンマ」について講義した後、学生に基金への「事業提案」をプレゼンテーションさせた。また、明治大学国際日本研究学部とは山脇啓造教授による「多文化共生のまちづくり」ゼミのゼミ生とともに、「やさしい日本語」を国内外に普及するための動画制作プロジェクトを共同で実施し、基金は海外の日本語学習者から動画作品を募集し、優秀者とゼミ生をオンラインで結んで多文化共生社会に必要な政策や住民意識の在り方について議論する場を提供した。

（エ）現代日本理解特別プログラム

米国、豪州、欧州の主要な研究機関に対して、主に社会科学分野（特に日本政治・外交）において、現代日本に対する理解の促進と発信強化に資する8件の事業に対する助成を実施し、アンケート回答機関すべてから基金の助成が有意義であったとの回答を得た。

英国ロンドン大学キングス・カレッジ戦争学部における日本プログラムは、学部生及び修士課程学生を対象に、令和2年度より第2フェーズとなる3か年計画が開始された。同学部は、東京大学公共政策大学院との修士課程ダブル・ディグリー協定を2021年7月に締結し、2022年よりプログラムが発足する予定となり、今後一層の日本理解の進展が期待される。なお、本プログラム責任者のアレッシオ・パタラーノ氏は平成16（2004）年度日本研究フェローシップ受給者でもあり、本プログラムを中心とした業績が評価され、2021年夏に同学の教授へと昇任している。

イ．日米交流事業の実施及び支援

令和3年度は、日米センター（CGP：Center for Global Partnership）設立30周年を契機とした新たな事業方針を策定し、今後の取組の方向性を定めるとともに、その広報やパイロット・プロジェクトの開始、新規助成プログラムの実施等の作業を行った。また、コロナ禍の影響を免れ得ない期間が続く中、日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進を目的とする知的対話・共同研究事業や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業、コロナ禍を踏まえた日米交流基盤維持のための支援をオンラインも活用しつつ粘り強く展開、特に日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）プログラムでは前年度来延期となっていたコーディネーターの渡米を実現し、今後に向けて同プログラム20周年を記念した広報・フォローアップの取組に注力した。

（ア）新たなテーマ領域に基づく事業展開に向けて（30周年を契機とする新方針策定）

日米センターは1991年の開設以来、「日米両国の共同による世界への貢献」と「日米関係の緊密化」を目的として掲げ、専門家、市民の各層で展開する多様な事業を通じて、両国の協力によるグローバルな課題の解決と日米間の相互理解の促進に取り組んできた。この30年間、各界各層における日米両国の関係緊密化は大きく進んだ一方、国際社会においては分断や格差の拡大、温暖化や自然災害、感染症の拡大を始め、喫緊の課題が山積している。

こうした国際情勢の変化に対応し、より複雑化した社会情勢に対応する事業が求められるようになったことを受け、また日米のパートナーシップの更なる強化を期し、令和2年度から継続していた外部専門家を含む幅広い層からのヒアリングを経て、令和3年度に事業方針の見直し作業を完了した。同方針では、今後取り組む事業の3つのテーマ領域として「レジリエントな社会の構築」「社会的包摂の実現」「科学技術で豊かな社会の創造」を設定、プログラムの整理等を進め、ウェブサイトや各種事業の機会に広報・周知に努めるとともに、パイロット・プロジェクトや新規公募助成事業をスタートさせた。

a. 新方針に関する広報

朝日新聞社が主催する「朝日地球会議2021」（2021年10月、オンライン開催）において、2つのセッションを特別共催し、上記テーマ領域に関する幅広い層を対象とした議論の場とすると同時に、

新たな方針に関する広報を行った。

特別共催セッションは、第1部では福岡伸一青山学院大学教授とマイケル・サンデル ハーバード大学教授による対談を、第2部では伊藤亜紗東京工業大学教授、白井智子新公益連盟代表理事らによるディスカッションを実施し、視聴者数はそれぞれ第1部が約6,400人（再配信含む）、第2部が約3,600人（再配信なし）と、本会議全体で設定された34のパネル中、視聴者数トップ2をこれら2つのセッションが占める結果となった。また、第1部と第2部の間には、当基金理事長が日米センターの新たな取組に関し、聴衆に向けてメッセージを発信、視聴者アンケートからは、視聴者の高い満足度（96%）が確認されたほか、組織の認知度・関心向上にも資する良好な結果（視聴前に「基金/CGPを知らなかった：68%」が、視聴後には「関心を持った：90%」に変化）を得ることができた。

さらに、両セッションのアーカイブ記事は13,000PV（ページビュー）を、アーカイブ動画の視聴回数は7,000回以上を記録（JF広報用として配信した動画の視聴者数は約2,500人）したほか、「ハフポスト日本版」にイベント採録記事及び理事長インタビュー記事を掲載して2万PVを獲得、PHP総研月刊誌『VOICE』2022年1月号にも福岡・サンデル対談が掲載される等、大きな反響を得て、有識者による議論や新方針の関連情報を広い範囲に届けることに成功した。

b. パイロット・プロジェクトの選定

新たに設定した3つのテーマ領域に関連して、今後本格的に取組を進めるべく、関係者とネットワークを構築しつつ、案件形成に取り組んだ結果、以下5件の新規案件を採択し、プロジェクトがスタートした。

【日本側団体 2件】

- ・「日米協働 資金提供者向け インパクト・アナリスト研修」（一般財団法人 社会的インパクト・マネジメント・イニシアチブ）
- ・「日米対話によるインクルーシブな社会の実現にむけた協働事業」（認定NPO 法人スローレーベル）

【米側団体 3件】

- ・「日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワーク事業（第6期）」（モーリーン・アンド・マイク・マンズフィールド財団）
- ・「日米科学コミュニケーション&政策フェロウシップ・ネットワーク」（沖縄科学技術大学院大学財団）
- ・「日米次世代女性リーダー交流事業」（ジャパン・ソサエティ）

c. 「日米グローバル・パートナーシップ助成」の開始

従来設置していた助成プログラム「日米交流助成」を、新たに設定した3つのテーマ領域における世界的な共通課題の解決に向けた取組と、それに携わる人材の育成を支援する「日米グローバル・パートナーシップ強化助成」として再編し、公募を実施した。公募ガイドラインの見直しにあたっては、奨励される事項（様々な分野の専門家の参加、国内各地からの参加、日米以外の国への展開、人材育成要素）を記載してプログラムのねらいを明確化したほか、プリプロポーザル（申請前相談）方式を取り入れ、相談の過程から案件形成に有用なアドバイスを行う等、積極的に関与していく方針を採用した。また、従来の主要ターゲットであった学者・研究者に加えて、市民セクターやビジネス界、メディア関係者等の様々な分野の専門家や実務者の関心にもアプローチするため広報活動に力を入れた結果、日米合計37件（前回は25件）の申請を集め、6件を採用（他保留1件）した。

（イ）専門家による知的対話・共同研究

a. 安倍フェロウシップ

日米基軸で地球規模の政策課題に取り組む研究者・ジャーナリストの研究を奨励し、長期的に政策指向的研究又は報道に従事し、世界のネットワークに積極的に参画する新世代の研究者・ジャー

ナリスト人材の養成を目指す研究奨学金プログラム「安倍フェローシップ」では1991年の開始から447名を輩出、日米両国での政策形成に影響を持つフェロー達は各界の第一線で活躍している。成果発表も積極的に行われており、令和3年度末時点で関連出版物の総数は4,474件（うち日本語文献1,436件、英語文献3,038件）に達し、そのうち令和3年度中に発表されたフェロー（過去の受給経験者を含む）による刊行論文等は、日本語文献29件、英語文献241件、メディア露出実績は2,089件（和文メディア903件、英文メディア1,186件）にのぼる。

令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2年度に続き新規フェローの採用を見合わせたものの、フェローによる知見の発信や、対話を通じた関係強化・理解促進のためのオンライン事業として「安倍フェローシップ・グローバルフォーラム」を実施。同事業には5名の安倍フェローが登場し、「輝く日本のシルバー世代：21世紀のサステナブルな歳の重ね方とは？」をテーマに活発な討議が行われた。

b. 日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワークプログラム（第5期）

モーリー・アンド・マイク・マンズフィールド財団との協力の下、米国の政策・世論形成に関与することが期待される中堅・若手世代の日本専門家（研究者・実務家）を対象とした3年間の人材育成事業「日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワークプログラム」では、公募により選考された研修生を米国内で複数回開催する会合・研究会に参加させるとともに、訪日プログラムを通じて日本や日米関係を取り巻く課題に対する理解を深めさせ、最終年に政策提言の発表と公開シンポジウムを行っている。令和3年度もコロナ禍の影響を受けた一方で、2022年1月には、これまで事業アドバイザーとして本プログラムの開始に大きな役割を果たした故エズラ・ボーゲル氏（ハーバード大学名誉教授）を記念したオンライン会合を実施、ゲストのカート・キャンベル米国家安全保障会議インド太平洋調整官らと共に、日米両国が地球規模で協働すべき多様なアジェンダをめぐって、56名の参加者が議論を深めた。また同年3月には、ハワイで行われたアジア研究学会（AAS）年次大会の機会を利用し、ハイブリッド形式でのパネルディスカッションを開催。災害対策や都市連携の視点から日米におけるレジリエントな社会の構築に関する議論が展開されたこのイベントには、本事業参加者を中心に約50名が参加した。

c. 日米パートナーシップ・プログラム

国際政治や安全保障論を中心とする学問的、実務的領域において将来的にリーダーシップを発揮することが期待される人材を対象に、通年で各種セミナーやフィールドトリップ、論文作成指導を行う2年間の集中的な人材育成事業「日米パートナーシップ・プログラム」では、プログラム終了時に各フェローが論文を提出するとともに、公開セミナーを開催し、広く一般への知見を普及することとしており、前身の「安全保障研究奨学プログラム」と合わせ、これまでに累計146名が育成されている。

令和2年度から開始している現在の第6期9名は、コロナ禍の影響によりオンライン中心での実施となったものの、定例会合では奨学プログラムのOB・OGである専門家が多数講師として迎えられ、日米両国での政権交代や感染症と安全保障の関係等のホットイシューに加えて、現役の奨学生に関心に沿ったトピックをめぐって活発な議論が展開された。予定していた韓国での研修はオンラインに切り替える形で2021年5月に実施、元駐日韓国大使のイ・スフン氏をはじめとする韓国の専門家らと、東アジアの安全保障環境への日米韓の寄与について議論を交わし、コロナ禍の中であって貴重な海外とのネットワーク構築の機会となった。

（ウ）教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業

a. 日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）プログラム

日米センターのミッションの一つである「日米両国の各界各層における対話と交流の促進」を目的として、日本との交流の機会が比較的少ない米国の南部・中西部地域にボランティアとして草の

根交流コーディネーターを2年間派遣する本プログラムでは、平成14年度の開始以来、これまでに計83名のコーディネーターを派遣、統計を開始した平成15年度（第1期2年目）以降、総アウトリーチ数はのべ約113万人に達している。

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年度に予定していた19期コーディネーター（今回から派遣対象地域に山岳部が加わり、派遣対象者数も8名に拡大）は派遣を1年間延期した末、2021年7月に渡米。令和3年度中に実現したアウトリーチ数（イベントや催し参加者数）は、コロナの影響による派遣中断や対面・大型イベント中止等により、約12,000人と例年に比べ落ち込んだものの、コロナ禍の中にあっても人的往来機会が限られる中、感染状況に十分配慮しつつリアルな人の交流を伴う事業も順次再開させ、米国の派遣先地域に根差した活動を通じて日本理解や日米交流の促進に貢献した。

b. JOI プログラム 20 周年記念事業

プログラムの開始から20年を迎えたタイミングで、日米両国でプログラムの一層の知名度の向上を図るべく、ウェブサイトのリニューアルに加え、次のような記念事業を企画・実施した。

(a) 日本国内ラジオ番組におけるシリーズ企画

ニッポン放送とのタイアップにより、同局の人気番組「オールナイトニッポン」内で「アメリカの南部・中西部・山岳部あるある!!」（3分コーナー）を1ヶ月（計20回）にわたり展開、JOIプログラムの派遣対象地域であるアメリカ南部・中西部・山岳部について日本国内一般、とりわけ若年層の関心を喚起すべく、シリーズ企画を制作・放送した。同コーナーではミシガン州出身のタレント厚切りジェイソン氏がパーソナリティを務め、全国36局ネットで放送された。

リスナーからのメール投稿は151件、ニッポン放送のウェブサイト上に作られた特設サイトのPVは約2,400、ニッポン放送によるツイートのインプレッション数は合計で10万回を超え、ラジオリスナーは合計で約915万人（聴取率に基づく推計）にのぼった。

また上記企画と連動し、「JOIの“もっと!” コラボレートニッポン〜Discover America! アメリカ南部・中西部・山岳部の知られざる魅力!!〜」と題したオンラインイベントを開催し、YouTubeで配信した。ゲストに厚切りジェイソン氏と米国への留学経験のある優木まおみ氏を迎え、アメリカの魅力や海外経験の重要性を伝えたほか、2名のJOI経験者も参加し、具体的なプログラム参加経験を紹介した。YouTubeの視聴回数は900回を超え、アンケートでも「アメリカ南部・中西部・山岳部への関心がわいた:100%」「プログラムに参加してみたい:89.3%」「イベント満足度:100%」との回答を得て、効果的な取組となった。

(b) 米国での記念イベントの開催

「Why JOI matters; 歴史と地域、二つの視点から考える草の根交流」をテーマに、テネシー州チャタヌーガにて、シンポジウムと日本文化紹介からなる20周年記念イベントを開催した。

イベント冒頭でウィリアム・ハガティ氏（上院議員・元駐日米大使）や山崎直子氏（元JAXA/NASAの宇宙飛行士）からの祝賀メッセージをビデオ上映後、「20年の歴史にみるJOI」「南部における日本、草の根交流の意義を考える」と題してシンポジウムを実施、在ナッシュビル総領事とタイソン昌美氏（テネシー経済開発庁ディレクター）らが参加し、充実した議論が交わされた。本イベントには、JOIプログラム創設に関わりの深かった関係者やかつてのコーディネーター受入先、スーパーバイザー、そして現在米国を拠点に活躍しているコーディネーター経験者、派遣中の19期コーディネーター等が参加、20年間の活動を振り返るとともに、米国の地方における草の根交流関係者同士のネットワークの重要性を改めて確認する貴重な機会となった。

(エ) コロナ禍を踏まえた日米交流基盤維持のための支援（ニューヨーク日米センター）

a. 日米交流団体への緊急支援

令和2年度以来、新型コロナウイルスの感染拡大によって、米国各地で日本との草の根レベルの交流や日本文化の発信の担い手として活動する日米協会や日本庭園協会等の非営利団体の多くが経済的な打撃を受け、活動の継続も危ぶまれる中、ニューヨーク日米センターでは、これらの団体に対して「COVID-19 下における日米協会及び日本庭園緊急支援助成プロジェクト」を実施、全米の19 の日米協会・3つの日本庭園を合わせた計22件の助成を行った。結果、コロナ後を見据えた戦略策定が可能になった事例（オレゴン日米協会、ヒューストン日米協会）、活動資金調達のためのイベント開催が可能になった事例（ミネソタ日米協会、ケンタッキー日米協会）や、コロナ禍によって空席になったポストの再雇用が実現（ポートランド日本庭園）した事例等、支援先の安定的活動の下支えに貢献した。

b. 草の根アウトリーチ支援

ニューヨーク日米センターによる「草の根交流アウトリーチ人材育成助成事業」では、日米交流の基盤となる米国内の大学の日本語教育部門や非営利団体による日本理解促進に関する活動を支援すべく、過去のJOIプログラム受入機関等への助成を含む計7件を採用した。そのうち、ニューヨーク市立大学ハンターカレッジでは、本助成により学内における日本への興味・関心を高めるプログラムを担うポストの採用が実現、ニューヨーク市内における初めての日本語専攻コース設置に向けた動きが促進された。また、令和2年度に本助成プログラムで採用したThe Yokosuka Council on Asia-Pacific Studies (YCAPS)では、同団体にとって初めての正規スタッフの雇用が実現、合計36回もの日本関連ウェビナーを実施したほか、本助成がきっかけとなって新たなスポンサー確保にも成功し、助成終了後も日本理解ウェビナーが継続的に実施されている。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

ア. 国際交流基金「自己評価」の【課題と対応】のとおり、国際的な渡航制限については完全に解除されるまでに一定の時間がかかることが予想されることから、今後も引き続きオンライン／対面の両方の利点を活かしたハイブリッド型事業の理想形を追求していくことを期待。日本研究・知的交流事業は、長年、原則として対面で実施されてきたものであるが、国際交流基金の「業務実績」に記載のとおり、若手研究者が運良くポストを得ても大学の中で唯一の日本専門家として孤立しがちな状況にある中、オンラインを使って「日米若手研究者ネットワーキング会議」を実施したことは、オンライン実施による手軽さが功を奏し、若手研究者が相互連携によって日本研究の裾野を広げているオンライン事業の好例となっている。このようなオンラインの活用は極めて有益と考える。

イ. 日米センター設立30周年を目前に控え、令和2年度は、新たな事業方針作成の議論が行われた年となった。過去30年間の活動を総括した上で、現在の大きく二分される事業（知的交流事業と地域・草の根交流事業）を新たな事業方針に有機的に結びつけることを期待。とりわけ、日米、ひいては世界が直面する課題の解決に意欲的に取り組む人材を育て、支援する事業の実施は今日においても変わらず重要。それに必要な革新をセンター自らが行うことは理にかなっており、扱う分野も革新していくことは必然と言える。数ある課題の中で、今後、焦点を当てることとした分野について、日米センターとして積み重ねてきた実績の強みがどう活かせるのか、また新しい分野における活動で何をを目指すのかについて、事業の目的とともにより明確化していくことが、これからの計画で重要。なお、平成30年度から令和2年度にかけて実施された「グラスルーツからの日米関係強化事業(GEN-J:Grassroots Exchange Network-Japan)」については令和2年度をもって終了したが、米国の中西部及び南部地域からの日本交流ファシリテーター派遣事業のアウトリーチの把握

および適時のGEN-J事業のフォローアップを期待。

ウ．引き続き、日米センターが事業を通して得る知見やネットワークがセンター内に十分に蓄積され、フォローアップができるよう事業内容や体制を一層強化することも重要。事業において、共催者や助成先との間で必要とされる信頼関係の構築に努めるとともに、事業実施に伴う説明責任を適切に果たしていくことを期待。

エ．オンラインを通じた交流の拡大は、新型コロナウイルス感染症による渡航制限が解除されたとしても一定の需要が見込まれるところ、事業実施の効果的なあり方を、個別の事業について検討することを期待。加えて、オンラインの活用と相互補完する形で、渡航制限解除後の人的交流再開を見据えた前広な準備も必要。

オ．在外事業については、現地の状況や変わりゆくニーズ等を踏まえて、海外事務所によるきめ細やかで臨機応変な事業の実施を可能にするものであるが、その分、事業の意義や効果について現地事務所の判断と裁量によるところが大きくなることから、本部に確実に情報共有を行い、本部が全体を把握することが重要。

<前年度評価結果反映状況>

ア．令和3年度も引き続き、オンラインと対面の両方の利点を活かしたハイブリッド型事業のより良い在り方を追求した。若手研究者が相互連携により日本研究の裾野を広げていけるよう、オンラインを使ったネットワーキング会議を継続実施し、オンラインの活用を図った。

イ．上記3-2のイ（ア）記載のとおり、令和3年度は新事業方針の策定を完了し、同方針に基づくパイロット・プロジェクトを立ち上げるとともに、一部プログラムを再編した。GEN-J プログラムに関しては令和3年度に報告書を公開、作成プロセスにおいて受入機関から情報収集する中で、ファシリテーターの実績と同プログラムに対する高い評価を確認することができた。ファシリテーターの受入機関とは日米交流の拠点として引き続き関係を維持していく。

ウ．事業の実施に当たっては、内外の関係者とのコミュニケーションを通じた知見の共有と信頼関係構築に努めたほか、助成案件においてもプロジェクトへの視察・参加等を通じて実施状況等の確認と合わせて、助成先関係者とのネットワーク形成に取り組んだ。

エ．新型コロナウイルス感染症による渡航制限の解除は、国・地域そして時期により様々であったことから、可能な場合には集客等を含む人的交流事業も実施しつつ、相互補完的にオンラインも活用する等、個々の事業について効果的な在り方を検討した上で実施した。

オ．在外事業につき、本部が全体を把握しうるよう、引き続き着実な情報共有を図った。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠：

【量的成果の根拠】

ア．5つの定量指標のうち、【指標3-3】については目標値を大幅に超え、また、【指標3-1】

【指標 3－2】【指標 3－5】の 3 つについて目標値の 120%以上を達成した（【指標 3－4】の達成度は 114%）。

イ. 関連指標のうち、フェロー及び助成対象機関アンケートについて、得られたすべての回答において「有意義」との評価を得た。

【質的成果の根拠】

対面事業に関しては、渡航制限の解除が国・地域そして時期により様々であったこと等から、とりわけ国境を超える人的交流につき、準備作業を粘り強く積み重ねることによって、途切れることなく事業を実施することができた。オンライン事業に関しては、コロナ禍における試みとして実施した令和 2 年度の経験を踏まえ、その利点を活かした形での取組を継続しつつ、オンラインと対面の両方の利点を活かしたハイブリッド型事業のより良い在り方を追求した。また、フォローアップ事業に加え、事業方針の見直しと新方針に基づくパイロット・プロジェクトの企画・実施と新規助成プログラムの開始等、更なる事業展開を図った。

ア. 水際措置制限下における研究者の招へい

ほぼ一年を通して厳格な水際措置が継続していた令和 3 年度において、粘り強く関係省庁との協議を重ねた結果、最終的には年度末までに令和 2 年度及び 3 年度採用フェローの約 6 割に相当する 150 名のフェローにつき入国を実現し、海外の日本研究者に対して、なおコロナ禍の影響が続く中、きわめて得難い機会を提供することができた。

イ. コーディネーターの派遣再開

日本との交流の機会が比較的少ない米国の南部・中西部地域にボランティアとして草の根交流コーディネーターを 2 年間派遣する JOI プログラムについては、令和 2 年度採用者の派遣を 1 年間延期した後、対象地域に山岳部を加え、人数を 8 名に拡大した形で、2021 年 7 月に派遣を再開することができた。加えて令和 3 年度は、JOI プログラム 20 周年記念事業として、日本国内のラジオ番組における企画の制作・放送、オンラインイベントの開催と配信を行ったほか、米国内でのシンポジウムや日本文化紹介イベントを実施する等、派遣再開に合わせて複合的な事業展開を図ることができた。

ウ. ハイブリッド型事業の実施

基金設立 50 周年記念事業の一環として 2022 年 3 月にハワイで実施した国際日本研究シンポジウムは、会場におけるパネルセッションの様態をオンライン配信することにより、オンサイト・オフサイト合わせて約 1,500 名もの視聴者を得ることができ、ハイブリッド型事業としての一つの理想的な形を具現化することができた。また、朝日地球会議における特別セッションにてマイケル・サnder教授の登壇がオンラインにより実現できたが、従来の対面方式であればスケジュールや旅費等の制約から実現困難であったと思われる事業をハイブリッド形式で実施できたことは、今後の事業企画における可能性を広げるものとなった。

エ. 新規事業の開始

日米センターが取り組む新たな 3 つのテーマ領域を設定し、当該テーマ領域における世界的な共通課題の解決に向けた活動と、それに携わる人材の育成を目指し、パイロット・プロジェクトとして新たに 5 件の新規事業を実現させるとともに、「日米グローバル・パートナーシップ強化助成」プログラムを開始した。

以上のとおり、コロナ禍によって大きな影響・制約を受けながらも、所期の目標を大幅に上回る成果が得られたと認められることから、「A」評価と自己評価する。

【課題と対応】

ア．各国におけるコロナ禍の状況を慎重に見極めつつ、引き続きオンライン形式の利点を取り入れた事業を展開していくとともに、対面・オンサイトでないといけない「体験」や「つながり」を重視した、より深い日本理解を促進する事業を推し進めていく。

イ．日本研究・知的交流を将来にわたり維持・発展させていくことを視野に入れ、次世代人材への教育・育成面での効果をも期待しうるような事業運営・事業展開に努める。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

量的成果に関して、5つの定量指標の内、指標【3-4】では120%を下回っている（114%）が、4つの指標（【指標3-1】【指標3-2】指標【3-3】【指標3-5】）で120%以上を達成しており評価できる。

質的成果に関して、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に対する水際措置の中、短期間にも関わらず、万全で用意周到な感染症対策を行い、全体の6割に留まったものの、過去2年間に採用された日本研究フェロー入国を実現するなど、日本研究者の本邦での研究を途切れさせないため最大限の努力を行ったことを評価。水際措置が続く中で海外の著名な日本研究機関や研究者から寄せられた訪日研究に関する要望や不安にも応えた形になり、国際交流基金の日本研究への取り組みに対する信頼醸成に資する招聘になったと評価。

海外渡航が難しい状況の中でも、着実に日本研究機関支援事業を継続したことについても評価。英国のロンドン大学キングス・カレッジで実施中の基金プログラムの責任者であるパタラーノ氏が、プログラムを中心とした業績が評価されて教授職に昇任したことは、同大学で日本研究を根付かせ、学内における日本研究のプレゼンスを高めるものとして評価。また米国のケース・ウェ스턴・リザーブ大学で、基金の支援によりテニユア・トラックで新規採用されたカーター教授が、新型コロナウイルス感染症の制約がある中で自身の研究テーマに取り組み、同じテーマに携わる他大学や研究者間の連携を推進したことは、個人の日本研究のみならず、日本研究のネットワークを推進・強化したものであり、同大学で日本研究プログラムの専攻者数が35%も増加したことも顕著な成果として評価。

また、感染症対策で様々な制約がある中、オンラインとリアルを組み合わせたハイブリッド形式で事業を実施し、結果的に多くの参加者・視聴者を得ることができたことも評価。特に、国際日本研究シンポジウムや民間団体主催の知名度の高い会議に国際交流基金の特別セッションを設けてハイブリッド方式で実施することで、より多くの参加者・視聴者の関心を集めたこと、また、対面形式ではスケジュール調整等との関係で参加が難しい著名な研究者にオンラインで参加してもらえたことについても、ポストコロナの事業のあり方としても参考になる試みになったと考えられる。

日米センター設立 30 周年を契機に、過去 30 年間でより複雑化した国際情勢の変化に対応するべく、現在の日米両国が共同で取り組むに相応しく、両国関係の緊密化に繋がる事業の方針を打ち出し、パイロット・プロジェクトに着手したことは一定の評価に値する。他方で、新方針に基づく事業が軌道にのるには一定の時間がかかり、試行錯誤の部分が多く見込まれるところ、当省の外交的観点を踏まえつつ、日米両国の共同による世界への貢献事業として一層相応しい事業の実績を積み上げていくことを期待。

安倍フェローの令和 3 年度中の訪日は実現しなかったが、フェローが発信数を伸ばしたことは前向きに受け止められる。この傾向が続くよう JF として関係者間のネットワークを強化し、各界で活躍するフェローの活躍を引き続きフォローすることを期待。また新しい枠組を検討し、広く日米及びグローバルな課題の解決に資する人材育成事業の再出発に向け、着実に進めていくことを期待する。

JOI については、派遣人員の安全を確保しつつ、新型コロナウイルス感染症拡大の困難を乗り越え派遣再開に結びつけたことは一定の評価。20 年の蓄積を踏まえ、米国内及び日本国内での知名度の向上についても成果をフォローアップすることを期待。

以上より、量的評価において 120%未達成の指標があること、質的評価において、日米センター設立 30 周年を契機にはじまったパイロットプロジェクトの具体的成果は令和 3 年度以降に発現すること、JOI については今後の知名度の向上が期待されること等を踏まえ、全体として目標を上回る成果が得られているとまでは言えないものの、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評定とする。

【課題】

日本国内の大学との連携に関連し、これまで同様、日本研究フェローの受入先の担当教官と良好な関係を築いていることが重要であることは勿論のこと、時には、海外の若手日本研究者を日本国内の大学に繋ぐ橋渡し役となれるように、大学とも良好な関係を築くことが重要。また新規受入先については、大学や受入教官から、日本研究フェローの活動の様子を適時聴取するなど、フェロー事業の改善点や意見等を聴取することは、日本研究フェローシップ事業を更に有益する観点から重要であると考ええる。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア リアルな事業も一部再開できた。オンライン事業で新たな試みが模索されたことは今後の知的交流の可能性を広げる上でも有意義。「A」評価に値すると思われる。

イ この事業は、文化芸術交流、日本語教育と比較して成果指標の設定が容易ではないと考えられる。令和 3 年度に限らず、200%、300%を超えた成果もあることから、指標や計画値の妥当性について再検討の余地があるかもしれないが、事業の特性を考えると、むしろ、定量評価より、定性評価を重視すべきではないかと考えられる。

ウ 自己評定「A」について、令和 3 年度の「当初予定」に対し、実績の進捗がどうだったのかという点を意識した記載を明確にしていいただきたい。独法の年度評価は「進捗度評価」の性格が強いことを意識すべきである。【課題と対応】について、課題を認識した場合、その要因分析や着実な実施を阻害するリスクなどを明確に検討すべきではないか。

エ コロナ禍による制約を抱えながら、招へい・派遣事業を実現させ、多くのシンポジウムや企画事業を展開して海外の日本研究・知的交流の推進及び支援を行った点を評価。具体的には、①多くの定量的指標項目における高い実績値、②厳しい状況における日本研究フェローや日米草の根交流コーディネーター派遣の再開、③ハイブリッド型事業をはじめとした新規事業の開始や積極的な取組の展開などが挙げられる。これらの実績から、自己評価書の評定「A」は妥当。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
<予算額と決算額の主な差異について>
一部事業の中止・縮小等による支出減等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	「アジア文化交流強化事業」の実施
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 ASEAN 諸国を始めとするアジアは、我が国にとって政治、経済及び地政学的に重要なパートナーであり、人々の相互理解の基礎をつくりあげるに当たっては、芸術・学術の様々な分野において、双方向交流とネットワークの強化・人材育成を行いながら、各国の伝統文化保存・継承に協力していくこと、文化交流の最も重要なツールであると同時に文化交流そのものである日本語学習者に対する支援を行うことが不可欠である。このため、平成25年12月の日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍総理から日本語教育支援及び双方向の芸術文化交流を柱とする「文化のWA（和・環・輪）」が我が国のイニシアチブとして発表され、基金はその中核事業を実施しているため。 【難易度：高】 日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、ASEAN 各国及び国内で相互交流の裾野拡大から協働の取組まで多岐にわたる事業を継続的に展開するためには、日本国内外の数多くの関係機関及び関係者との調整・協力が不可欠である。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【指標4－1】 “日本語パートナーズ”派遣数	計画値	2,359人以上		600人程度	600人程度	680人程度	518人程度	－※3
	実績値			591人	635人	515人	－※1	－※3
	達成度			100%	106%	76%	－※1	－※3
【指標4－2】 人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実	計画値	570件以上		200件	200件	124件	29件	－
	実績値			226件	217件	143件	53件	－

施件数	達成度			113%	109%	115%	183%	-
【指標４－３】 協働事業及びその 成果発信事業の 実施件数	計画値	597 件 以上		200 件	200 件	147 件	44 件	-
	実績値			240 件	240 件	205 件	121 件	-
	達成度			120%	120%	139%	275%	-
パートナーズ／ パートナーズ派 遣先機関アン ケート「有意 義」項目 ※２	実績値			99% ／ 99%	99% ／ 99%	99% ／ 99%	99% ／ 99%	-
パートナーズ派 遣先機関アン ケートにおいて 日本語学習意欲 向上を測る項目 ※２	実績値			98%	97%	97%	94%	-
パートナーズ派 遣先機関アン ケートにおいて 対日関心喚起、日 本理解促進を測 る項目※２	実績値			98%	98%	98%	94%	-
パートナーズ派 遣裨益者数（パー ートナーズから日 本語の指導を受 けた学習者数及 びパートナーズ による日本文化 紹介等に参加し た人数）	実績値		（平成 26～27 年度の 実績平 均 値 103,45 4 人）	419,462 人	369,240 人	360,045 人	52,682 人	-
主催事業来場者・ 参加者アンケート 「有意義」回 答割合※２	実績値			97%	96%	97%	94%	-
海外実施主催事 業来場者・参加者 アンケート「対 日関心／理解促 進」回答割合※２	実績値			89%	89%	90%	79%	-

文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）	実績値		（平成26～27年度の実績平均値 515,271人）	1,410,815人	1,089,982人	713,411人	129,544人	-
-------------------------------	-----	--	-------------------------------	------------	------------	----------	----------	---

<目標水準の考え方>

- “日本語パートナーズ”派遣数は、平成26年度から同32年度までに3,000人の派遣を目標としており、前期中期目標期間中の派遣見込数641人を差し引いた2,359人以上を第4期の目標人数とする。
- 人的交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数は、平成26年度から同32年度までに1,000件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数430件を差し引いた570件以上を第4期の目標件数とする。
- 協働事業及びその成果発信事業の実施件数は、平成26年度から同32年度までに1,000件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数403件を差し引いた597件以上を第4期の目標件数とする。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

- 派遣先の治安状況等によっては、人材確保が困難又は派遣を見合わせざるを得なくなる可能性がある。また、現地の教育制度や査証又は滞在許可取得手続きが変更となった場合には、派遣が中断する場合がある。

- ※1 新型コロナウイルス感染症の影響により実施実績なし
- ※2 5段階評価のアンケートで上位2つの評価を得た割合
- ※3 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に鑑み、令和3年度は「アジア文化交流強化事業」を実施しない旨の計画変更を行ったことから、「-」を記載（【指標4-2】以降も同様の理由で「-」を記載）

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（千円）	3,983,602	3,664,749	3,895,745	1,990,790	-
決算額（千円）	3,622,308	3,352,100	3,259,079	623,784	-
経常費用（千円）	3,623,743	3,353,509	3,258,438	627,308	-
経常利益（千円）	0	0	0	0	-
行政コスト（千円）※	3,623,743	3,350,578	3,258,543	627,298	▲60
従事人員数	23	23	25	25	-

※平成 29 年度と平成 30 年度は行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 エ 「アジア文化交流強化事業」の実施 アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成 32 年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。 （ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施 現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図る。 （イ）双方向の芸術・文化交流事業の実施 我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業を実施する。
【中期計画】 エ 「アジア文化交流強化事業」の実施 アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成 32 年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。事業の実施に当たっては、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、日本国内外の関係機関及び関係者と調整・協力を行って、継続的な事業実施に努める。 （ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施 アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援する。 （イ）双方向の芸術・文化交流事業の実施 我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施する。 ・各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業 アジア域内の交流の裾野を広げ、人々の相互理解を促進することを目的として、市民同士が交流しアジアの文化紹介・情報を提供する場（ふれあいの場）をアジア各地に設置・運営するとともに、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を実施及び支援する。 ・文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業 アジア域内において文化芸術・スポーツ・知的交流の幅広い分野の専門家の人材育成、専門家間の国の枠を超えた共同・協働事業の促進を目的とするアジア・フェローシップを実施する。ま

た、アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた専門家間の交流促進とネットワーク構築を目的とするアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを実施する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアの中で新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくことを目的として、アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携して幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を実施及び支援する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 日本国内外の関係機関及び関係者との連携を通じ、多様な分野での双方向交流を効果的・効率的に実施する。
- b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ（対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向）や、文化交流基盤（文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの）を的確に把握し、事業を効果的に実施する。
- c. 基金の他分野事業との連携に配慮する。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。

【年度計画】

エ 「アジア文化交流強化事業」の実施

アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」については、令和2年度まで実施することとしていたが、全世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、所定期間内の事業完了が困難となったことを受け、外務大臣から令和3年3月16日付及び同年7月13日付で2回の通知がなされ、最終的に事業実施期間が令和5年度末まで延長されることとなった。

これを踏まえ、また、現下のコロナ禍の状況に鑑み、令和3年度は“日本語パートナーズ”派遣事業は実施せず、令和4年度の派遣に向けた必要な準備を進める。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に鑑み、令和3年度は「アジア文化交流強化事業」を実施しない旨の計画変更を行った。

【主な評価指標】

（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施関連の指標

【指標4-1】“日本語パートナーズ”派遣数 2,359人以上

（関連指標）

- ・パートナーズ／パートナーズ派遣先機関アンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣裨益者数（パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数）（平成26～27年度の実績平均値103,454人）

（イ）文化事業の実施関連の指標

【指標 4－2】人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数 570 件以上

【指標 4－3】協働事業及びその成果発信事業の実施件数 597 件以上

(関連指標)

- ・主催事業来場者・参加者アンケート 「有意義」回答割合
- ・海外実施主催事業来場者・参加者アンケート 「対日関心／理解促進」回答割合
- ・文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）（平成 26～27 年度の実績平均値 515,271 人）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人国際交流基金法第12条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和4年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

2. 主要な経年データ								
④ 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
【指標5－1】 本部 SNS 利用者数	計画値	年間 134,548 件以上	平成27年度実績 134,548 件	134,548 件	134,548 件	134,548 件	134,548 件	134,548 件
	実績値			162,866 件	169,943 件	178,580 件	215,396 件	232,793 件
	達成度			121%	126%	133%	160%	173%
【指標5－2】 ウェブサイトアクセス数	計画値	年間 5,467,101 件以上	平成24～27年度の実績平均値 5,467,101 件	5,467,101 件	5,467,101 件	5,467,101 件	5,467,101 件	5,467,101 件
	実績値			7,093,039 件	7,991,159 件	8,893,315 件	6,271,334 件	8,230,180 件
	達成度			130%	146%	163%	115%	151%
本部図書館利用者数	実績値		平成24～27年度の実績平均値 21,251 人	27,292 人	25,739 人	22,203 人 ※1	3,207 人 ※2	3,776 人
本部図書館レファレンス対応件数	実績値		平成24～27年度の実績平均値 738 件	1,212 件	1,278 件	989 件 ※1	1,025 件	1,139 件

＜目標水準の考え方＞

○SNS 利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから、平成 27 年度実績値以上を目標として設定した。

○ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。

※1 移転準備のため、第4四半期は休館

※2 本部移転後の蔵書整理と新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、8月23日まで休館。再開後は、来館者数を制限

⑤ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	537,312	554,601	661,671	578,507	604,082
決算額（千円）	526,958	562,878	602,809	458,234	497,088
経常費用（千円）	567,134	524,844	551,799	489,051	519,889
経常利益（千円）	11,722	15,673	26,436	▲6,988	▲27,834
行政コスト（千円）※	566,219	603,106	551,799	506,192	519,889
従事人員数	3	3	4	5	6

※平成 29 年度と平成 30 年度は行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外の国際文化交流関係者に対して、顕彰や情報提供等の支援を行うことにより、国際文化交流への更なる理解を促す。また、国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。更に、我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。

【中期計画】

ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。

- ・国際文化交流に関する情報提供事業の実施

国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、国際文化交流活動の理解者を得るとともに、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。

基金本部に設置されている図書館については、効果的かつ効率的な運営に留意し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組む。基金の SNS 及びウェブサイトについては年間アクセス件数の目標達成に向けて内容を充実させる。 ・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施 日本国内外において国際文化交流への理解を促すため、日本国内外の国際交流関係者に対して、顕彰を行う。 ・国際文化交流に関する調査・研究の実施 我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。
【年度計画】 ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援 日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。 ・国際文化交流に関する情報提供等の実施 基幹広報媒体としてウェブサイト運営する。ウェブサイト年間アクセス件数が前期中期目標期間の平均値（5,467,101 件）を超えることを目標とする。また、国際文化交流に関する情報発信と事業の事後広報を行なう媒体としてウェブマガジン『をちこち Magazine』を発行する。 日本の若い世代を中心としたネットユーザーをターゲットとして、Twitter や Facebook などのソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を通じて国際文化交流への理解促進を図る。本部 SNS 利用者数は平成 27 年度実績である 134,548 件以上の達成を目標とする。 基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金事業に対する一般への理解を促進するため、年報及び事業実績を作成する。 基金本部に設置されている図書館を運営し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組み、効果的かつ効率的に情報提供を行う。 ・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施 国際文化交流及び基金への理解と関心を喚起するため、国際文化交流に貢献のあった国内外の個人、団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報する。また、国内の地域に根ざした優れた国際文化交流を行っている団体を顕彰するとともに、過去の受賞団体へのフォローアップを行う。 ・国際文化交流に関する調査・研究の実施 我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。
【主な評価指標】 【指標 5－1】 本部 SNS 利用者数年間 134,548 件以上（平成 27 年度実績 134,548 件） 【指標 5－2】 ウェブサイトアクセス数年間 5,467,101 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 5,467,101 件） （関連指標） ・本部図書館利用者数（平成 24～27 年度の実績平均値 21,251 人） ・本部図書館レファレンス対応件数（平成 24～27 年度の実績平均値 738 人） ＜目標水準の考え方＞ ○SNS 利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから、平成 27 年度実績値以上を目標として設定した。 ○ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。

3-2. 業務実績

(1) 国際文化交流に関する情報提供等の実施

ア. ウェブサイトの運営

新型コロナウイルスの感染拡大による事業の中止や延期の影響を受けて、令和2年度に減少したウェブサイトのアクセス数は、令和3年度は8,230,180件と前年度より約200万件増加し、サイト訪問者数はすべての月において前年度を上回った。特に国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)のページの多言語化対応に呼応する形で、12月からアクセス数が急増し、2022年2月の訪問者数は令和2年度の2倍以上(106,000人→236,000人)に伸びている。

また、令和2年度後半から本格化した本部・海外事務所のオンライン事業の取組を横断的に紹介するために同2年度に開設したポータルページ「JF digital collection」については、コンテンツを言語や分野で検索できるようにするとともに、掲載コンテンツ数を前年度の29件から86件へと約3倍に増やす等、機能面・内容面ともに充実を図った。

ウェブマガジン「をちこち」では、国際交流基金事業に関連した特集や有識者による国際文化交流に関わる寄稿等の記事を日本語及び英語で配信した。オンラインインタビューの採用等、取材方法を工夫し、日英で29件(日:15件、英:14件)の記事を公開した。上半期の特集「物語を伝える—災厄を越えて—」では東日本大震災から10年、コロナ禍での2年目を迎えたタイミングで災厄の体験・記憶を伝えることを取り上げたほか、第4四半期には特集「内なる多様性」において日本社会、あるいは自分自身の中にある豊かな多様性に光を当てる等、できる限りその時々々の社会の動きに関わる内容となるよう、テーマ設定にも意を用いた。また、公開記事のうちインタビュー記事2件については、『美術手帖』や『クーリエ・ジャポン』にタイアップ記事を掲載する等、積極的に関心層への訴求拡大のための工夫を行った。

イ. SNS の運営

上述のとおり、令和2年度に始まったオンライン事業への取組が本格化したことにより、令和3年度を通じて国際交流基金の公式YouTubeに公開した動画の件数は207件と大幅に増加(令和2年度:99件)し、チャンネル登録者数は令和2年度の8,962人から34,514人へと前年度から25,000人以上の増となった(対2年度比385%)。

組織広報ツールとして活用している2種類のSNS(Facebook及びTwitter)においても、これらのオンライン事業を中心としたJF事業に関する最新情報や、季節ごとの日本の年中行事等、利用者の関心動向に合わせた記事をタイムリーに発信した。新たに公開したオンライン事業の写真や予告編動画を使用したり、シェアされやすい投稿内容を考える等の工夫を心がけた結果、令和3年度末時点のSNS利用者数は232,793人と、前年度より17,397人の増加となった。

特に反響が大きかった例としては、YouTubeで公開した「STAGE BEYOND BORDERS」のシリーズを紹介したTwitter投稿のインプレッション数(表示回数)が、和英合わせて90万回を超えたほか、JFがNHKエデュケーショナルと共同制作し、2022年2月に放送が開始されたテレビ番組「ひきだすにほんご」に関する投稿(25万超のインプレッション)や、中国ふれあいの場のオンライン日本文化セミナーに関する投稿(13万超のインプレッション)、「More than Worth Sharing〜翻訳家座談会シリーズ」に関する投稿(10万超のインプレッション)に大きな反応が寄せられた。

このようにコロナ禍において取組が進んだオンライン事業を中心に、ウェブサイト、SNS、ウェブマガジンを有機的に連携させた広報活動を展開した。

ウ. 年報・事業実績の作成

基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金事業に対する一般からの理解促進に資するべく、年報(日本語版・英語版)及び事業実績(日本語版のみ)を作成・公開した。

エ. 本部図書館の運営

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、図書館の運営は開館日数を制限して予約制とする一方、できるだけ多くの利用者のニーズに応えるべく、2021年11月から開館日を週2回から3回に増やしたほか、所蔵する貴重書のオンライン公開、郵送による貸し出しサービスの実施、閉館中の日本語国際センター図書館所蔵の資料の取り寄せ、レファレンス対応の強化等、来館制限を補うサービスを提供し、利用者の利便性の維持・向上に取り組んだ。2022年2月14日から3月6日までの3週間、利用者に対してオンラインにてアンケートを実施したところ（回答者42名）、図書館サービス全体に対する満足度は90.5%となり、スタッフの対応・専門性、コレクションの内容、資料の利用しやすさが高く評価された。

（2）国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

国際交流基金賞及び国際交流基金地球市民賞の2つの顕彰事業を実施した。

ア. 国際交流基金賞

令和3年度は、中止となった令和2年度分と合わせて候補者の選考を行い、映画監督の是枝裕和氏（日本）、笙奏者の宮田まゆみ氏（日本）、ベルリン自由大学教授のイルメラ・日地谷=キルシュネライト氏（ドイツ）、ハノイの三つの大学（ハノイ国家大学外国語大学日本言語文化学部、ハノイ貿易大学日本語学部、ハノイ大学日本語学部）（ベトナム）の計4件の授賞を行った。

新型コロナウイルスによる入国制限のため、海外の受賞者が来日できない中、日本の授賞式会場と現地とをオンラインでつなぐハイブリッドの形式による授賞式を実現し、式後にはオンラインを通じて日本の受賞者や招待者とも懇談の機会を設ける等、受賞者と来場した招待者・関係者との間での交流機会の創出に努めた。

また、国内の受賞者については、授賞記念イベントを開催した。是枝裕和氏は京都大学名誉教授の永田和宏氏との対談を、宮田まゆみ氏は笙のリサイタルを、それぞれ都内会場において開催し、各受賞者の国際相互理解増進や国際友好親善促進への貢献を広く周知する機会とした。

いずれのイベントも、アンケートの結果は、「とてもよかった」あるいは「よかった」という回答が100%となり、参加者全員から好意的な評価を得た。「永田氏ならではの問いかけと、それに真摯に向き合って考え込むは枝監督の様子もとても好ましく興味深く拝聴しました」、「用意された内容ではなく、お二人の本当に考えている事と伝わってきてとても良かった」（是枝裕和氏×永田和宏氏対談）、「ご本人が曲の説明をしてくださり、温かな雰囲気のを楽しませていただきました」、「笙の響き、また演奏者の宮田さんもとても魅力的でした」（宮田まゆみ氏リサイタル）等の好意的なコメントも多数寄せられた。国際交流基金賞に関しては計66件の報道があった。

イ. 国際交流基金地球市民賞

全国各地で国際文化交流活動を通じて日本と海外の市民同士の結びつきや連携を深め、互いの知恵やアイデア、情報を交換し、ともに考える団体を顕彰している本事業では令和3年度、以下の3団体に授賞した。

（ア）一般社団法人 エル・システムジャパン （東京都千代田区）

ベネズエラで始まった音楽教育プログラムを、東日本大震災後の被災地で実施、子どもたちが音楽を通して生きる力をはぐくむ活動を展開。

（イ）学校法人 ムンド・デ・アレグリア学校 （静岡県浜松市）

南米からの日系二世・三世の子どもたちに対し、日本語と母語の両言語でのまなびの場を提供し、学習を続けられる環境づくりに尽力。

(ウ) 特定非営利活動法人 名古屋難民支援室（愛知県名古屋市）

難民及び難民申請者を対象に、法的な面での支援だけでなく、生活面においても丁寧な相談と支援を行い、難民の基本的人権の保障や地域における共生社会の形成に貢献。

2022 年 1 月に東京都等にまん延防止等重点措置の適用が決定されたことを受け、同年 3 月 1 日の授賞式は、令和 2 年度に引き続きオンラインでの開催となった。受賞 3 団体、主催者、賞の選考委員をオンラインで結び、受賞団体の関係者も授賞式の模様を視聴できるようにした。コロナ禍以前のように、招待客と受賞団体の間の直接の交流はできないものの、オンラインで結ぶことにより、これまで授賞式会場に来ることが難しかった受賞者の地元の関係者も授賞式を視聴することが可能になり、また、選考委員と受賞団体との間の対話や、受賞団体同士の意見交換も行うことができる等、オンラインの長所を最大限に活かした式が実現した。地球市民賞に関しては、13 件の報道があった。

また、2021 年 7 月 14 日、15 日、27 日の 3 日間にわたり、「コロナ禍の地球市民 ～あれから 1 年」を開催。「多文化共生推進」「国際交流・市民連携」「アートによる地域づくり」というテーマで 3 つのセッションをオンラインで実施した。コロナ禍が始まって 1 年の間に行った取組の工夫や、その中で見えてきたコロナ後を見据えた可能性等、前年度の事業を踏まえたうえで、将来的な課題や展望について、受賞団体と参加者の間で活発な意見交換が行われた。当日の模様を録画した動画は、地球市民賞のウェブサイト上でも公開した。

(3) 国際文化交流に関する調査・研究の実施

令和 3 年度は、第 5 期中期目標期間も視野に、米 국무省やブリティッシュ・カウンシルを始めとする海外文化交流機関に関する調査や情報収集を行い、国際文化交流に関する政策立案や事業実施状況を把握するとともに、事業評価及び事業企画の在り方の検討を行った。

また、国際交流基金海外事務所、在外公館、その他関連機関の協力を得て、全世界の日本語教育機関数、学習者数、日本語教育上の問題点等の情報を収集する「2021 年度日本語教育機関調査」を実施した（この調査は 3 年に 1 度実施してきており、今回の結果は 2022 年度に公開予定）。さらに、日本語専門家の調査や在外公館の協力を得て海外日本語教育に関する国・地域別の情報を収集・公開した。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

ア. 新型コロナウイルスの影響とそれに対応した事業の実績を踏まえ、今後の事業の在り方について検討するとともに令和 2 年度で培われたオンラインによる事業の企画・実施のノウハウ等を最大限活用し、オンライン事業、ウェブサイト、SNS、オンラインマガジンでの連携した発信により、国際交流基金の知名度と理解の向上、国際文化交流へのさらなる参画への促進につながることを期待される。

イ. 各顕彰事業の実施の実施に当たっては、オンラインならではの長所を取り入れながら、引き続き授賞式やフォローアップ・イベント等を実施するとともに、積極的な広報等の発信を行うことにより、本賞の知名度、理解の向上、国際文化交流へのさらなる参画への促進につながることを期待される。

<前年度評価結果反映状況>

ア. 令和2年度の後半から取組が本格化したオンライン事業の映像や素材を積極的に SNS で発信し、ウェブサイトへ誘導する等、オンライン事業、ウェブサイト、SNS、オンラインマガジンを連携させた発信に努めた結果、いわゆる「リアル」な事業の実施が困難な中でも、SNS 利用者数、ウェブサイトアクセス数のいずれにおいても、前年度より大きく増加した。特に YouTube の登録者数は、前年度の 8,962 人から 25,000 人以上多い 34,514 人へと急増した(対前年度比 385%)。オンライン事業のポータルサイトにおいても、本部、海外事務所を横断したコンテンツを掲載し、言語・分野別のクロス検索を可能にする等、オンラインの特性を生かした情報発信を進めた。

イ. 国際交流基金賞については、令和2年度に続き令和3年度も新型コロナウイルス感染症対策のため、海外からの入国ができない状況となる中で、オンラインとリアルの双方を取り入れた「ハイブリッド」形式による授賞式を初めて開催した。アジア、欧州と時差のある中で、リハーサルを繰り返して授賞式を成功裏に実施し、来場者と受賞者との間の画面越しの交流も実現する等、オンラインの長所を取り入れた授賞式となった。都内で開催した受賞者による記念イベントについても、参加者全員から好意的な評価を得た。

地球市民賞についても、令和2年度に引き続き、フォローアップ・イベントと授賞式をオンラインで開催し、これまで参加の難しかった遠方からの参加を得る等、対面での交流が困難な中、オンラインを通じた情報交換やネットワーク構築の機会の創出に努めた。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠:

【量的成果の根拠】

【指標5-1】と【指標5-2】のいずれも目標値を大きく上回り、それぞれ目標値の 173%、151% を達成した。

【質的成果の根拠】

ア. 令和2年度から新型コロナウイルスの拡大に伴う事業の中止・延期が継続する中で、JF digital Collection の機能やコンテンツの充実、JFT-Basic のページの多言語化等を進めることにより、ウェブサイトのアクセス数は前年度から3割増の約 820 万件となった。

イ. SNS においても、オンラインコンテンツの積極的な広報に努め、YouTube の登録者数は前年度の 8,962 人から今年度は 34,514 人に(対令和2年度比 385%)、SNS (Facebook 及び Twitter) の利用者数も 215,396 人から 232,793 人に(対令和2年度比 108%) 増加した。

ウ. 顕彰事業においては、国際交流基金賞の授賞式を、初めてハイブリッド方式で実施した。事前に時差や通信環境の違い等への対応を慎重に検討し、日本、ドイツ、ベトナムを結んでの授賞式を成功裏に実現した。国際交流基金地球市民賞については、令和2年度に引き続きフォローアップ事業と授賞式をいずれもオンラインで実施し、遠方からの参加者にも交流やネットワーキングの機会を提供する等、オンラインの特性を活かして顕彰事業に関する情報発信を行った。

エ. 国際文化交流に関する調査・研究の実施についても、海外主要国の国際文化交流機関や日本語

教育の現状について、情報を適切に収集・公開した。

以上のとおり、所期の目標を大幅に上回る成果が得られたと認められることから、「A」評価と自己評価する。

【課題と対応】

リアルの事業の実施が困難となる中で、オンライン事業を通じた情報発信に注力して一定の成果をあげているが、今後、コロナ禍の収束後のリアルな事業の再開も見据えて、オンラインとリアルの両方のバランスを取りながら、効果的な情報発信に引き続き取り組む。

顕彰事業については、国際交流基金賞、地球市民賞ともに、現在の賞の趣旨・目的や選考方法等を含め、顕彰事業全体の運営の見直しと、特に国内における広報、認知度向上に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 A

根拠：

【量的成果の根拠】

【指標5-1】と【指標5-2】のいずれも目標値を上回り、それぞれ目標値の173%、151%を達成したことが認められる。

【質的成果の根拠】

(1) 国際文化交流に関する情報提供等の実施

ウェブサイトの運営については、新型コロナウイルスの感染拡大による事業の中止や延期の影響を受けて令和2年度に減少したウェブサイトのアクセス数は、令和3年度は8,230,180件と前年度より約200万件増加した。また、令和2年度後半から本格化した本部・海外事務所のオンライン事業の取組を横断的に紹介するために同2年度に開設したポータルページ「JF digital collection」については、コンテンツを言語や分野で検索できるようにするとともに、掲載コンテンツ数を前年度の29件から86件へと約3倍に増やす等、機能面・内容面ともに充実を図った。

SNS (Facebook 及び Twitter) の運営についても、オンライン事業を中心とした最新情報等の積極的な広報に努め、令和3年度末時点のSNS利用者数は232,793人と、前年度より17,397人の増加となった。また、国際交流基金公式YouTubeでは、チャンネル登録者数が前年度の8,962人から今年度は34,514人に増加し、公開した動画の件数は207件と大幅に増加(令和2年度:99件)した。コロナ禍において取組が進んだオンライン事業を中心に、ウェブサイト、SNS、ウェブマガジン等を連携させながら広報展開したことは、日本の国際文化交流の効果的な発信と評価できる。

(2) 国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

国際交流基金賞については、新型コロナウイルスによる入国制限のため、海外の受賞者が来日できない中、日本の授賞式会場と現地とをオンラインでつなぐハイブリッドの形式による授賞式を実現した。国際交流基金地球市民賞については、フォローアップ事業と授賞式をいずれもオンラインで実施し、オンラインの長所を活かし、遠方の参加者にも交流の機会を提供したことが評価できる。

(3) 国際文化交流に関する調査・研究の実施

海外主要国の国際文化交流機関や日本語教育の現状について、情報を適切に収集・公開した。

以上により、所期の目標を大幅に上回る成果が得られたと認められるところ、評価は「A」が適当である。

【課題と改善方法】

ア 今後、コロナ禍の収束後のリアルな事業の再開も見据えて、オンライン事業とリアルな事業の両方のバランスを取りながら、効果的な情報発信に期待。

イ 顕彰事業については、国際交流基金賞、国際交流基金地球市民賞ともに、現在の賞の趣旨・目的等含め、更なる認知度向上への取組に期待。

ウ 国際交流基金の事業のみならず、国際交流基金そのものの国内知名度の向上に向け、例えば国内の一般プレスへ向けた働きかけなど、引き続き取組が必要。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 各種サイトへのアクセス数も、コンテンツも充実してきている。顕彰事業も注目度が高い。「A」評価に値すると思われる。

イ SNS 利用者数、ウェブアクセス数とも目標値を上回った点は、着実な取り組みの成果だと考えられる。

ウ 人員が増加して1人あたり行政コストが減少しているが、その影響は何か。【課題と対応】について、課題を認識した場合、その要因分析や着実な実施を阻害するリスクなどを明確に検討すべきではないか。

エ 事業と連携した SNS 利用者やウェブサイトのアクセス数が増加し、いずれも目標値を大きく上回る数値（前者 173%、後者 151%）を示していることは、国際交流基金のさまざまな事業や充実したオンラインのコンテンツ開発の成果が実証されていると言える。また、国際交流基金賞及び地球市民賞ではいずれもオンラインの特性を生かした顕彰事業を実現させた。自己評価書の「A」の評価は妥当。

オ コロナ禍の拡大に伴う動画コンテンツの配信の拡大とそれに関連する SNS の発信強化といった対応により、単年度での SNS 登録者数がさらに増加したことを大いに評価。特に「JF digital collection」の新規開設、オンラインの特性を活かして国境を越えて参加可能なコンテンツの提供継続は適切な判断。デジタルに移行した「をちこち」においても、分断されがちな状況においてこそ国を越えた人々の交流がより一層重要になるというメッセージを積極的に発信し、国際文化交流へのさらなる理解及び参画の促進に寄与。「Stage Beyond Borders」の影響力の増加により国際交流基金の知名度向上に貢献しており「S」評価でもよい。

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

＜予算額と決算額の主な差異について＞

一部事業の中止・縮小等による支出減等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	海外事務所等の運営
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 4 年度政策評価、行政事業レビューシート番号は未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成 目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 6－1】 海外事務所催 しスペース稼 働率	計画値	年間 74 % 以 上	平成 24 ～ 27 年 度 の 実 績 平 均 値 74%	74%	74%	74%	74%	74%
	実績値			75%	75%	79%	71%	80%
	達成度			101%	101%	107%	96%	108%
【指標 6－2】 海外事務所 SNS 利用者数合計 ※	計画値	年間 408,763 件以上	平成 27 年 度 実 績 408,763 件	年間 408,763 件以上	年間 408,763 件以上	年間 408,763 件以上	年間 408,763 件以上	年間 408,763 件以上
	実績値			525,068 件	563,402 件	617,822 件	678,493 件	737,255 件
	達成度			128%	138%	151%	166%	180%
【指標 6－3】 京都支部にお ける ネット ワーク形成の 取組状況（京 都支部が関与 した共催・助 成・	計画値		22 件	22 件	22 件	22 件	22 件	22 件
	実績値			24 件	25 件	18 件	8 件	17 件
	達成度			109%	114%	82%	36%	77%

協力件数を前期中期目標期間程度)								
海外事務所催しスペースにおける事業実施件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 343 件	329 件	292 件	320 件	91 件	161 件
海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 278,710 人	158,436 人	242,157 人	148,010 人	22,591 人	74,643 人
京都支部が関与した共催・助成・協力件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 22 件	24 件	25 件	18 件	8 件	17 件

<目標水準の考え方>

- 海外事務所催しスペース稼働率の目標値は前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期中期目標期間実績の年間平均以上を数値目標として設定。
- 海外事務所 SNS 利用者数の目標値は、SNS を主たる発信ツールとしている 13 海外事務所を対象とし、前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから平成 27 年度実績値以上を数値目標として設定した。

※SNS を主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	3,857,488	4,159,647	4,102,920	3,896,207	3,985,991
決算額（千円）	3,899,119	4,052,833	4,052,705	3,347,005	4,013,766
経常費用（千円）	3,996,336	3,957,351	4,105,029	3,368,767	3,927,940
経常利益（千円）	222,745	166,913	13,974	152,336	20,224
行政コスト（千円）※	3,980,035	3,917,800	4,236,611	3,480,792	4,041,304

従事人員数	66	67	66	69	69
-------	----	----	----	----	----

※平成 29 年度と平成 30 年度は行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 イ 海外事務所等の運営 海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、海外事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。
【中期計画】 イ 海外事務所等の運営 海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。 ・海外事務所の効果的な活用 現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報については SNS 等を活用して効果的・効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。 海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。 ・京都支部の運営 京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共催化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。
【年度計画】 イ 海外事務所等の運営 海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。 ・海外事務所の効果的な活用 現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報については SNS 等を活用して効果的・

効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。

海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。海外事務所施設の活用については、海外事務所催しスペースの稼働率年間 74%以上を目標とする。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動に制限を受ける期間においては、関係者の安全配慮を優先し、オンライン等対面を要さない代替手段により事業を実施する等、効率的な事務所運営を図る。SNS 等の活用については、海外事務所 SNS 利用者数合計 408,763 件以上（クアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象）を目標とする。

・京都支部の運営

京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共催化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。京都支部が関与する共催・助成・協力事業について、22 件以上の実施を目標とする。

【主な評価指標】

【指標 6－1】海外事務所催しスペース稼働率 年間 74%以上（平成 24～27 年度の実績平均値 74%）
（関連指標）

- ・海外事務所催しスペースにおける事業実施件数（平成 24～27 年度の実績平均値 343 件）
- ・海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数（平成 24～27 年度の実績平均値 278,710 人）

【指標 6－2】海外事務所 SNS 利用者数合計 年間 408,763 件以上（平成 27 年度実績 408,763 件、SNS を主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象）

【指標 6－3】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況（京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度）
（関連指標）

- ・京都支部が関与した共催・助成・協力件数（平成 24～27 年度の実績平均値 22 件）

3－2．業務実績

（1）海外事務所等の運営

全世界 24 か国 25 か所（うち 2 か所は連絡事務所）の海外事務所において、在外公館や日本語教育機関、文化機関等の関係団体と緊密に連携をとりながら、現地の事情やニーズの把握に努めるとともに、各種の国際文化交流事業、情報提供、図書館の運営等を行った。国際文化交流事業として、具体的には、一般市民向けの講演会や映画上映会等の文化事業の実施、日本語講座や日本語教師セミナー、日本研究機関・研究者への支援等を実施した。

各事務所は、令和 3 年度も前年度に引き続き、コロナ禍において所在国政府の規制・感染対策を遵守し、来場者や職員の安全配慮を優先する形で活動した結果、多くの事務所において催しスペースや図書館を休館・入場制限する等の影響が生じた。その一方で各事務所では、従来から培ってきた現地文化機関や日本関係団体等とのネットワークを活かしつつ、ソーシャルメディアによる情報発信やオ

ンラインを活用した非対面式での事業実施に取り組み、任国内遠隔地や国を越えた新規訴求対象にリーチする等の成果をあげた。

また、海外事務所の運営管理的経費については、令和3年度も引き続き現地職員等の若返り等による人件費の抑制、各種契約更新時の値下げ交渉等により同経費の効率化に努めた。

ア．海外事務所施設等の効果的かつ効率的な活用については以下のとおり。

(ア) 催しスペース

催しスペースを有している 11 の海外事務所における同スペース稼働率（使用日数／使用可能日数）の平均値は 80%（【指標 6－1】達成度 108%）、同スペースを利用して実施した事業は 161 件、来場者・参加者数は 74,643 人であった。各国政府の新型コロナウイルス感染予防ガイドラインに沿って、事業実施件数や来場者数等が制限された側面があった一方、急な計画変更にも柔軟に対応できる事務所内催しスペースのメリットを活かし、ローマ日本文化会館、ケルン日本文化会館、パリ日本文化会館ではそれぞれ 33 件、59 件、51 件と令和元年度以前に近い件数の事業を実施することができた。

(イ) 図書館運営

16 の海外事務所図書館を運営した。上記（ア）催しスペースと同様、来館者の安全を優先的に配慮しつつ、可能なタイミングを捉えて開館した結果、来館者数は合計 53,571 人であった。

(ウ) 情報発信

新型コロナウイルスの感染拡大により人的往来や催し施設での集会在制限された令和3年度は、前年度に引き続き SNS やオンラインを活用した情報発信や事業実施を強化し、【指標 6－2】（SNS を主たる発信ツールとしている 13 事務所の SNS (Facebook) 利用者数）の対象事務所を含め、Facebook（22 事務所）、YouTube（22 事務所）、Instagram（18 事務所）、Twitter（11 事務所）等、所在国・地域ごとに有効な SNS を運用し、【指標 6－2】の実績値は合計 737,255 人（達成度 180%）と、今期中期目標期間で最多となった。

SNS 利用に際しては、関連機関・在外公館の SNS で事務所の投稿を共有・拡散してもらうことで波及効果をあげる、事業ごとにターゲットとする年齢層や地域に特化した広報を展開する、ライブ配信機能を活用する、幅広い年齢層や事務所遠隔地に情報が到達するよう複数の SNS を使い分ける等、SNS の特性を生かして広報効果を高める努力を引き続き行ったところ、主要なグッド・プラクティスは以下のとおり。また、SNS への反応に対する分析を事業立案に活かすことで、事業全体へフィードバックする取組も継続して行った。

a. ジャカルタ日本文化センターの事例：インドネシアの日本研究者による講演会を、同センターの SNS 等オンラインツールを利用して全 25 回行い、計 17,000 人以上が参加した。本事業は、従来ジャカルタを中心に若手・中堅研究者の育成、成果発表の場として定期開催してきたものであるが、講演内容に応じて Zoom、Instagram、Podcast を使い分けることで、広く社会に研究成果を還元できたのみならず、ジャカルタ以外の地方在住の研究者にも発表機会を提供できたことで、インドネシア国内の広範囲にわたる日本研究の活性化にも寄与した。

b. ニューデリー日本文化センターの事例：日本文化レクチャー・デモンストレーションのオンライン配信事業において、インド各地の在外公館や日本語教育機関、文化関係者等に SNS 拡散による広報協力を依頼したところ、現地ニーズを踏まえたターゲット層への的確な広報が功を奏し、毎回平均 500 名を超える参加者が集まった。

イ. 海外事務所所在国における関係機関、在外公館等とのネットワーク構築、協力に関し、以下の取組を行った。

(ア) 在外公館との間で定期的に連絡会議を実施する等して連携・協力しており、令和4年度事業計画策定時にも在外公館と協議した上で海外事務所計画の策定及び本部事業計画への反映を行った。

(イ) 関係団体との間では、全海外事務所において334件の事業を連携・協力により実施した。

a. 北京日本文化センターの事例：日中国交正常化50周年記念事業として、現地でも知名度の高い建築家・安藤忠雄氏の大規模個展に助成した。新型コロナウイルスの感染拡大以降、両国間の人的往来や日系企業による協賛が激減する中、唯一の日本側機関として同展開催に関わりつつ、現地の有力メディアや政府当局と連携した結果、厳しい感染症対策にも関わらず会期3か月で約6万人が来場した。

b. マドリード日本文化センターの事例：日本研究者の少ない中南米地域に対して、言語を同じくするスペインの日本研究者による講演会のオンライン配信を計19回実施した。従来、中南米地域は国土の広さやインフラ事情により事業実施に限界があったが、オンライン化が進む中、現地の在外公館や大学、文化機関等と緊密に連携した結果、ホンジュラスでは在外公館主催の天皇誕生日祝賀レセプション内で実施され、またボリビアでは小学校からの参加がある等、従来アプローチできていなかった遠隔地や多様な層へのリーチを実現することができた。

(2) 京都支部の運営

ア. 令和3年度、京都支部が所在する京都府においては、同年4月半ばから9月末までの半年間にわたり新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置期間が続き、予定していた共催事業等を複数中止とせざるを得ない状況となった。しかしながら、当該期間においても収容人員数へのやむなき制約はありつつも可能な限り細心の感染症対策を講じて、京都市国際交流協会との共催映画会（8月3日～5日）を実施したほか、リアル開催としては2年連続中止とせざるを得なかった「トラディショナル・シアター・トレーニング」（日本の伝統芸能に関心を寄せる主に海外の研究者・芸術家対象の、京都芸術センターとの共催事業）の代替として、能・狂言・日本舞踊の各分野のワークショップ動画を英語字幕・キャプションを入れて制作・オンライン公開する等、京都支部がこれまで構築してきた外部関係者とのネットワークを活かしながら、最大限の事業機会実現に取り組んだ。感染状況が比較的収まった秋にはリアル事業を集中的に実施しつつ、令和2年度制作の「国際交流のタペー能と狂言の会2020」動画のクメール語版をプノンペン連絡事務所と連携して作成し、カンボジアにおけるイベント「ONLINE TANABATA 2021」で公開につなげる等、ウィズ・コロナの中での事業展開を図った結果、共催・協力合わせて計12団体との連携により17件の事業を実施し（【指標6-3】達成度77%）、計8,175人が来場・参加し、満足度アンケートでは95%が高評価を示した。

イ. この他、後援名義付与、他団体による国際文化交流事業への広報協力のほか、関西地域の地方自治体、大学、文化機関、市民団体等からの要請を受け、京都支部長がこれら団体の評議員・審査委員等の役職（計7件）に就任し、国際文化交流に係る施策へのアドバイスや、事業ノウハウの提供等による協力を行なった。

3-3. 指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ (前年度指摘事項なし)
＜前年度評価結果反映状況＞ -

3-4. 自己評価
＜評定と根拠＞ <u>評定 B</u> <u>根拠：</u> 前年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた中ではあったが、2年度以前の経験を活かし、タイミングを捉えた事業実施や事業手法の工夫、これまで培ってきた所在国及びその周辺国の関係団体との協力・連携等を通じて、現地の事情やニーズに則した事業や情報提供等を積極的に展開した。なかでも海外事務所 SNS 利用者数合計（【指標6-2】）は73万件以上に達し、対目標値180%の大幅達成となったほか、これまで基金の事業に参加したことがなかった層へのリーチ等、顕著な成果をあげることができた。 以上から、所期の目標を達成していると自己評価する。 【課題と対応】 新型コロナウイルスの感染拡大により海外渡航や対面での交流機会が制限される中で効果的に海外事務所を運営するため、催しスペースを活用したり、オンライン事業を積極的に実施し、SNS等を活用した広報、外部関係団体とのネットワークを活かした連携事業を行った。

3-5. 主務大臣による評価
＜評定と根拠＞ <u>評定 B</u> <u>根拠：</u> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 【その他事項】 主な有識者意見の概要は以下のとおり。 ア コロナ禍の影響に関わらず、量・質の両面において十分に尽力された。「B」評価に値すると思われる。 イ 【課題と対応】について、課題を認識した場合、その要因分析や着実な実施を阻害するリスクなどを明確に検討すべきではないか。 ウ 一部の指標を除き、コロナ禍の影響を受けつつも、海外事務所の催しスペース稼働率は100%以上、海外事務所の利用者数合計は180%を示し、ジャカルタやニューデリーなどをはじめ海外事務所のいずれもオンラインを活用した情報発信や事業実施の取組を継続。所期の目標は達成されていると判断し、自己評価書の評定「B」は妥当。 エ 事務所施設等について、各地で新型コロナウイルス感染症拡大の推移を踏まえ、現地の状況に即して活動が行われたことを評価。各事務所がオンラインや SNS 媒体 を利用して多言語で精力的に情報発信した上、都市や国・地域を越えた親日派の形成という重要な成果を上げている。今後は費用対効果の精査がより肝要となる。京都支部の成果は特に見事であり、今後他拠点も同様

にポストコロナへの円滑な移行を期待。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
<予算額と決算額の主な差異について>
一部事業の拡大による支出増等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受入金額・助成金交付事業件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件	407,264 千円／11 件	314,515 千円／15 件	3,014,578 千円／19 件	710,127 千円／9 件	153,787 千円／12 件
＜目標水準の考え方＞ ○特定寄附金に関しては、特定寄附金制度を利用する事業の数や寄附金の規模をあらかじめ想定することが難しいため定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては前期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指す。								

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	274,580	230,097	277,606	304,511	348,167
決算額（千円）	401,523	313,398	3,022,587	743,346	172,587
経常費用（千円）	401,523	313,398	3,022,587	743,346	172,587
経常利益（千円）	▲ 9,934	▲10,220	▲10,275	▲9,126	▲9,247
行政コスト（千円）※	9,984	16,343	3,022,587	743,346	172,587
従事人員数	0	0	0	0	0

※平成 29 年度と平成 30 年度は行政サービス実施コスト、令和元年度以降は行政コストの額を記載

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 基金は、特定の国際文化交流事業（国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を含む）に対する寄附金を受け入れ、当該事業への助成金を交付する。寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。
【中期計画】 ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 寄附金の受入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、審査を行うなど、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。
【年度計画】 ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進 寄附金の受入れ、対象事業については、外部有識者からなる委員会を設け、審査を行う等、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応する。
【主な評価指標】 【指標 7】 特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況（関連指標） ・ 受入金額・助成金交付事業件数（平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件）

3-2. 業務実績

（1）外交、会計監査、租税、言論等の分野の外部有識者 7 名からなる特定寄附金審査委員会を 2 回（うち第 1 回は書面審査として）開催し、令和 3 年度に申込のあった案件 6 件を対象として、寄附申込者、対象事業等について審議を行った。その結果、6 件全件について適当との意見が示されたため、特定寄附金（のべ 296 の個人・法人より総額 153,787 千円）の受入を決定した。

（2）上記 153,787 千円と令和 2 年度末までに預り寄附金として受け入れた 18,558 千円との合計額 172,345 千円のうち、162,951 千円を原資として、12 件の事業に対し助成金を交付した（残額 9,394 千円の寄附金は、令和 4 年度に助成金として交付予定）。助成対象事業 12 件の内訳は以下のとおり。

- ア. アジア・中東地域出身の女性に高等教育を行う多国籍の女子大学における奨学金プログラム等の人物交流事業 5 件
- イ. 大学の日本研究センターを拡充する日本研究支援事業 1 件
- ウ. 日本国内の日本語教育機関に在籍するアジア諸国からの留学生への奨学金支給を行う日本語普及事業 1 件
- エ. 日米の音楽関係者による交流と対話事業等の催し事業 5 件

3-3. 指摘事項への対応
<前年度評価結果> （前年度指摘事項なし）
<前年度評価結果反映状況> -

3-4. 自己評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

【指標 7】

令和3年度の特定期間金の受入額は総額 153,787 千円となり、中期目標に定める関連指標（受入金額・助成金交付事業件数（平成24年度～27年度の実績平均値 265,060 千円／17 件））を下回った。申込件数は令和2年度と同数であったが、令和2年度のような例外的な大型案件（1 件で 6.8 億円）がなかったこと、また全体として新型コロナウイルスの感染拡大が長引いたことが影響しているものと思われる。

一方で、事業実施件数は令和2年度の9件から12件に増加した。延期、中止を余儀なくされる案件もあったものの、対面での事業の実施が困難な状況の中で、一部対面でのオンラインでの事業実施等に切り替えることにより事業を実施するケースも出てきている。

以上のとおり、関連指標における基準値は下回ったものの、全体として困難な状況の中で、広報等の努力を継続し、1.5 億円超の実績値となったことから、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

今後も困難な状況が続くことが予想されるが、引き続き特定期間金制度に関する広報の強化、寄附受入に向けた、寄附申込者、事業実施者との調整を行う等、新規案件数の拡大のための努力を行う。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア コロナ禍の影響にも関わらず、1.5 億円超えの実績を残した。「B」評価に値すると思われる。

イ 令和3年度の特定期間金の受入額は、中期目標に定める関連指標を下回ったが、事業実施件数は令和2年度に比べて増加。コロナ禍で延期や中止を余儀なくされた状況の中での事業実施数の増加は、広報を含め、さまざまな工夫を行って事業実施を実現させていることが推測され自己評価書の「B」は妥当。

ウ 【課題と対応】について、課題を認識した場合、その要因分析や着実な実施を阻害するリスクなどを明確に検討すべき。

エ 令和3年度の特定期間金の受入額は、中期目標に定める関連指標を下回ったが、事業実施件数は令和2年度に比べて増加。コロナ禍で延期や中止を余儀なくされた状況の中での事業実施数の増加は、広報を含めさまざまな工夫を行って事業実施を実現によると推測される。所期の目標は達成されていると判断し自己評価書の評価「B」は妥当。

オ 自己評価の「B」に異論はない。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

特定寄附金の受入、及びその見合い支出減等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 8	組織マネジメントの強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成 目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 8－1】 人材育成のために実施する研修への参加者数	計画値	年間 419 人 以上	(平成 24～27 年度の	419 人	419 人	419 人	512 人	512 人
	実績値		実績平 均値	1,012 人	583 人	605 人	857 人	1,136 人
	達成度		419 人)	242%	139%	144%	167%	222%
【指標 8－2】 日本語国際セン ター (NC)、関西 国際センター (KC) の研修施 設の教室稼働率	実績値			100% (NC) 96% (KC)	99% (NC) 97% (KC)	98% (NC) 99% (KC)	35% (NC) 46% (KC)	65% (NC) 76% (KC)
<目標水準の考え方> ○人材育成のために実施する研修への参加者数の目標値は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。								

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 (1) 組織マネジメントの強化 国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直すとともに、新たな役割に対応していくために、各種研修の実施による職員能力の強化を図る。 また、効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。また、基金が保有する研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

【中期計画】 (1) 組織マネジメントの強化 国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、各種研修を実施して職員能力の強化を図る。また、適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムを導入する。 効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。 基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。
【年度計画】 (1) 組織マネジメントの強化 国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編成を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し管理職研修及び各職階の昇格研修を実施するほか、外国語研修等専門性の向上に寄与する研修機会等を提供し、年間 512 人以上の参加を目標とする。 また、導入済の勤怠システムを活用し、適正な労務管理に努める。効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会の開催や事業における連携等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。 基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。
【主な評価指標】 【指標 8－1】 人材育成のために実施する研修への参加者数 年間 419 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 419 人） 【指標 8－2】 研修施設の利用促進（関連指標） ・日本語国際センター、関西国際センターの研修施設の教室稼働率

3－2. 業務実績

(1) 組織マネジメントの強化

ア. 令和 4 年度から始まる第 5 期中期目標期間に向けて、地域横断的な国際対話事業の事業実施体制の構築及び国・地域別の事業戦略の強化を実現すべく、日本研究・知的交流部、日米センター、日中交流センター及びアジアセンターを再編し、それぞれ日本研究部、国際対話部及び日本語パートナーズ事業部の発足に向けた準備を行った。

また、「新たな外国人材の受入れ」に向けた関連事業遂行体制の構築のために必要な人材を確保し、

定年退職者の補充を行うため、14名の定期採用及び2名の中途採用を行った。

イ。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、令和3年度においては、階層別研修のうち、労務管理研修（勤務時間管理者対象）、課長代理昇格研修、課長補佐昇格研修、上級主任昇格研修、OJT研修（新入職員対象）を実施した。また、オンラインを主とする情報セキュリティ研修、ハラスメント防止研修、公文書管理のための「公文書管理 eラーニング」研修、海外安全対策研修、海外事務所の経理基礎研修に加えて、令和3年度には新たに、業務に関係する資格や更なる知識の習得を目的として、ITリテラシー向上研修や知的財産管理技能に係る研修等を拡充したことにより計161件を実施し、年間1,136人が研修に参加した。

ウ。適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムを一部改修する等して安定的な運用を行った。また、人事システムの導入に着手した。

（2）関係省庁・機関との協力・連携の確保及び強化

ア。オールジャパン施策への参画

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成、クールジャパン戦略、インバウンド観光の促進等、オールジャパンで展開される各種施策の推進に対し、以下のような会議体への出席等を通して、協力・連携等を行った。

（ア）オリンピック・パラリンピック関連

- a. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の取組（「政府の取組」中の「文化プログラム（beyond2020）の推進」の実施主体の一つとして同プログラムの推進及び認証等）
- b. Sport for Tomorrow（コンソーシアム運営委員会のメンバーとして参画するとともに、国際交流基金が実施する事業を登録）

（イ）クールジャパン戦略

クールジャパン戦略会議

（ウ）その他

文化審議会文化経済部会グローバル展開ワーキンググループ、スポーツ国際戦略会議クールジャパン戦略会議、科学技術外交推進会議、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会、文化庁「日本語教師の資格に関する調査研究協力者会議」及び内閣官房健康・医療戦略室調査事業「介護のための日本語テストの運用・審査に関する検討会」等にメンバー又はオブザーバーとして参加し、実績や予定等の関連情報を共有するとともに各種審議や施策の方向性決定に参画した。

イ。その他の省庁・機関や自治体等との連携

（ア）総務省／農林水産省／経済産業省／観光庁等

総務省、農林水産省、経済産業省及び観光庁等の関係省庁等と連携して、日本国内の放送事業者、番組制作会社、地方自治体、観光協会、地場産業関係者等に対し、オールジャパンで実施している「放送コンテンツ海外展開支援事業」に関連して、「地域の情報発信」をテーマに基金の取組を説明。アフター・コロナも見据えて、国外への迅速な情報発信や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う人々の消費志向や行動様式の変化、心理変容等を踏まえた日本の各地域の魅力、訪日の魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげることに努めた。

(イ) 独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の海外事務所との効率的・効果的な連携

独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）の海外事務所とは、各法人事務所との共有化・近接化を実現する等、運営面での効率化を達成するとともに、以下のとおり、それぞれの強みを活かした効果的な事業連携を図った。

a. 独立行政法人国際協力機構（JICA）及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

JICA 及び JETRO とは、豪州で、在シドニー総領事館が中心となり日豪関係団体・企業が官民連携で立ち上げたコロナ収束後に向けた新たな取組として、様々な団体・企業が同じ時期にオンラインとリアルの双方で日本文化・ビジネス関連行事を集中開催する「Japanaroo2021」及び「Japanaroo+」の実施に当たり、ともにタスクチームの一員として参画した。日本食や日本文化を通じて豪州の人々の生活を一層楽しく豊かなものにするとともに、文化、観光、ビジネスといった様々な形で日豪間の交流を通じて信頼関係を深化させることに貢献する等、それぞれの強みを活かした効果的な事業連携を図った。

b. 独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）

JNTO とは、連携協定に基づき対日理解と訪日旅行の促進に向け、「放送コンテンツ海外展開支援事業」において JNTO が制作した訪日プロモーション映像の放映を行った。また、国際交流基金海外事務所においては、タイ、スペイン、シンガポール、ブラジル等で連携・協力して事業を実施（基金事業「J-Talk : Diggin' Culture」についての JNTO の Facebook による事前広報（於タイ）、両法人が共同制作した日本昔話の読み聞かせ動画についての JNTO のオウンドメディアによる発信（於スペイン）、基金日本映画祭についての JNTO とシンガポール政府観光局による日星国交樹立 55 周年キャンペーンを通じた広報に協力（於シンガポール）したほか、各国での JFF (Japanese Film Festival : 日本映画祭) 開催に先立ち、JNTO 本部及び海外事務所の SNS で広報してもらう一方で、基金が JNTO 作成の訪日プロモーション映像の上映を行う等、各種の事業連携を効果的に進めた。

(ウ) 埼玉県との連携協定に基づく効果的な事業展開

埼玉県とは、相互に協力して連携を促進し、互いの強みを活かして、各々の国際交流事業を更に効果的、効率的に実施することを目的とした連携協定に基づき、埼玉県から協力を得ている日本語パートナーズ派遣事業について、埼玉県にゆかりのある日本語パートナーズ経験者と、埼玉県庁及び埼玉県内の多文化共生に係る NGO 団体との連携・協力を促進することを目的に、「多文化共生事業に関する集い」を 2021 年 12 月に実施。埼玉県庁及び埼玉県内の関連団体で取り組まれている多文化共生事業や課題について情報共有するとともに、日本語パートナーズ経験者の特性と強みや、基金事業のリソースを地域の多文化共生社会の実現にどのように活かしていけるか、今後の展望や可能性について意見交換を行った。

(3) 国際交流基金が保有する研修施設の稼働率向上

日本語国際センターでは、令和 2 年度に引き続きコロナ禍により大半の訪日研修が入国制限措置の影響を受けた一方、参加予定者から希望者を募ってオンライン研修を実施した際には、教室施設を効果的に活用したほか、日本語パートナーズ派遣前研修の対面での集合研修を実施したこと等により、教室稼働率は 65% となった。

関西国際センターでは、令和 2 年度に引き続きコロナ禍によりすべての訪日研修が入国制限措置を受けた一方、日本語パートナーズ派遣前研修等国内在住者を対象とする研修の一部を対面実施したほ

か、訪日研修の代替及びコロナ禍において学習継続意欲を維持するという新規ニーズに対応するため開発したオンライン研修の実施に際して教室施設を活用したこと等により教室稼働率は 76%となった。

3-3. 指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ 有識者の意見も踏まえ、国際交流基金に期待される役割を実現できるよう、単純な事務的作業はできる限りアウトソースし、プログラム担当職員の戦略的育成等を検討するなど、各分野においてバランスのとれた人員配置・人事に関する計画への配慮を期待したい。 また、業務の電子化・デジタル化を進め、これを組織の変革へと繋げていく取り組みも期待される。
＜前年度評価結果反映状況＞ 業務に関係する更なる知識の習得を目的として、知的財産管理技能にかかる研修等を新たに実施するとともに、各分野及び各国においてバランスの取れた人員配置となるよう引き続き最大限配慮した。また、令和4年度中に電子決裁・文書管理システムを導入すべく準備を行うとともに、全組織的な押印の廃止に伴う書式等の見直しを行ったほか、定例会議において紙の資料配付を行わない等のペーパーレス化を実現した。

3-4. 自己評価
＜評定と根拠＞ <u>評定 A</u> <u>根拠：</u> 【量的成果の根拠】 【指標 8-1】については、地理的制約にとらわれないオンラインの特性を効果的に生かしたポストコロナ時代の新しい国際文化交流の取組を進めるため、新たに、業務に関係する IT リテラシー向上研修や知的財産管理技能にかかる研修等計 161 件の職員研修を実施し、研修参加者 1,136 人を得て、対目標値 222%を達成した。 【質的成果の根拠】 人員配置・人事に関する計画については、昨年度に引き続き「新たな外国人材の受入れ」関連事業等に的確に対応するとともに定年退職者の補充を行うため、14 名の定期採用及び 2 名の中途採用を行った。オールジャパンの取組については、オリンピック・パラリンピック、クールジャパン戦略推進において、スポーツを通じた国際交流に関する官民連携のネットワークを構築・発展させつつ、204 か国・地域の 1,300 万人以上の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げる等した政府の取組に積極的に関与するとともに、放送コンテンツの海外展開事業や日本語パートナーズ派遣事業等、他省庁・機関や自治体等の取組と連携及び協力することで事業効果を最大限発揮するよう努めた。 独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構との連携については、海外事務所との共用化又は近接化を実現しつつ、各事業面における協力を進め、各法人の強みを活かした取組を行った。 その他、日本語国際センター及び関西国際センターについては、新型コロナウイルスの感染拡大により訪日を伴う研修の大半について入国制限措置を受けたものの、招へいを予定していた海外日

本語教師を対象に、オンラインでのライブ授業やオンライン研修用に作成したオンデマンド教材を使用して、訪日研修で予定した研修の一部を実施したほか、オンライン授業のコツやノウハウを伝えるセミナーのオンライン実施や学習者等を対象とする研修をオンラインで行う等、施設の活用に努めた（【指標 8-2】）。

以上のとおり、所期の目標を大幅に上回る成果が得られたと認められることから、「A」評定と自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 A

根拠：

【量的成果の根拠】

自己評価にあるとおり、令和3年度の量的成果（計161件の職員研修を通じて1,136人の参加者を得た）は目標（計画値）の222%を達成し、引き続き、コロナ禍によって研修の実施に様々な制約が生じる中でもA評価の基準となる120%を大幅に上回る成果を達成したことは、高い評価に値すると思料される。

また、もう一つの定量成果（日本語国際センター及び関西国際センター研修施設の教室稼働率）は、オンライン研修での教室施設の活用や日本語パートナーズ派遣前研修の対面での集合研修を実施するなどして、引き続きコロナ禍の影響を受ける中であっても、それぞれ65%及び76%と前年度から改善するなど、施設の効果的な活用に努めたことも、評価に値する。

【質的評価の根拠】

令和4年度から始まる第5期中期目標期間に向けて、地域横断的な国際対話事業の事業実施体制の構築及び国・地域別の事業戦略の強化を実現するため、日本研究・知的交流部、日米センター、日中交流センター及びアジアセンターを再編し、それぞれ日本研究部、国際対話部及び日本語パートナーズ事業部の発足に向けて準備を進めるなど、組織マネジメントの強化に向けた取組を着実に実施している。

また、「新たな外国人材の受入れ」に向けた関連事業遂行体制の構築のために必要な人材を確保するための採用を行うなど、バランスのとれた人員配置・人事に関する計画への配慮がなされている。

加えて、新たに業務に関係するITリテラシー向上研修や知的財産管理技能に係る研修を加えるなど、業務の電子化・デジタル化を進め、組織の変革へと繋げていく取り組みを着実に実施している。

以上により、引き続きコロナ禍の影響を強く受け、また多くの制約が伴う中で、なしうる工夫や取り組みを積極的に行い、またコロナ後を見据えた取り組みを進めるなど、所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、「A」と評価。

【業務運営上の課題及び改善方策】

国際交流基金に期待される役割を実現できるよう、人員配置や組織編制を柔軟かつ機動的に見直すなどし、国内外の事業実施体制の適正化に努めることが期待される。

また引き続き、関係省庁・機関等との協力・連携の確保・強化を図ることが期待される。

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 研修参加者数 222%増というのは立派。「A」評価に値すると思われる。

イ 【課題と対応】について、課題を認識した場合、その要因分析や着実な実施を阻害するリスクなどを明確に検討すべきではないか。

ウ オンラインの特性を生かしたポストコロナ時代の新しい国際交流に向けた IT リテラシー向上研修など、多くの研修を実施し、対目標値 222%を示す 1,136 名の研修参加者を得た。この実績の背景には、入国制限を受けた研修生に対するオンラインによるライブ授業やオンライン研修用に作成したオンデマンド教材を使用して、訪日研修のプログラムの一部を実施するなどの最大限の工夫を行った。また、東京オリンピックの開催された年でもあり、政府のオールジャパン施策へも積極的に取り組んでいる。これらのことから、自己評価書の「A」の評価は妥当であると考ええる。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 9	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成 目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 9】一 般管理費及び 運営費交付金 を充当する業 務経費の対前 年度比削減率	計画値	▲ 1.35% 以上		▲ 1.35% 以上	▲ 1.35% 以上	▲ 1.35% 以上	▲ 1.35% 以上	▲ 1.35% 以上
	実績値			▲ 7.67%	▲ 6.89%	+3.12%	▲ 13.59%	▲ 5.45%
	達成度			568%	510%	▲231%	1006%	404%
国家公務員給 与と比較した ラスパイレス 指数	実績値 下段 カッコ 内は地 域・学 歴補正 後			117.1 (99.8)	116.2 (99.9)	117.2 (100.8)	116.3 (100.9)	115.4 (99.3)
総人件費（百 万円）	実績値			2,328 百 万円	2,398 百万円	2,429 百万円	2,337 百万円	2,407 百万円
パリ日本文化 会館の催しス ペース稼働率	実績値			77%	73%	70%	49%	63%
競争性のない 随意契約比率 （件数ベース/ 金額ベース）	実績値			59.0% /59.1%	60.2% /60.3%	59.8% /51.4%	49.2% /46.5%	62.6% /21.2%
一者以下応札 の件数 （うち、一者 応札件数）※	実績値			47 件 (46 件)	42 件 (42 件)	53 件 (52 件)	56 件 (52 件)	55 件 (54 件)

※「調達等合理化計画」の様式に合わせ「一者以下応札の件数」とし、「0 者（入札不調）」を含めた。
下段カッコ内は「一者応札」のみの件数

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達方法の合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【中期計画】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資

産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達方法の合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【年度計画】

（２）業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

以下のような方法により、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

- ・事業の実施規模・内容の効率化により経費の削減を図る。
- ・契約の競争性、調達の合理化の推進により経費の削減を図る。
- ・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担等により基金負担経費の削減に努める。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

エ 調達方法の合理化・適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）」に基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる案件については、全て経理部コンプライアンス強化ユニットの点検を受ける。

令和 3 年度においては、令和 3 年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画を策定の上、引き続き、事前事後における自己点検の着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案

件におけるアンケートの実施、調達に係る手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を「真にやむを得ないもの」に限定する。また、連続して一者応札になった案件に対する点検を強化し、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。

【主な評価指標】

【指標 9】 一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率 1.35%以上

【指標 10】 給与水準の適正化の取組状況

(関連指標)

- ・ 国家公務員給与と比較したラスパイレス指数
- ・ 総人件費

【指標 11】 保有資産の効率的な活用状況の定期的な検証・見直し

(関連指標)

- ・ パリ日本文化会館の催しスペース稼働率

【指標 12】 新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる全ての案件について経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を受ける。

(関連指標)

- ・ 競争性の無い随意契約比率
- ・ 一者以下応札の件数（うち、一者応札件数）

3-2. 業務実績

(1) 経費の効率化

一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率は▲5.45%となり、数値目標（毎事業年度 1.35%以上の効率化）を達成した。一般管理費はコロナ禍におけるオンライン事業の増加や在宅勤務環境整備、業務の電子化等の必要性を念頭に、IT 基盤整備事業や業務システムの開発を積極的に進めたことにより令和 2 年度に比して増加した一方、業務経費は新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止ないし延期となった案件もあることから決算額が減少した。

(単位：千円)

区分	令和 2 年度 基準額	令和 3 年度 計画額	令和 3 年度 決算額
一般管理費 (※ 1)	1,536,013	1,204,301	1,632,973
対令和 2 年度増減額	-	▲331,712	96,960
対令和 2 年度増減率	-	▲21.60%	6.31%
運営費交付金を充当する業務経費 (※ 2)	8,931,560	8,372,209	8,264,070
対令和 2 年度増減額	-	▲559,351	▲667,490
対令和 2 年度増減率	-	▲6.26%	▲7.47%
合計	10,467,573	9,576,510	9,897,042
対令和 2 年度増減額	-	▲891,063	▲570,531
対令和 2 年度増減率	-	▲8.51%	▲5.45%

※ 1 第 4 期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費を除く

※ 2 第 4 期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費・在外人件費、令和元年度の新規政策増経費、令和元年度に措置された補正予算及び前年度からの繰越予算による経費を除く

（２）人件費管理の適正化

給与制度の適切な運用による抑制努力を継続し、ラスパイレス指数は 115.4（地域・学歴換算補正後 99.3）となり前年度に比べて 0.9 ポイント減少（地域・学歴換算補正後では 1.6 ポイント減少）した。ラスパイレス指数変動の原因は、個別の人事異動に伴うもの。

また、総人件費は 2,407 百万円となり、前年度に比べて 70 百万円増加したが、これは令和 2 年度においてはコロナ禍の影響により海外赴任が予定どおり進まなかった一方で、令和 3 年度は海外赴任が令和元年度に近い状況まで行われたことが主な要因である。

上記給与水準と総人件費については、総務省、人事院から示されるガイドライン等に即して情報を公表しており、令和 3 年度分も 2022 年 6 月末日を目途にホームページにおいて公表予定である。

職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当については、民間との比較調査や国家公務員の在勤手当の動向も踏まえて検証を行った結果、現行の国家公務員準拠方式に合理性があると判断されたため、今後も現行方式により在勤手当の水準を管理することとした。

（３）保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、財務諸表において詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について見直しを行った。

（４）調達方法の合理化・適正化

ア．基金の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（2015 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく調達等の合理化の取組状況については、以下のとおり。

（ア）令和 3 年度の国際交流基金の契約状況

基金における令和 3 年度の契約状況は表 1 のとおりである。令和 2 年度と比較して、「競争性のない随意契約」の割合は、件数で 101 件増加、金額で 2.08 億減少した。令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の流行拡大のため後述の基金事業の特性による随意契約が減少したのに対して、令和 3 年度はオンライン配信事業や日本映画上映及びテレビ番組放送に関する利用許諾契約等の件数が増えたためであり、令和元年度の件数と比べるとほぼ横ばいである（令和元年度：284 件、令和 2 年度：187 件、令和 3 年度：288 件）。

他方、「競争性のある契約」の割合は、件数で 21 件減少、金額で 49.27 億増加した。金額が大幅に増加している理由は、令和 3 年度に締結した複数年契約の総額が大きかったためである。

表 1 令和 3 年度の国際交流基金の契約状況

（単位：件、億円）

	令和 2 年度		令和 3 年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	144 (37.8%)	17.98 (37.8%)	128 (27.8%)	62.88 (66.3%)	▲16 (▲11.1%)	44.90 (249.8%)
企画競争・公募	49 (12.9%)	7.47 (15.7%)	44 (9.6%)	11.83 (12.5%)	▲5 (▲10.2%)	4.36 (58.4%)
競争性のある契約（小計）	193 (50.7%)	25.44 (53.5%)	172 (37.4%)	74.71 (78.8%)	▲21 (▲10.9%)	49.27 (193.6%)
競争性のない随意契約	187 (49.2%)	22.16 (46.5%)	288 (62.6%)	20.08 (21.2%)	101 (54.0%)	▲2.08 (▲9.4%)
合 計	380 (100.0%)	47.60 (100.0%)	460 (100.0%)	94.79 (100.0%)	80 (21.1%)	47.19 (99.1%)

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある

※2 「比較増▲減」欄のカッコ内は、令和3年度の対令和2年度伸率である

基金においては、平成23年度の業務実績評価において、外務省独立行政法人評価委員会より、「映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である」との指摘を受けたことを踏まえ、随意契約のうち、基金事業の特性により随意契約によらざるを得ないもの（以下、「基金事業の特性による随意契約」と、それ以外の理由により随意契約となったものを明確に区分して整理を行ってきたが（当該分類は平成24年度に契約監視委員会の了承を得ている）、平成27年度においては、さらに、基金会計規程において、基金事業の特性による随意契約をより明確に区分するため、その類型化を図り、以下のとおり、基金会計規程の一部改正を行い、同年度中に同規程を施行した。

随意契約の小分類（国際交流基金会計規程第25条第1項第1号（契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき）に当たる契約の類型）

基金の事業特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	ア. 著作権保持者からの映画・テレビ素材購入、上映権・放映権購入
	イ. 展示事業企画制作・美術品の購入
	ウ. 外国に派遣する公演団との派遣契約
	エ. 共同で事業を実施する共催契約
	オ. 基金拠点がない外国での契約
それ以外の「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	カ. 事務所の賃貸借及びこれに関連する契約
	キ. 公共料金（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
	ク. その他

基金事業の特性による随意契約の類型は上記ア～オのとおりであるが、これに該当する随意契約を除いた「競争性のない随意契約」と「競争性のある契約」との対比表は、以下の表2のとおりであり、「競争性のある契約」の割合が、件数は全体の7割以上、金額は全体の9割以上を占める。

表2 基金事業の特性による随意契約を除外した対比表

（単位：件、億円）

	令和2年度		令和3年度		比較増▲減	
	件数	件数	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	193 (79.4%)	25.44 (74.3%)	172 (74.5%)	74.71 (93.0%)	▲21 (▲10.9%)	49.27 (193.6%)
競争性のない随意契約	50 (20.6%)	8.81 (25.7%)	59 (25.5%)	5.59 (7.0%)	9 (18.0%)	▲3.21 (▲36.5%)
合 計	243 (100.0%)	34.25 (100.0%)	231 (100.0%)	80.3 (100.0%)	▲12 (▲4.9%)	46.05 (134.5%)

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある

※2 「比較増▲減」欄のカッコ内は、令和3年度の対令和2年度伸率である

(イ) 令和3年度の国際交流基金の一者応札・応募状況

基金における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表3のとおりであり、令和2年度と比較して、一者以下の件数はほぼ横ばいとなった。なお、令和3年度の一者応札・応募55件のうち11件は、令和2年度から3年度にまたがる継続契約であり、令和3年度に新規に発生した一者応札・応募は44件（全体の25.6%）である。

一者以下の金額が大きく増加しているのは、令和3年度に締結した複数年契約で総額が大きかった契約が一者応札となったためである。

表3 令和3年度の国際交流基金の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増▲減
2者以上	件数	137 (71.0%)	117 (68.0%)	▲20 (▲14.6%)
	金額	15.08 (59.3%)	32.70 (43.8%)	17.62 (116.8%)
1者以下	件数	56 (29.0%)	55 (32.0%)	▲1 (▲1.8%)
	金額	10.36 (40.7%)	42.01 (56.2%)	31.65 (305.4%)
合 計	件数	193 (100.0%)	172 (100.0%)	▲21 (▲10.9%)
	金額	25.44 (100.0%)	74.71 (100.0%)	49.27 (193.6%)

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある

※2 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である

※3 「比較増▲減」欄のカッコ内は、令和3年度の対令和2年度伸率である

※4 「1者以下」には「0者（入札不調）」を含む（令和2年度：件数4件、令和3年度：件数1件）

イ. 令和3年度において重点的に取り組んだ分野

(ア)「令和3年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、重点的に取り組む分野を以下の5点とした。【 】は同計画における評価指標

a. 平成26年10月1日付「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（総務省行政管理局長）を受け、平成27年度において基金会計規程の一部改正を行い、基金事業の特性による随意契約の類型を基金会計規程に明記し、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とを明確に区分する整理を行った。令和3年度においても、前年度に引き続き、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。【契約監視委員会における評価】

b. 一者応札・応募に関しては、年間調達予定案件概要の前広な周知の徹底、一者応札・応募案件発生時のアンケート実施及びその要因分析等により、予防と再発防止に向けた取組を実施するとともに、その内容を契約監視委員会に報告する。

令和3年度においては、各調達担当部署による調達手続きを会計課が支援し、過去に一者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるその要因についてのヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用して、一者応札・応募となった要因を分析することで、改善策を自律的に検討する取組をさらに強化する。

また、入札予定の事前公表（入札を正式に公示する前の予告）を強化し、参入事業者の準備期間の確保を図る。【検討・実施結果】

c. 契約監視委員会の提言を踏まえ、平成 27 年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、令和 3 年度もこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を図る。**【検討・実施結果】**

d. 障害者就労施設等からの物品等の優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定）」に基づいて定めた調達方針に基づき、積極的に推進する。**【障害者就労施設等からの物品等の調達件数、金額】**

e. 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（平成 29 年 4 月 28 日付一部改正府共第 341 号内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図る。

(イ) 上記重点的に取り組む分野に関し、以下のとおり、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めた。

a. 前記の（ア）a. に記載のとおり、基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型を基金会計規程において明確化するために、基金会計規程の一部改正を平成 27 年度中に実施し、平成 28 年 3 月 30 日から施行した。令和 3 年度においても、前年度に引き続き、改正後の規程に基づく運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を着実に実施した。同取組については、契約監視委員会において、契約手続きの透明性・公正性の向上につながるなどの評価を受けている。

b. 従来同一年度に別々の部署が入札を実施し一者応札・応募が続いていた類似の案件について、令和 3 年度は採算性を高めることにより応札者拡大を目指し一括して調達する取組を行ったが、結果としては引き続き一者応札となった。入札参加を呼び掛けたが不参加だった業者にアンケートを行ったところ、「人員体制の確保が困難」や「採算が見込めない」という回答だった。この他の一者応札・応募案件についても、事業者に対してヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する取組を継続した。

c. 契約監視委員会の提言を踏まえ、平成 27 年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、令和 3 年度もこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を行った。今後も、同様の取組に努めることとしている。

d. 令和 3 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達状況は、表 4 のとおりであり、令和 2 年度と比較して、金額、件数ともに減少した。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により日本語能力試験の一部実施中止が早い段階で決まったため、従来障害者就労施設に発注していた資材の数量が減ったこと等が主な理由である。

e. 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（平成 29 年 4 月 28 日付一部改正府共第 341 号内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図るため、平成 29 年 8 月より、基金で実施するすべての総合評価落札方式による入札及び企画競争において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業としての認定を得ている企業からその証明となる書類の提出を得た場合、企画提出書（技術点）に評価点を加点する仕組みを導入し、令和 3 年度においても着実に実施した。

表4 令和3年度の国際交流基金の障害者就労施設等からの物品等の調達状況（単位：件、千円）

	令和2年度	令和3年度	比較増▲減
契約件数	21	15	▲6
契約金額	5,111	3,055	▲2,056

ウ．調達に関するガバナンスの徹底

（ア）「令和3年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、調達に関するガバナンスの徹底として以下の3点を計画した（【 】は評価指標）。

a. 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に基金内に設置された「経理部コンプライアンス強化ユニット（総括責任者は経理担当理事）」に報告し、基金会計規程における「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行い、その適否を点検することとする。【経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数等】

b. 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

（a）基金では、これまで調達に関する「会計実務マニュアル」を作成するとともに、職員を対象とした定期的な研修（会計実務研修）を行っている。研修については、「会計実務マニュアル」の職員間での定着状態をチェックするとともに、職員を対象としたアンケートを実施し、それらの結果を踏まえた研修計画の見直しを行うことによって、改善に努める。【検討・実施結果、アンケート結果】

また、令和2年度末に財務会計システムの更改を行い、これに伴う会計書類回付の一部電子化等、会計処理に係る運用の変更を行ったところ、令和3年度においては当該運用の検証も踏まえて、マニュアルの改訂を行うこととする。【検討・実施結果】

（b）「政府関係法人会計事務職員研修」や「政府出資法人等内部監査業務講習会」等の外部研修に経理部及び監査室の職員を参加させることにより契約・会計実務の知識習得や専門性向上に努める。【検討・実施結果】

（イ）上記調達に関するガバナンスの徹底に関し、随意契約の適正な締結及び迅速かつ効果的な調達の両立を図る観点から、以下のとおり、体制の整備や取組を行った。

a. 随意契約に関する内部統制の確立

令和3年度においても、新たに随意契約を締結することとなる案件については、「経理部コンプライアンス強化ユニット」で点検を行った。令和3年度における経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数は456件である。

b. 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

（a）令和3年度においては、令和2年度末に実施した財務会計システムの更改に伴う会計書類承認の一部電子化等、会計処理に係る運用変更の定着を図ることによって、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として在宅勤務が行いやすい環境を整えつつ、実際の運用状況や課題を勘案し、会計処理が円滑に行われるように新しい財務会計システムの利用ガイドの見直しや改訂等の作業を随時

行った。「会計実務マニュアル」の更新作業は当該利用ガイドの改訂作業等を踏まえた上で令和4年度の早い時期に行うこととした。

(b)「政府関係法人会計事務職員研修」に経理部職員2名を参加させ、また各種セミナーに経理部職員を参加させ、職員のスキルアップに役立てるとともに、研修内容を基金内で共有した。

エ. 令和3年度中に契約監視委員会を3回開催し、議事概要をホームページ上で公開した。主な点検内容は以下のとおりである。

(ア) 全契約を対象として5つの類型（前回競争性のない随意契約であった契約、前回一者応札・応募であった契約、随意契約、一般競争・指名競争入札、企画競争・公募）に分類し、各分類から抽出した計13件を対象に、一者応札又は入札不調となった理由、低落札率の原因や予定価格の積算方法、企画競争の際の選定方法、また随意契約については随意契約とした理由等について点検した。

(イ) 令和3年度に新たに発生した一者応札・応募案件について点検した（前回入札から連続して一者応札・応募となった6件については重点的に点検を行った）。

(ウ) 20件の再委託案件について、業務上の必要性、契約相手方並びに再委託先との間に人的交流、資本出資等の長期継続的關係等を点検した。

(エ)「令和2年度国際交流基金調達等合理化計画」の自己評価、「令和3年度国際交流基金調達等合理化計画」の策定について点検した。

オ. 契約監視委員会の主たる指摘事項への対応

契約監視委員会のこれまでの意見に基づく取組、又は意見を着実に契約業務に反映させるための取組を以下のとおり実施した。

(ア) 本部が入札している契約と類似の契約を附属機関が随意契約していたため、この契約方式を入札に変更（職員定期健康診断）

(イ) 複数の類似案件の一括調達（海外雑誌購送）

(ウ) 仕様書の更なる明確化とこれに基づくより現実的な予定価格の作成

(エ) 会計実務研修プログラム

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

事業のオンライン化や業務電子化（DX）推進にかかる新しい事業の実施方法を模索するための提案型の企画競争（競争性のある契約）に積極的に取り組み、「競争性のない随意契約」は令和元年度と比較して件数・金額ともに縮小している点は評価できる。引き続き、公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うべく努力する必要がある。

また、生産性向上や有事の状況における業務継続の観点から、業務の電子化を進めるとともに、デジタル技術の利活用にあたっては、業務プロセス全体の最適化・効率化及び新たな価値を創出するDXを意識して取り組むことが求められる。

<前年度評価結果反映状況>

「令和3年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」において、重点取組分野を定め、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に引き続き努めた。また、生産性向上や有事の業務継続を念頭に、電子決裁の導入や、業務プロセスの一層の改善を目指した各種見直し作業を進めた。

3-4. 自己評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

【量的成果の根拠】

【指標 9】に係る経費の効率化については、数値目標（毎事業年度 1.35%以上の効率化）を達成した。

【質的成果の根拠】

ア. 人件費管理の適正化【指標 10】

総人件費は「新たな外国人材の受入れ」に向けた関連事業遂行体制の構築のために人員を強化したと国家公務員の給与増に準拠し給与を改訂したことにより増加したが、給与水準は地域・学歴を換算補正して国家公務員と同水準であり、適正といえる。

イ. 保有資産の必要性の見直し【指標 11】

保有資産についても適切に公表し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について適切に見直しを行った。

ウ. 調達方法の合理化・適正化【指標 12】

契約監視委員会の提言を踏まえ、平成 27 年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、令和 3 年度もこれを確実に実行し、契約の適正性について可視化を行った。【指標 12】については、経理部コンプライアンス強化ユニットで 456 件の点検を行った。

以上から、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

【業務運営上の課題及び改善方策】

「令和 3 年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」において、重点取組分野を定め、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めている点は評価できる。

引き続き公正性・透明性を確保した合理的な調達を行うべく努力する必要がある。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 厳しい財政状況の中、さまざまな基準において十分な数値を残している。「B」評価に値すると思われる。

イ 一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率は、1.35%以上の目標数

値を達成している。人件費管理の適正化、保有遺産の必要性の見直し、調達方法の合理化・適正化を図っている。これらのことから、所期の目標を達成していると判断され、自己評価書の「B」の評価は妥当であると判断する。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 10	財務内容の改善
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成 目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 5. 財務内容の改善に関する事項 (1) 財務運営の適正化 運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。 (2) 安全性を最優先した資金運用 運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。
【中期計画】 3. 財務内容の改善に関する事項 (1) 財務運営の適正化 運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。 (2) 一般寄附金の受入れ 事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。

(3) 安全性を最優先した資金運用

運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

4. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別紙のとおり

(2) 収支計画

別紙のとおり

(3) 資金計画

別紙のとおり

5. 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

7. 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

8. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

【年度計画】

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した年度計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。運営費交付金債務残高等の発生要因についても分析を行う。

(2) 一般寄附金の受入れ

事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを

引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。

(3) 安全性を最優先した資金運用

運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

4 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別紙 1 のとおり

(2) 収支計画

別紙 1 のとおり

(3) 資金計画

別紙 1 のとおり

5 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

7 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする

【主な評価指標】

3－2．業務実績

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務について、平成 28 年度より適用を開始した業務達成基準に基づき、適切な予算配分と執行管理に努めた。令和元年度末より発生したコロナ禍が令和 3 年度において

も継続し、延期・中止となる事業も多く生じたが、オンライン等のコロナ禍の影響を受けにくい形態での事業実施に重点的に取り組んだほか、ウェブサイトにおける情報発信のためのプラットフォーム構築や、業務管理系システムの開発等の基盤整備的な業務を行う等、将来を見据えた執行を行った。

令和3年度の運営費交付金予算は、当年度予算 13,549,329 千円、事業の延期等の事情による前年度からの繰越分 5,938,408 千円（うち 4,742,096 千円は令和元年度までに措置された補正予算分）の合計 19,487,737 千円を財源として、19,045,549 千円を支出した（執行率は 97.73%）。

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（平成 30 年 3 月 30 日付。総管査第 10 号）に基づく「目的積立金等の状況」について。

（単位：百万円、%）

	平成 29 年度末 (初年度)	平成 30 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	3,413	660	133	119	40
目的積立金	-	-	-	-	-
積立金	-	1,218	311	148	2,550
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-	-	-
運営費交付金債務	2,120	5,271	7,255	6,855	-
当期の運営費交付金交付額 (a)	15,084	16,443	16,461	12,672	12,633
うち年度末残高 (b)	2,449	4,379	4,049	2,127	-
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	16.23%	26.63%	24.60%	16.79%	-

（２）一般寄附金の受入

令和3年度の一般寄附金の受入額は総額 6,726 千円となり、令和2年度実績額 39,716 千円及び中期計画額 31,022 千円（平成24年度～27年度の実績額の平均）を下回った。受け入れた一般寄附金の大半は賛助会費（6,350 千円）であり、基金事業への理解を促す努力の結果、企業・団体等ではコロナ禍での事業の中止や延期等、運営面での困難さに直面する中においても、前年度（6,650 千円）とほぼ同額の賛助会費を受け入れることができた。

（３）安全性を最優先した資金運用

中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行っており、同運用に際しては、「資金運用方針・計画」（毎年度決定）について資金運用諮問委員会（外部の専門家からなる理事長の諮問機関）に諮った上で、法令等により指定された債券のうち規定の取得基準を満たす格付の高いもののみを対象としている。

令和3年度は償還された 7,300 百万円と令和2年度から繰り越した 100 万円、合わせて額面 7,400 百万円分（うち 10 年債：2,100 百万円、15 年債：2,800 百万円、19 年債：500 百万円、20 年債：2,000 百万円）の円貨債券購入を行った。運用は国際交流基金自身が実施し、運用委託は行っていない。令和3年度運用収入実績額は 714 百万円（計画額：685 百万円）であった。債券の購入に当たっては、購入競争が激化した債券市場における確実な再投資を達成するため、安全性及び収益性並びにラダー平準化に配慮した。さらに社会問題解決の視点を組み入れ、ESG 債に 25 億円を再投資した。

（４）予算、収支計画及び資金計画

当年度の予算、収支計画及び資金計画を作成し、それらに基づき、適正な予算執行管理を行った。

（以下（５）～（７）は計画なし）

- (5) 短期借入金の限度額
- (6) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- (7) 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(8) 剰余金の使途

該当なし（独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることができる剰余金（目的積立金）はない。）

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

運営費交付金の執行について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もある中で、当初予算の執行率（翌年度繰越額を含む）自体は高い水準であるものの、繰越案件の着実な執行は当然の課題となってくる。執行率の向上のため、運営費交付金の配分予算の見直し時期（第 3 四半期終了まで）にも留意のうえ、引き続き、予算の執行管理体制の強化に取り組むべきである。

<前年度評価結果反映状況>

令和 3 年度予算は令和 2 年度からの繰越予算があり、例年よりも大きな予算規模となった。コロナ禍の状況における事業実施の可能性及び有効性に重点を置いた計画を策定したほか、事業が中止や延期になるケースを想定した追加執行案件の準備も同時に行った。予算執行管理においても、中止や延期の可能性のあるものは早期に執行見込計画に反映できるようにした。

3-4. 自己評価

<評価と根拠>

評価 B

根拠：

運営費交付金については、オンライン等のコロナ禍の影響を受けにくい形態での事業実施に取り組んだほか、事業が中止や延期になった際に追加執行案件の実施についても迅速に対応し、繰越を含む当年度予算の 97.73%を執行して着実に業務を実行した。

一般寄附金については、令和 3 年度の受入額は総額 6,726 千円となった。コロナ禍の影響によりイベント型の事業の実施が減少したこともあり、事業指定で受け入れていた寄付金については減少したものの、基金事業への理解を促す努力の結果、法人会員制度による賛助会費は前年度（6,650 千円）とほぼ同額の賛助会費を受け入れることができた。

資金運用については、運用方針を諮問委員会にも諮った上で、安全性の高い運用を行っており、低金利情勢の中で、引き続き 10 年債を中心とした長期運用を基本としながら、中期債及び超長期債を含めた様々な年限の債券への再投資を行ったことで、ラダーの平準化はさらに進んだ。

以上から、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

運営費交付金の執行については、引き続きコロナ禍の影響による不安定な状況が続くと見込まれるところ、随時情報収集に努めるとともに、状況の変化に適切に対応できるような計画策定及び執行管理を行う。また、業務達成基準に基づいて、精密な投入費用の配分と適切な予算配分に一層努めていく。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

【業務運営上の課題及び改善方策】

運営費交付金の執行について、オンライン等コロナ禍の影響を受けにくい形態での事業実施に取り組んだ結果、執行率は高い水準となっている。

運営費交付金の配分予算の見直し時期にも留意の上、引き続き、予算の執行管理体制の強化に取り組むべきである。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 厳しい財政状況の中、さまざまな基準において十分な数値を残している。「B」評価に値すると思われる。

イ 前年度の繰越分も含めた運営交付金については、コロナ禍の影響をふまえた対応により、ほぼ100%に近い割合で予算を着実に執行している。また、一般寄附金は、令和2年度並みの金額を受入額となっており、資産運用についても安全性の高い形で運用している。これらのことから、所期の目標を達成していると判断され、自己評価書の「B」の評定は妥当であると考ええる。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 11	外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 文化外交の実施機関として、中長期的に計画された事業に加え、国際情勢の変化に応じて機を捉えた事業を行うことが相手国との相互理解の増進等の文化交流の効果をより高めることとなるとともに、その事業の効果が外交上の成果に影響するため。 【難易度：高】 機動的な対応を行うに当たっては、外交日程等に配慮した調整を行いながら事業を実施する必要があるため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
本項目に関わる報道件数	実績値			3,384件	14,226件	2,728件	1,780件	1,627件

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 (1) 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施 国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、外交と連動した機動的な事業を展開するとともに、基金が各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、戦略的に事業を実施する。 外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。 更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。
【中期計画】 ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施 国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動した機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解

の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうか留意する。また、各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、生産性革命の実現を図るために措置されたことを踏まえ、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース行動計画」（平成 29 年 7 月 13 日）の一環として実施する米国における日本語教育支援事業及び日本理解促進事業のために活用する。

【年度計画】

ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施

国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動した機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうか留意する。また、基金が定める令和 3 年度地域別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

具体的には、日米関係の強化に資する事業や、ドイツや中国の周年等の機会を活用した事業、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」事業等を行う。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情により事業を中断等する場合、また海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

（令和 3 年度地域別事業方針：別紙 2）

【主な評価指標】

【指標 13－1】国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、機動的に実施する事業への取組

（関連指標）

・上記事業に対する報道件数

【指標 13－2】基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的に事業を実施。

3－2. 業務実績

令和 3 年度も過年度に引き続き、国際交流基金海外事務所や外務省、在外公館等を通じた情報収集と的確な情勢把握に努め、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて策定した地域別事業方針によりつつ、

世界各地で活動を展開した。新型コロナウイルス感染症に起因する人の移動や社会的活動に対する制限が世界中で続き、多数の企画が中止や延期、規模縮小となる中、国・地域ごとの感染状況をきめ細かく把握し、リアルな事業実施を可能な限り追求した。事業の変更・中止を余儀なくされた場合においても、オンラインを活用した代替事業等を実施することで機動的かつ効果的に対応した。

（１）外務省、在外公館等との緊密な連携による「リアル」な事業機会の確保

コロナ禍により国際間渡航や実地でのイベント開催に大幅な制約が課される中、外務省、在外公館等との連携による情報収集を重ね、各地における感染症の流行状況を踏まえるとともに、各国政府による感染予防策を遵守しながら、実施可能な対面を伴う事業について最大限の機会確保に努めた。

ア．コロナ禍における交流事業の継続実施

コロナ禍によって外交周年にあわせた主催公演等の中止を余儀なくされる中、在外公館との綿密な連携を通じて感染拡大が一時的に下火となる様相を見せた時期を捉えて、大型日本美術展を開催し、また、国際展に参加し、さらには基金巡回展を実施する等、外交周年機会等への貢献に努めた。できる限りの感染拡大防止策を講じ、可能なタイミングには本邦から専門家を派遣する等、開催地の状況と規則に沿って実現させた事業は、現地から熱い歓迎を受けた。

招へい事業においても、外務省を始めとする関係機関・関係者との緊密な連携の下、希少な機会を捉えて来日を実現し、人的交流を推進した。

例えば、舞台芸術国際共同制作事業では、コロナ禍の影響で直接顔をあわせての国際的なコラボレーションの機会が失われる中、我が国の芸術分野における国際的なプレゼンスが低下することのないよう、世界で活躍する日本と海外のアーティストが共に一つの舞台芸術作品を創作する場を提供し、ウィズ・コロナ時代の新たな表現の形を全世界に発信するため、海外の関係者の招へいを個別の事情に応じて特段の事情が認められる（以下、「特段の事情」）案件として実現させ、日本国内での成果公演につなげ、さらに令和４年度に向けて海外での主催公演も準備した。

また、海外日本語教師訪日研修事業では、「特段の事情」案件として入国が認められた一部の研修（特定技能制度による来日希望者のための日本語教授法研修（第３回）：参加者１３名）を実地に実施し、参加者は日本社会の文化や慣習、それらに付随する日本語の繊細な表現等を、肌身をもって体験した。

さらに、日本研究フェローシップ事業では、国費留学生らと並んで特例的に入国できるよう関係省庁と協議を重ね、入国に当たっては基金が受入機関となり、入念な感染症対策を施すことで、令和２年度及び３年度採用フェローの約６割に相当する１５０名のフェローの入国を実現し、実地での研究・調査の機会を提供した。

イ．国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）の開発・実施

「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」の「４．新たな外国人材の受入れ」を踏まえた出入国管理及び難民認定法の改正（平成 30 年法律第 102 号）により、2019 年 4 月に制度運用が開始された在留資格「特定技能 1 号」において必要とされる日本語能力水準を測る「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」を、モンゴル、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ネパールのほか、新たにインド、スリランカ、ウズベキスタンを加えた海外 9 か国及び日本国内で、人材受入れニーズ等に沿いつつ、感染症防止対策を徹底した上で実施した（海外及び日本国内の受験者数の合計は年間 30,596 人）。特に、インド、スリランカ、ウズベキスタンについては、令和 3 年度当初は未計画であったが、日本政府の方針に沿って、特定技能の各技能試験と同時期の試験開始を実現した。また、来日就労希望者に必要な日本語習得を支援する取組（教材開発とインターネット上での無料公開、現地の日本語教師へのセミナーや出講講義、SNS 発信等）を行い、制度の円

滑な運用に寄与した。

ウ．東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会推進において、「Sport for Tomorrow」にコンソーシアム運営委員会のメンバーとして参画するとともに、基金が実施する公益財団法人日本サッカー協会（JFA）と連携した人材育成やネットワーク形成等のためのサッカー交流事業等を推進事業として登録し、スポーツを通じた国際交流に関する官民連携のネットワークを構築・発展させつつ、「Sport for Tomorrow」全体で 204 か国・地域の 1,300 万人以上の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げた政府の取組に積極的に関与した。

（２）各国・地域における取組

ア．米国

2022 年 3 月に開催された、良好な日米関係の象徴ともいえるべき全米桜祭りに、民謡クルセイダーズ、大野敬正&夕田敏博（津軽三味線・和太鼓）、剣伎衆かむみの 3 グループを派遣し、同祭り開会式におけるコンサートに加え、学校、商業施設、バスケットボール・アリーナでも公演やワークショップを行った。現地のコロナ感染状況が下火になった機を捉え、久々の日本からの公演団の海外派遣を実現させた結果、来場者の合計は約 1.3 万人に達した。さらに、実演後はアーカイブ動画配信も行った。

日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）プログラムでは、テネシー州チャタヌーガにおいて同プログラム 20 周年記念イベントを開催した。冒頭、ウィリアム・ハガティ氏（上院議員・元駐日米大使）や山崎直子氏（元 JAXA/NASA の宇宙飛行士）からの祝賀メッセージをビデオ上映後、「Why JOI matters; 歴史と地域、二つの視点から考える草の根交流」をテーマとしたシンポジウムを実施し、在ナッシュビル総領事とタイソン昌美氏（テネシー経済開発庁ディレクター）らが参加し、充実した議論が交わされた。本イベントには、JOI プログラム創設に関わりの深かった関係者やかつてのコーディネーター受入先、スーパーバイザー、そして現在米国を拠点に活躍しているコーディネーター経験者、派遣中の 19 期コーディネーター等が参加、20 年間の活動を振り返るとともに、米国の地方における草の根交流関係者同士のネットワークの重要性を改めて確認する貴重な機会となった。

イ．東南アジア

カンボジアでは、基金プノンペン連絡事務所が、2023 年に同国が初めてホスト国として実施予定の「東南アジア競技大会」及び「ASEAN パラ競技大会」に向けて、スポーツ分野の報道を担う若手の記者を始めとする報道関係者等を対象とした事業を実施した。この事業には、同分野の第一線で活躍する日本人のジャーナリスト、カメラマン、コメンテーター等が講師として参加し、国際大会におけるスポーツ報道の在り方、報道を取り巻くデジタル化に関する取組をテーマに講義が行われた。2022 年 3 月の岸田総理大臣によるカンボジア訪問の際に行われた日カンボジア首脳会談に伴い発表された日本・カンボジア王国共同声明において、東南アジア競技大会開催に向けた協力が表明されたが、本事業は右声明とも方向性を一にする事業となった。

ラオスでは、基金ビエンチャン連絡事務所が在ラオス日本国大使館主催のラオス最大の日本紹介イベントである「ジャパンフェスティバル 2022」（オンライン）を共催し、「日本のアートと言葉を楽しもう！」と題した約 30 分のビデオ番組を制作・上映した。加えて、過去に基金事業で日本へ招へいたラオスを代表するコンテンポラリーダンス・カンパニーの「ファンラオ・ダンスカンパニー」の訪日公演時の映像を上映したほか、ラオスでの日本語教育の現状にふれつつ、基金関西国際センターが運営する日本語学習サイトを紹介する等、オールジャパンでの対日関心喚起や日本理解促進とともに、日本各地の魅力も合わせてアピールした。

タイにおける日本語教育分野の取組として、中等教育機関の第二外国語教師の不足を補うため、

2013 年から 2018 年までの 6 年間で、日本語教師 200 人の養成に協力するとともに、タイの教育行政官及び校長・副校長計 16 名を日本に招へいする等の、基金が長年にわたって実施してきた教師研修や日本語パートナーズ派遣事業の貢献がタイ教育省から高く評価され、2021 年 4 月にタイ教育大臣よりタイの教育の発展に著しい貢献をした団体に与えられる賞を、基金バンコク日本文化センターが受賞した。また、これまで基金が協力してきた施策により、一時期の教師不足状況に一定の改善がみられつつあることから、今後は教師の質の向上への貢献を見据え、タイ教育省の新方針「コンピテンシー育成教育」にも適合する新事業である「リーダー教師育成事業」を 2022 年 3 月より開始した。

日本・シンガポール外交関係樹立 55 周年を迎えたシンガポールでは、令和 2 年度に続き、映画館での上映とオンライン配信とを組み合わせたハイブリッド型の「日本映画祭 (JFF)」を、シンガポール・フィルム・ソサエティ及び在シンガポール日本国大使館と共催して開催した。上映終了後には、Zoom を活用し、作品関係者をスクリーンに招いて Q&A セッションを行ったり、ウェビナー機能を活用してオンラインによるプログラマー・トークやマスタークラスを開催したりする等、工夫を凝らし、ニュー・ノーマルに対応した新しい映画祭の在り様を追求した。

ウ. インド

2017 年 6 月に東京で行われた第 23 回国際交流会議「アジアの未来」（日本経済新聞社主催）における安倍総理大臣（当時）スピーチのフォローアップとして、平成 30 年度よりインド、ベトナム、ミャンマーの 3 か国で「日本語教師育成特別強化事業」を実施し、インドでは令和 3 年度、新規教師養成研修及び現職教師向けブラッシュアップ研修に計 108 名が参加した。また、デリー近郊の州立工業大学 4 校の日本語コースにおいて同研修修了者が教鞭をとっている等、着実に教師育成の成果が現れており、現地での安定的な日本語教育の展開に寄与した。

エ. 豪州

シドニー日本文化センターは、在シドニー日本国総領事館が中心となり日豪関係団体・企業が官民連携で立ち上げたコロナ収束後に向けた新たな取組「Japanaroo2021」及び「Japanaroo+」の実施に当たり、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）とともにタスクチームの一員として参画した。本事業では、様々な団体・企業が同じ時期にオンラインとリアルの双方で日本文化・ビジネス関連行事を集中開催し、日本食や日本文化を通じて豪州の人々の生活を一層楽しく豊かなものにするとともに、文化、観光、ビジネスといった様々な形での日豪間の交流を通じて信頼関係を深化させることに貢献した。

令和元年 6 月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」、令和 2 年 6 月に閣議決定された国際交流基金事業も含む基本方針に基づき、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育（以下、「継承日本語教育」）について、豪州では、令和 3 年度にシドニー日本文化センターにおいて、ニューサウスウェールズ大学との共催によるセミナーの実施、Facebook メーリンググループを通じた情報提供やニュースレターの発行を通して、継承日本語教育に携わる人々のネットワーク形成を行った。また、豪州における継承日本語教育事業の中心的な役割を果たしている研究者も登壇して、33 か国から 838 名の継承日本語教育関係者の参加を得た「バイリンガル・マルチリンガル子どもネット (BMCN)」の年次大会の一部を共催し、アンケート調査を実施した。同調査結果に基づき、海外の継承日本語教育団体に対して、日本の幼児番組 DVD の配付や、日本の児童書の貸与を実施した。

オ. 欧州

日独交流 160 周年記念事業としてドイツ・ミュンヘンにて「Rimpa feat. Manga」展を、コロナの状況の推移をにらみつつ、時機を捉えて開催した。琳派・若冲の作品と、鉄腕アトムや初音ミク等人気

キャラクターが琳派や若冲の名画の中に登場する現代作品（京都の呉服メーカー・豊和堂の制作）と一緒に紹介する等した本展示に対する鑑賞者からの評価は高く、98%以上が展覧会の内容を肯定的に評価し、現地報道は27件にのぼった。また、ポーランド・ワルシャワでは、ザヘンタ国立美術館との共催による「集団と個の狭間で―1950年代から60年代の日本前衛美術」展が実現した。欧州では35年ぶりとなる規模で日本の戦後前衛美術を紹介した本展は、国際的な活動を展開する有力美術館と共同で、コロナ禍以前から長年にわたって企画・制作してきたものであり、大きな話題を呼び、ポーランド文化大臣をはじめとする約4万人が来場した。

映画の分野では、映画産業の海外展開推進のための映画業界関係者や関係省庁等の検討会議における議論も踏まえ、令和4年5月の日伊首脳会談に際しても言及がある等、両国政府間で映画共同製作協定の交渉が進んでいるイタリアを始め、欧州4か国で、オンライン日本映画祭を開催した。2週間の会期中の映画の視聴回数は約8万回、報道件数は約400件を記録する等、大きな反響を呼んだ。

フランスでは、パリ日本文化会館を会場として、ポーラ文化研究所と共催で、江戸時代の化粧風俗を、約150点の浮世絵と約60点の化粧道具・装身具の展示を通じて紹介する展覧会を開催。フランスで人気の高い浮世絵の美術品としての側面だけでなく、風俗資料としての側面を提示し、当時の生活文化を紹介することにより、日本文化へのより深い理解を促進した。クリスチャン・ソテール氏（元フランス経済・財政・産業大臣）や在フランス日本国大使等が来場したほか、現地主要紙や国営放送FRANCE 2の朝の人気情報番組「Télé Matin」等のメディアで報道された。

日本文化に触れる機会が限定的な国・地域において二国間の文化交流の象徴的な役割を担うことも多い放送コンテンツ等海外展開支援事業では、2022年に外交関係樹立30周年を迎えたジョージアに番組を提供した。在ジョージア日本国大使より公共テレビ第1チャンネルに対し、番組放送素材の引渡式を行い、その模様は同周年にも言及された上で、同局のテレビ番組にて報道された。

カ. 中国

北京日本文化センターは、「高考（大学入学試験）」で日本語を選択する学習者が増加していることに伴う、中等教育の日本語教師のニーズへの対応や、教師間の交流及び情報共有を目的として、中国教育部直下の人民教育出版社と例年共催している「全国中等日本語教育大会」を、初めてオンラインで実施した。同大会では、中国の新しい教育政策動向や中等教育の全体状況を共有するとともに、新しい教材や事業に関する情報交換を行い、例年の対面開催では120名程度の参加者であったところ、オンライン開催の今回の参加者は1,769名にのぼったほか、これ以外にも配信視聴者数は約7,000人に達し、動画の累計アクセス数は40,000回を超える等、地理的な制約にとらわれないオンラインの特性を効果的に生かして広範囲へのリーチを実現するとともに、教師間のネットワーキングに大いに貢献した。

また、日中の青少年交流を途絶えることなく継続させるために、両国高校生の協働による連帯意識の醸成等を目的とする「日中高校生対話・協働プログラム」を始めとする各種オンライン交流事業等を実施した結果、令和2年度以上に多くの参加者（合計2,427人、昨年度比46%増）を得るとともに、アンケートでの「有意義」以上回答は99%（「対話・協働プログラム」）に達し、日中双方の相互理解の更なる進展がみられた。

キ. 中東・アフリカ

ザンビアにおいては、放送コンテンツ等海外展開支援事業について、国営放送局 ZNBC にて引渡式が行われ、同国情報・メディア大臣、同次官及び ZNBC 幹部の出席の下、在ザンビア日本国大使から ZNBC に対し放送素材が供与された。同大臣からは、基金による継続的な番組提供に対して謝辞が述べられ、その式典の様子は現地のテレビや国営紙等の現地主要メディアにおいても日・ザンビアの文化交流の象徴的取組として報道された。

カイロ日本文化センターでは前年度の好反響を踏まえて、令和3年度も引き続き、対パレスチナ日本政府代表事務所との共催事業として、パレスチナに住む日本語学習者を対象として、本冊や音声を自由にダウンロード可能でオフラインでも自習がしやすい教材『いんどり 生活の日本語』を活用しながらオンラインで日本語授業を行う「JF×パレスチナ オンライン日本語」レッスンを実施した。これまで支援が届かなかった学習関心層に対して、オンラインの特性を生かして直接的な日本語学習支援を行うことにより、22名がコースを修了し、今後も学習を継続する意欲を見せる等、現地で唯一の日本語教育の機会としての効果の波及が見られた。

2021年8月のアフガニスタンの政変により、在アフガニスタン日本国大使館の現地職員及び家族が日本に退避したが、日本での退避が長期化する恐れがあること等も踏まえ、外務省からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症等も考慮しつつ、2022年2月から3月にかけて、退避中の15家族55名に対して、「まるごとオンラインコース」に基づくオンライン・グループレッスンで基金日本語教育専門家等が実施し、日本語の入門レベルの学習機会を提供した。

また、2022年8月にチュニジアで予定されている第8回アフリカ開発会議（TICAD8）に向け、チュニシスのラデス橋ライトアップのための準備（デザイン、設計、現地調査）に協力した。日本政府開発援助により建設されチュニジアの人々に「日本の橋」と親しまれているラデス橋を、アフリカ各国首脳が集う機会に、日本を代表する照明デザイナー、石井幹子氏の企画により美しくライトアップする計画が、在チュニジア日本国大使館やJICAとも連携して進められている。

ク. 中南米

新型コロナウイルス感染症の影響により、対面授業に替わるオンライン化の動きが広がったことを受け、オンラインで活用できるコンテンツへの需要に応えるための取組を進めた。メキシコ日本文化センターでは、令和2年度に作成した日本語学習プラットフォーム「JFにほんごeラーニング みなと」（以下、「みなと」）の告知動画を活用し、YouTubeやFacebookで広報を行う等、公式SNSでの継続的な宣伝を行うとともに、在メキシコ日本国大使館による協力を得て、現地メディアの記事でも取り上げられた結果、同国の「みなと」登録者数は前年度3月比37.6%増の累計51,193名に達した（累計登録者数は2018年以降世界1位を維持）。また、在中米・カリブの日本国大使館の、SNS等を通じての「みなと」登録に係る広報協力も得ることで、現地の日本語教育機関数が限られた国においても登録者の増加が確認された。

3-3. 指摘事項への対応
<前年度評価結果> 【今後の課題】 ア. 外務省との情報共有・連携をより一層緊密に行い、首脳外交や国際会議等の外交日程にも配慮しつつ、外交と連動した機動的・戦略的な事業実施が期待される。 イ. 在外事業に関し、外交と連動した機動的な事業を展開する場合は、外務省及び在外公館に事前に情報共有するよう求める。
<前年度評価結果反映状況> ア. これまでも首脳外交や国際会議等に連動する形で多くの事業等を行ってきたところであるが、これらの日程等も注視しながら引き続き事業実施等の準備を行った。また、各地域を所管する外務省の担当部署とも緊密な連携を図ることに努めた。 イ. コロナ禍によって外交周年にあわせた事業の中止等を余儀なくされる中、在外公館等との従来

よりも一層の綿密な連携を通じて、感染拡大が一時的に下火となる様相を見せた時期を捉えて事業を実施した。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 A

根拠

【指標 13-1】【指標 13-2】

コロナ禍により国際間渡航や実地でのイベント開催に大幅な制約が課される中、外務省、在外公館等との連携による情報収集を重ね、各地における感染症の流行状況を踏まえ、また各国政府による感染予防策を遵守しながら、実施可能な対面を伴う事業について最大限の機会確保に努め、大型日本美術展の開催、国際展への参加、基金巡回展の実施等外交周年機会等への貢献に努めた。招へい事業においても、外務省を始めとする関係機関・関係者との緊密な連携の下、希少な機会を捉えて来日を実現し、人的交流を推進した。

政策上の要請に応じ、2019年4月に制度運用が開始された在留資格「特定技能1号」において必要とされる日本語能力水準を測る「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」を、新たにインド、スリランカ、ウズベキスタンを加えた海外9か国及び日本国内で、人材受入れニーズ等に沿いつつ、感染症防止対策を徹底した上で実施したほか、来日就労希望者に対する日本語習得支援の取組を担い、制度の円滑な運用に寄与した。

米国では、良好な日米関係の象徴ともいえるべき全米桜祭りに公演団を派遣し、同祭り開会式におけるコンサートに加え、学校、商業施設、バスケットボール・アリーナでも公演やワークショップを行った。また、日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）プログラムでは、JOIプログラム20周年記念イベントを開催し、事業の創設に関わりの深かった関係者、現在米国を拠点に活躍しているコーディネーター経験者及び派遣中のコーディネーター等が20年間の活動を振り返るとともに、地方における草の根交流関係者同士のネットワークの重要性を改めて確認する貴重な機会とし、草の根レベルの日米交流活性化に貢献した。

東南アジアでは、カンボジアにおいて、基金プノンペン連絡事務所が、2023年に同国が初めてホスト国として実施予定の「東南アジア競技大会」及び「ASEAN パラ競技大会」に向けて、2022年3月の日カンボジア首脳会談に伴い発表された日・カンボジア王国共同声明とも方向性を一にする事業を行ったほか、ラオスにおいて、基金ビエンチャン連絡事務所がラオス最大の日本紹介イベントである「ジャパンフェスティバル 2022」（在ラオス日本国大使館主催）を共催し、オールジャパンでの対日関心喚起や日本理解促進とともに、日本各地の魅力もあわせてアピールした。

欧州では、日独交流 160 周年記念事業としてドイツ・ミュンヘンにて大型企画展の「Rimpa feat. Manga」展を開催する等、リアルな事業実施を可能な限り追求する一方、映画共同製作協定の締結に向けて政府間交渉が進んでいるイタリアを始め、オンライン日本映画祭を開催する等、ウィズ・コロナ時代における事業の充実を図った。

そのほか、外務省との情報共有・緊密な連携を通じて、アフガニスタンからの退避者に対して日本語オンライン・グループレッスンを実施し学習機会を提供したほか、コロナ禍の中で需要が高まった放送コンテンツ等海外展開支援事業においては、ザンビアやジョージアのように要人の参加を得て素材引渡式を実施して、二国間の文化交流の象徴的な役割を担う等、各国での対日関心の拡大に努めた。

以上のとおり、外交上の重要国・地域を踏まえつつ、各国の状況にも機動的に対応し、オンラインも活用した事業実施に取り組んで、顕著な成果をあげていること、かつ【難易度：高】の設定で

あることにも鑑み、「A」評定と自己評価する。

【課題と対応】

新型コロナウイルス感染症をめぐる各国の状況の推移を注視しつつ、オンラインの活用等も含め文化の発信・交流を途絶えさせない仕組みづくりに引き続き努める。

3-5. 主務大臣による評価

＜評定と根拠＞

評定 A

根拠：

【総論】

新型コロナウイルス感染症により、海外渡航や現地での事業開催に多くの制約のある中、在外公館等から入手した最新の現地の感染状況等を踏まえ、現地当局が定める防疫措置を遵守しながら、可能な限りリアルな事業実施機会を確保したことを高く評価。特に周年国等との関係では、巡回展や日本映画上映等のリアルな事業を粘り強く着実に実施した他、日独交流 160 周年記念事業として琳派・若沖の作品と現代の漫画キャラクターを組み合わせた斬新な大型企画展を実施し、現地専門家のみならず、一般の来場者からも 100% 近く肯定的に評価されて多数報道される等、日本文化の多様な側面を印象付け、周年という節目の機会に改めて対日理解の促進に寄与する事業となった。また、令和 2 年度はコロナ禍のためオンライン開催となった全米桜祭り開会式の公演についても、令和 3 年度は現地の感染状況が落ち着いた機を捉えて実施し、1 万人以上が来場するなど現地で日本の祭りを印象付けた。また、日本語事業においても、各国政府ハイレベルの要請を受けて、「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」を 3 か国で機動的に実施した他、アフガニスタンから日本に退避した在アフガニスタン日本国大使館の現地職員及び家族に対して、日本での生活に支障を来さないために日本語教育専門家等を通じて日本語の入門レベルの学習機会を速やかに提供するなど、前例のない緊急要請に柔軟に即応できたことは高い評価に値する。

上記のとおり中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められること並びに本項目が【難易度：高】であることを鑑み、自己評価「A」は適当と判断する。

具体的な事業に対するコメントは以下の通り。

● J F T-Basic

「国際交流基金日本語基礎テスト（JFT-Basic）」については、令和 3 年度において新たにインド、スリランカ及びウズベキスタンでの実施が開始された。本件は、首脳を含めた各国政府ハイレベルからの早期試験の実現に対する強い要請を受けた当省及び関係省庁の意向を十分踏まえたものであり、令和 3 年度当初の事業計画には無かったものの、公平で安定した早期試験開始が実現されており、外交上の重要性等を踏まえた機動的な事業の取組として高く評価できる。

● 米国

全米桜祭りは従前より高い反響を得ている事業であるが、とりわけ令和 3 年度の来場者数は高く、コロナ禍における様々な制約がある中でもリアルな事業を望む声の高さを物語っており、基金が、右ニーズを適切に捉えた上で、感染状況や感染対策に最新の注意を払いつつ、公演団を派遣に至ったことを評価する。

JOI については、20 年の蓄積を踏まえて実施されたシンポジウムの結果も参考に、米国内及び日

本国内での知名度の向上についても成果をフォローアップすることを期待。

●東南アジア

今年度は初めてオンラインで実施された、ラオス最大の日本紹介イベントである「ジャパンフェスティバル2022」(在ラオス日本国大使館主催)にJFも参画し、日本の家庭料理、茶道、和食の魅力紹介等を行った。当日の様子は、現地の有力紙(ビエンチャン・タイムズ紙やビエンチャン・マイ紙等)にも掲載され、日本の魅力発信や日ラオス友好関係促進にも貢献したと言える。

●欧州

欧州でのコロナの感染状況に波がある中での大型展示の実施は、費用対効果が確保できるか難しい判断を求められるが、現地との緻密な調整を経て、ドイツでは、周年のタイミングでの開催に、また、ポーランドでは、2年越しでの展示の開催にこぎ着けたことを高く評価する。また、現地広報状況や集客数から、これらの展示が現地でも高く評価されており、コロナ禍において実施された有益かつ貴重な展示であったと言える。また、放送コンテンツ等海外展開支援事業では、2022年に外交関係樹立30周年を迎えたジョージアに番組を提供し、対日関心の拡大に寄与した。

●その他

平成3年8月、タリバーンの首都カブールの制圧等、アフガニスタンの急激な事態悪化を受け、在アフガニスタン日本国大使館の現地職員及び家族は日本に退避し、当面日本において生活することとなったものの、その殆どは基礎的な日本語を理解できない状況であり、日々の生活に支障をきたす状況であった。このような緊急事態に伴う日本語学習支援の要請に対して、長年の日本語教育事業で培った知見を生かしつつ速やかに対応し、退避中の15家族55名に対して、日本語教育専門家等を通じて日本語の入門レベルの学習機会を提供することができたところ、前例のない緊急要請に即応することが出来たことは評価に値する。

【今後の課題】

在外事業(主催・助成事業)に関し、外交と連動した機動的な事業を展開する場合は、在外公館のみならず、外務本省にも事前に情報共有願いたい。

周年等の外交と連動した比較的大規模の大きい主催事業や祭り等の事業について、コロナ禍等の予測困難な事情により、実施の見込みがつかなくなった場合や事業内容を変更する場合、適時、外務省に情報共有・相談願いたい。

引き続き新型コロナウイルス感染症の影響がある中、感染危険情報2以上の国・地域への邦人の海外派遣を伴う事業を計画する合、十分前広に外務省並びに在外公館に情報提供・相談願いたい。

【その他事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 個別の地域、個別の案件に関して当初の目標以上の実績がみられる。「A」評価に値すると思われる。

イ 指標13-2に記載されている「地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的に事業を実施」という点に関し、令和3年度は、どの事業に重点化されたのか、具体的にどのように効果的に事業を実施したのか(その具体的効果はどのようなものだったのか)が自己評価書からは十分に読み取れない。【課題と対応】について、課題を認識した場合、その要因分析や着実な

実施を阻害するリスクなどを明確に検討すべき。

ウ コロナ禍でも外務省、在外公館などとの連携による情報収集を行い、感染予防策を遵守しながら、対面を伴う事業を実現。具体的には、米国桜祭り開会式のコンサート、インドでの国際会議、豪州での継承日本語教育事業などの実施等。また、日独交流 160 周年など外交周年機会への貢献、種々のプログラムの招聘を実現させるなどの実績をあげた。自己評価書の評定「A」は妥当。

エ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定されていた外交周年に合わせた主催公演等が多く中止される中、外交上の重要国との限定的な人的往来で済む巡回展などを実施しての現実的な対応は評価すべき。さらに、各国での実会場での事業が実施されたほか、オンラインを活用した事業実施や広報にも積極的な取組を実施。今後、ロシアと中国の両国における戦略的な事業実施のあり方を議論する必要がある。本項目は重要項目であり、今後リアリズムを礎とする長期的視野を担保した戦略的な事業を拡充し「S」評定を目指してほしい。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 12	内部統制の充実・強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ						
指標等	達成目標	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。	海外事務所 25 か所	8 か所	7 か所 (※1)	5 か所	0 か所 ※2	0 か所 ※2
	国内附属機関 2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	1 か所 ※2	1 か所 (未実施の残り無)
	国内支部 1 か所	1 か所	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所 (未実施の残り無)

※1 うち 1 か所は平成 29 年度分と重複

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により実施実績なし（令和 2 年度については同年度業務実績等報告書 139 頁（3－2．業務実績（4））参照）

3－1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 （2）内部統制の充実・強化 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。 また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。
【中期計画】 イ 内部統制の充実・強化 独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。 また、リスク管理委員会を定期的に開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。 そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。 また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

【年度計画】

イ 内部統制の充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知）」に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。

また、リスク管理委員会を定期的に開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。

そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。中期目標期間中に全ての海外事務所および国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受けることとなるよう、海外事務所の実地監査を着実に進め、新型コロナウイルス感染症の影響等により実地監査の実施が困難な場合は、これに代わる方法により監査を行う。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。

また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

【主な評価指標】

【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。

3-2. 業務実績

（1）統制環境の整備

各種内規（業務方法書に基づき整備した関連規程等を含む）に従った業務遂行に加え、理事会、内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、契約監視委員会、情報セキュリティ委員会、情報システム委員会等での課題の共有や方針の審議活動を通じて、各種の内部統制活動を行った。

また、以下のような規程の見直しや運用改善を行ったほか、令和 3 年度末に開催した内部統制委員会で同年度中の内部統制に関する取組全体についての点検を行なうとともに、同じく 3 年度終了後の監査においても点検作業を行った。

ア. 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」に基づく情報セキュリティに関する各種規程の改訂

イ. リスク管理を重視した新たな内部監査プランに基づく、契約・支出案件監査、助成事業案件監査、情報セキュリティ監査、個人情報保護監査等、9 種類の監査の実施

さらに、すべての役員と部長等が出席する内部定期会議（運営検討会議）、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会等の機会を通じて、理事長や理事から職員に対し、職務の基本姿勢、職員の心構え等についても指導を行う等、内部統制の基礎となる適切な統制環境の醸成にも引き続き努めた。

（2）リスク対応

令和 3 年度にはリスク管理委員会を 2 回開催し、新型コロナウイルス感染症への対応、とりわけ関係者の安全確保と感染拡大防止を優先して検討したほか、重点事項の実施状況を確認するとともに、業務上のリスクを見直し、令和 4 年度に向けた重点事項を策定した。

（３）周知の徹底と内部監査

内部統制に関する指示や命令・情報について、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ委員会や運営検討会議、部長会等の内部会議を通して管理職が把握したほか、グループウェアを通して組織内で随時共有・周知した。

また、コンプライアンス上の各種の重要事項や注意点を解説した『コンプライアンス・ガイド』を全勤務者向けに配布・掲示し、職員研修やコンプライアンスの指導に活用するとともに、海外事務所がガバナンスやコンプライアンスに関する自己点検を行うためのチェックリストを作成し、全海外事務所に配布した。

さらに、リスク管理を重視する観点から、上記（１）イにも記載のとおり、法令・内規の遵守状況、業務の適正性をチェックする９種類の内部監査（決裁文書書面監査、契約・支出案件監査、助成事業案件監査、会計監査、資金運用監査等）を実施するとともに、過去の監査における改善意見に関してフォローアップを行った。

（４）海外事務所、国内附属機関・支部に対する内部監査・会計監査人の実地監査

令和３年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の出張実現に大きな制約が生じる中、監事、監査室及び会計監査人が有機的な連携を図ることで可能な実地監査を行うとともに、実地対応が困難な場合もこれに代わる方法で監査を行った（内訳は次のとおり）。

ア．海外事務所

（ア）監査室による書面監査（監事監査の補佐業務として実施）	25 か所
（イ）監査室による運営管理・会計事務に関する書面等による監査	3 か所
（ウ）監査室による個人情報保護・文書管理に関する書面等による監査	6 か所
（エ）会計監査人によるリモート・書面監査	2 か所

イ．国内附属機関・支部

（ア）監査室による書面監査（監事監査の補佐業務として実施）	3 か所
（イ）会計監査人による実地監査	1 か所

（５）内部統制に関する研修

内部統制の向上のための職員の知識及び意識の涵養のため、以下のような職員対象研修を実施した。

ア．総務・システム・会計等実務研修（決裁・文書実務、情報公開・個人情報保護、安全管理、会計事務等の指導）

イ．新入職員及び海外赴任予定者対象のコンプライアンス研修・指導

ウ．ハラスメント防止や労働安全衛生管理のための研修

エ．情報セキュリティ研修

（６）内部通報・外部通報

規程に基づき、内部通報及び外部通報窓口を設置。令和３年度に通報を受けた実績（不受理としたものを含む）は、内部通報・外部通報のいずれも０件であった。

（７）事業評価

独立行政法人通則法に基づき、令和２年度業務実績等報告書（自己評価書）及び第４期中期目標期間業務実績等報告書（見込評価）を作成し、外務大臣の評価を受けた。また、主要な事業について、

事業の目的意識の明確化と目的に沿った事業成果と改善点の確認に取り組むとともに、令和2年度に引き続き、コロナ禍の中で新たに取り組んだオンライン事業についてノウハウの部署横断的な共有等に努めた。さらに、令和4年度プログラム編成に当たっては、前回（同3年度プログラム編成）に引き続き、PDCA サイクルをプログラムレベルでも機能させるため、各プログラムのねらいに対する成果を確認するとともに、今後の方向性を検討した結果、従来のプログラムの一部について新設や終了等の再編を行った。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

令和元年度第4四半期に発生した新型コロナウイルス感染症の影響に対応し、在宅勤務制度のリスク要因分析や実地検査に代わる書面等による監査を実施するなど、状況の変化に応じて適切に監査が行われた点は評価できる。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することも予想される中で、個別事業に即した形で具体的にリスク評価を行い、その対応を明確化することを含め、引き続き内部統制強化のための実質的な取組の継続が期待される。

<前年度評価結果反映状況>

前年度に続いて、海外事務所等に対する実地による監査が困難となったが、監事、監査室及び会計監査人が連携を図ることで、より多角的な観点からの監査を実施した。

統制環境や体制の整備から、個別事業におけるリスク管理まで、内部統制の充実のための様々な取組を、年度を通じて進めた。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

各種内規に基づく業務遂行と規程等の必要な見直し・運用改善、各種委員会における審議、資料配布や様々な研修を通じて統制環境・体制の整備に努めた。リスク管理委員会においては、新型コロナウイルス感染症への対応を検討したほか、令和3年度リスク管理重点事項への対応状況確認、業務上のリスクの見直し、令和4年度リスク管理重点事項への反映を行った。

また、海外事務所及び国内附属機関・支部に対する実地監査（【指標14】）については、コロナ禍により、予定した大半の実地監査が困難な状況となったものの、監事、監査室及び会計監査人が有機的な連携を図ることで、異なる観点による複数の監査を実施した。その結果、令和2年度までに実地監査が実施できなかった海外事務所6か所についても、これに代わる書面等による監査が行われた。

事業評価についても、令和2年度業務実績報告書（自己評価書）及び第4期中期目標期間業務実績等報告書（見込評価書）を適正に作成するとともに、主要な事業の成果及び改善点の確認と令和4年度のプログラム再編を進めた。コロナ禍の中で取り組むオンライン事業についても、ノウハウの部署横断的な共有等を継続して進めた。

以上から、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 B

根拠：

自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

【課題と改善方策】

コロナ禍により、海外事務所等に対する実地監査が困難な状況が継続する中で、より多角的な観点からの監査を実施している点は評価に値する。

引き続き、個別事業に即した形でのリスク及びその対応の明確化を進めるなど、実質的な内部統制強化に不断に取り組むことを期待。

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 各種委員会や研修、コンプライアンス冊子発行など活発に行っている。「B」評価に値すると思われる。

イ 内部統制に関しては、業務遂行と規程などの見直し、各種委員会における審議、資料や研修による環境・体制の整備を行っていること、海外事務所や国内附属機関・支部の監査など、コロナ禍でも臨機応変に対応したこと、リスクの対応に関しては周知の徹底と解説冊子を全職員に配布するなどの徹底した対応を行っている。これらのことから、自己評価書の「B」の評価は妥当であると考ええる。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 13	事業関係者の安全確保
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成 目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 (3) 事業関係者の安全確保 天災や突発的な事件・事故等の非常事態に備えるため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）も踏まえながら、海外治安情報の収集及び共有の体制整備、緊急時における行動規範の整備及び遵守徹底、危機発生時の体制整備及び事前の研修・訓練の徹底等を図り、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全を確保する。
【中期計画】 ウ 事業関係者の安全確保 海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）に示された内容も踏まえながら、安全管理に係る組織体制の整備、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と共有の体制強化、外部の専門家やコンサルタントの活用による安全対策の点検やマニュアルの整備、日本国内外における外務省・在外公館や関係団体との連携・情報交換の強化、基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練の実施等の取組を進める。
【年度計画】 ウ 事業関係者の安全確保 「国際協力事業安全対策会議最終報告（平成28年8月30日外務省及び独立行政法人国際協力機構）」に示された内容も踏まえながら、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のための取り組みを進める。 具体的には、平成29年度に設置した「安全管理室」を中心に、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と基金内での共有の継続、外部コンサルタントの活用により作成した「海外安全対策マニュアル」等に基づき基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練を実施するほか、安全対策の点検を引き続き行う。 加えて、令和元年度末に発生した新型コロナウイルス対策について、引き続き可能な限りの情報収集を実施し適切な対応を行う。「たびレジ」登録の徹底を継続して行い、また日本国内外において、外務省・在外公館 や関係機関との連携・情報交換の強化に努める。

【主な評価指標】

【指標 15－１】安全対策に関わる体制の整備・強化の取組状況（安全対策に特化した部署の設置、情報収集と共有の体制整備、オンライン研修の導入等）

【指標 15－２】職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録の徹底（「たびレジ」登録を、規程・契約書等に明記してルール化）

３－２．業務実績

（１）新型コロナウイルス感染症関連

令和元年度第４四半期以来、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響が継続する中、令和３年度は、政府が発令した２度にわたる緊急事態宣言を受け、理事長を本部長とする緊急事態対策本部を立ち上げて基金内部での各種対策を決定し、関係者への周知を行った。また、緊急事態宣言が発令されていない時期においても総務担当理事を筆頭とした連絡会議を随時開催し、様々な対策を検討・実行した。具体的には、関係者の安全確保と感染拡大防止を最優先し、以下の対策を実施した。

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症流行下における事業実施方針の見直し
- ⑦ 感染状況を勘案した上での各事業実施可否の検討
- ⑧ 感染拡大状況及び医療体制が懸念される国に在住する関係者の一時帰国
- ⑨ 海外事務所向けの「感染症マニュアル」のひな型作成及び事務所ごとのマニュアル作成指示
- ⑩ 職員の時差出勤及びシフト勤務の励行並びに在宅勤務等の事業継続のための環境整備
- ⑪ 事務所内の衛生管理強化及び基金内部関係者に対する感染拡大防止のために実施すべき対策に関する、グループウェア等を通じた適時の情報共有

さらに、海外事務所向けの安全管理研修については、従来事務所長のみ対象であった研修をオンラインで実施することにより、所長以外の事務所関係者まで参加者の範囲を拡大した。同研修では、新型コロナウイルス感染症への対応を中心として、過去２年における各国の対策について振り返りを行うとともに、同様の感染拡大が発生した場合に円滑な対応が可能となるよう、重点ポイントの確認を行った。

（２）安全管理全般

（コロナ禍対応を含めた）関係者の安全管理全般に関しては、従来に引き続き、平成 29 年度に設置・整備した「安全管理室」と関連規程類を軸に、関係部署が連携して対応し、以下の取組を行った。

- ・ リスク情報配信サービスや「たびレジ」等を通じた脅威情報の収集
- ・ 外務省を始めとする関係機関との情報交換
- ・ 「国際協力事業安全対策会議」「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の会合を通じた情報収集
- ・ グループウェアや会議を通じた、実際に基金関係者が直面したリスクに関する情報共有
- ・ 「海外安全対策マニュアル」及び「安全対策の手引き」に基づく国内各部署における個別のマニュアル類の点検・整備・見直し
- ・ 職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録の実施

3-3. 指摘事項への対応
＜前年度評価結果＞ 引き続き安全管理に関する基本体制を効果的に機能させるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化することも見据え、勤務形態の多様化等に対応した「事業継続計画」の見直しも含めた安全確保対策の強化が期待される。
＜前年度評価結果反映状況＞ 上記3-2記載のとおり、安全管理に関する組織体制を効果的に機能させ、状況の推移を踏まえた各種対応を進めたほか、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた「事業継続計画」についても体制面を含めた見直しに着手した。

3-4. 自己評価
＜評定と根拠＞ <u>評定 B</u> <u>根拠：</u> 上記3-2記載のとおり、基金職員及び基金事業関係者の安全確保のための体制を確保・充実させながら、事態の推移に応じて迅速かつ適切に様々な対策を検討・実行した。とりわけ新型コロナウイルスの感染拡大への対応においては、政府の緊急事態宣言発令期間中はもとより、緊急事態宣言が発令されていない時期にも的確に対応した。 以上から、所期の目標を達成していると自己評価する。 【課題と対応】 引き続き脅威情報の収集・共有や研修実施等を通じて、安全管理に関する体制の整備に努める。コロナ禍対応の面では、国内外において各種の緩和が進む状況もにらみつつ、引き続き必要な措置を継続する。

3-5. 主務大臣による評価
＜評定と根拠＞ <u>評定 B</u> <u>根拠：</u> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 【課題と改善方策】 コロナ禍の収束が見通せない中で、引き続き、安全管理に関する組織体制を不断に点検・見直すことで効果的に機能させるとともに、勤務形態の多様化や非常時における在宅勤務体制等に対応した「事業継続計画」の見直し等、安全確保対策を着実に進めることが期待される。 【その他指摘事項】 主な有識者意見の概要は以下のとおり。 ア コロナ禍の極めて難しい状況下で、十分な対応がなされた。「B」評価に値すると思われる。 イ 必要性や事態の推移に応じて、基金職員や基金事業関係者の安全確保のための取組を検討して実行したことは評価できる。特に、コロナ感染については、緊急事態対策本部を設置し、各種対策を実施し、緊急事態宣言が発令されていない時期においても対策連絡会議を随時開催してい

た。これらのことから、自己評価書の「B」の評価は妥当であるとする。

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 14	情報セキュリティ対策
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成 目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
【中期目標】 (4) 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。
【中期計画】 エ 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年度版）（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。
【年度計画】 エ 情報セキュリティ対策 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）（平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」等を参考にしながら、情報セキュリティ対策推進計画（令和 2～3 年度）に基づき、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。また、セキュリティを強化し（ゼロトラスト）、且つ利便性を向上させた国内・海外拠点で 共通の情報基盤システム（クラウド・ベース）としての次

世代 IT 環境につき、令和 4 年度稼働を目指して、構築・導入計画を引き続き推進する。

【主な評価指標】

3-2. 業務実績

(1) 情報セキュリティ対策推進計画に基づき、以下のとおり必要な対策を講じた。

- ア. 平成 30 年度情報セキュリティ外部監査において複数の指摘事項があったこと、またセキュリティ・インシデントが複数発生したことから、今期中期目標期間を通じて数多くの改善策を講じたところ、令和 3 年秋の同監査では所期の目標を超えてほぼ最高点の高評価を獲得した。
- イ. 高度サイバー攻撃等への対策導入計画（平成 30 年度～令和 3 年度）に関し、要対応事項については令和 2 年度中に対応済み、その他についてはセキュリティと利便性を大幅に向上させる基盤システムとして構築中である次世代 IT 環境で実現見込み（各種の不正通信遮断機能は実装済み、監視機能は次世代 IT 環境で実現）。
- ウ. 新たに発見されたソフトウェアの脆弱性に係る対策は、外務省、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）及びコンピューター技術会社等から情報が届き次第、その都度、速やかに関係部署に事情聴取及び指示の上、必要な措置を実施した。
- エ. 関係規程及びマニュアルの整備については、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）」を踏まえ、令和 2 年度に見直した CSIRT（コンピュータセキュリティインシデント対応チーム）体制と関連規程等について、引き続き関係者への周知を行った。
- オ. 役職員向けの情報セキュリティに関する教育については、例年どおり経営陣対象及び情報セキュリティ委員会委員対象の研修、基礎的研修（新入職員対象）、標的型攻撃メール訓練を実施した。また、情報セキュリティ責任者及び管理者に対する自己点検を実施し、その結果を上記研修に反映した。

(2) 研修や情報セキュリティ意識の周知徹底等の対策に引き続き努めた結果、令和 3 年度のインシデント件数は以下のとおり。

- ア. 攻撃、ウィルス等（平成 30 年度：3 件、令和元年度：6 件、2 年度：2 件、3 年度：2 件）
- イ. 業務上の情報漏えい（平成 30 年度：8 件、令和元年度：8 件、2 年度：4 件、3 年度：3 件）

(3) 最高情報セキュリティ（CIS0）アドバイザーとともに現状の再確認を行い、改善策について協議し、順次対応に着手した。

- ア. 国内外すべての情報セキュリティと利便性をともに大幅に向上させるべく、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（令和 3 年度版）」で新たに推奨されているゼロ・トラスト・アーキテクチャを先取りして、これをベースとする次世代 IT 環境の構築を進めた。なお、同環境は従来計画どおり令和 4 年度秋に稼働の見込み。
- イ. すべての海外事務所の情報セキュリティ調査を行い、事務所ごとの現状と対応策、並びに全体の状況と対応策を報告書の形にまとめ、各事務所へのフィードバックを実施した。
- ウ. 情報システム調達ガイドラインを整備し、調達に伴う情報セキュリティを強化した。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策として政府一丸となつてのテレワーク推進の呼びかけがなされる中、次世代 IT 環境稼働までの暫定措置として構築したテレワーク環境につき、事業継続計画も意識しつつ、情報セキュリティの確保を最優先課題としつつ、情報インシデントの発生を防いだ。その上で、情報セキュリティに十分配慮しつつテレワーク環境を段階的に改善し、非常事態に備える形で在宅勤務が可能な体制を整えた。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

取組の効果が情報インシデントの発生件数の減少という形で現れているところ、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務等の拡大が、セキュリティ・インシデントのリスク増要因となることが考えられる。加えて、国際交流機関がサイバー攻撃の対象となる可能性も念頭に置きながら、引き続き、実効性のある対策強化が求められる。

今後、業務の電子化・デジタル化を進める上では情報セキュリティ対策を一層強化する取り組みが重要であり、次世代 IT 環境の構築を着実に進めるとともに、稼働前においても十分な対策を行うことが必要。

<前年度評価結果反映状況>

実効性のある対策強化を着実に推進し、懸念された在宅勤務等の拡大に起因するセキュリティ・インシデントのリスクも念頭に、執務環境を整備することができた。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠：

今期中期目標期間を通じて、情報セキュリティの一層の強化を重要課題と認識し、必要な情報セキュリティ対策を着実に実施するとともに、CISO アドバイザーとともに CSIRT の見直し等の積極的対策を行った。こうした取組により、令和3年度情報セキュリティ外部監査においてほぼ最高点の高評価を獲得するに至ったことは、実効性のある対策が講じられたことの証左と考える。また、コロナ禍への対応として、次世代 IT 環境（後述）導入までの暫定的なリモートワーク環境整備についても、限られた時間軸の中で情報セキュリティを確保しつつ、段階的に範囲を拡大して、十分な在宅勤務環境の整備を実現した。さらに、利便性と情報セキュリティの大幅な向上を目的とするものとして、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）」で新たに推奨されているゼロ・トラスト・アーキテクチャをベースとする次世代 IT 環境について、これを先取りする形で前広な情報収集に努めつつ、周到な調達手続を進めてきた結果、コロナ禍にも関わらず順調に準備が進み、予定どおり令和4年度秋の稼働を見込んでいる。

以上のとおり、所期の目標を大幅に上回る成果が得られたと認められることから、「A」評定と自己評価する。

【課題と対応】

情報セキュリティ強化と利便性の大幅な向上を図るための、本部と国内外全拠点を統一した次世代 IT 環境構築を着実に進め、実現することを第一の課題とする。同時に、海外事務所の情報セキュリティ調査結果を踏まえた対応（特に次世代 IT 環境稼働後も必須となるマネジメント面）を継続して行う。

3-5. 主務大臣による評価

＜評価と根拠＞

評価 A

根拠：

平成 30 年度の外部監査で受けた指摘事項についての改善と情報セキュリティの一層の強化に継続的に取り組み、積極的に対策を講じた結果、外部監査でほぼ最高得点の評価を得た点は高い評価に値する。

また、コロナ禍におけるリモートワーク環境の整備・改善を進めるに際し、情報セキュリティの確保を最優先課題として取り組み、これに起因する情報インシデントの発生を未然に防いだ点及び、非常事態に備える観点からも情報セキュリティを確保した上で在宅勤務が可能な体制を整えた点も評価に値する。

併せて、情報インシデントの発生件数が前年度以下と低位で推移しており、継続的な取り組みの効果が発現していると思料される点も評価に値する。

これに加え、更なる情報セキュリティの強化と利便性の向上に向け、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（令和 3 年度版）」で新たに推奨されているゼロ・トラスト・アーキテクチャを先取りして、これをベースとする次世代 IT 環境の構築を着実に進めている点も評価に値する。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、「A」評価とする。

【課題と改善方策】

まずは、これまで準備を進めてきた国内外すべての情報セキュリティと利便性をともに大幅に向上させる次世代 IT 環境を、令和 4 年度秋から滞りなく稼働させることが重要。

また、低位に推移しているとはいえ、情報セキュリティ・インシデントの発生を 0 件に近づけるべく、引き続き実効性のある対策強化に取り組むことが求められる。

【その他指摘事項】

主な有識者意見の概要は以下のとおり。

ア 機微な対応・対策が求められる案件だが、当初の目標以上の実績がみられる。「A」評価に値すると思われる。

イ ICT 技術が向上することに伴って情報セキュリティの危険性も高まり、その対策も重要度が増す。情報セキュリティの強化を行い、積極的な対策を講じたことから外部監査から最高点の評価を受けたこと、リモートワーク環境の整備・改善に努めたこと、「ゼロ・トラスト・アーキテクチャ」の理論を背景とした次世代 IT 環境の構築に努力していることなどから、自己評価書の「A」の評価は妥当であると判断する。

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）